

ベンサム『憲法典に先行する第一諸原理』を読む

西尾 孝司

目次

- 一、はじめに
- 二、第一論文「公職に適用されるべき経済性」
- 三、第二論文「諸利害の同一化」
- 四、第三論文「最高作動権力」
- 五、第四論文「憲法典の理論的根拠」
- 六、むすび

一、はじめに

1 イ・カレッジのフィリップ・ショウフィールド教授の編集によって、*"The Collected Works of Jeremy Bentham"*
『憲法典に先行する第一諸原理』⁽¹⁾と題されたベンサムの憲法論文集が、一九八九年、ロンドン大学ユニバーステ

の二巻として公刊された。本書には、次の四つの論文が収録されている。

Economy as applied to Office. 「公職に適用されるべき経済性」。

Identification of Interests. 「諸利害の同一化」。

Supreme Operative. 「最高作動権力」。

Constitutional Code Rationale. 「憲法典の理論的根拠」。

これらの四つの論文は、いずれも、一八二二年四月から八月にかけて執筆されたものである。また、これらの四つの論文は、いずれも、ベンサムが執筆した当初の意図に沿った形では、今般、はじめて公刊の運びとなったものである。⁽²⁾ただし、本書に収録された四本の論文の相当部分が、ベンサム『憲法典』の最初の編者であるリチャード・ド・アネによって、ボーリング版『ベンサム全集』第九巻として公刊された『憲法典』に編入ないしは混入されている。しかしながら、これは、ド・アネの作為的な編集によってつくられた間違った結果であった。⁽³⁾それは改竄といわざるをえないものである。

今般、公刊された『憲法典』に先行する第一諸原理』においては、編者ショウフィールド教授によって、ベンサムがこれらの論文を執筆した当初の形に復元されたといえる。編者によれば、「本巻の編集方針は、可能な限り、本巻における原文のもとになっている手稿を、明晰性と意味とを損うことなく、復元するように努めたところにある」。⁽⁴⁾

本稿は、本書に収録されている四本の論文について、その意味とその意義とを解説しつつ、その全容の骨子ともみられるものを、順次、紹介しようとするものである。

結論的にみるならば、これらの四つの論文が一八二二年のベンサムによって執筆されたことの意味するものは、きわめて大きな意義をもっているといえる。それは、一八二二年において、かれが憲法理論において決定的な大転換を成し遂げていたことを明らかにしているからである。これは、かれが、君主制をラジカルに批判しつつ、「最大多数の最大幸福」を実現しうる政治体制は、『代表制民主主義』しかありえないとする理論的立場に到達したことを意味する。これは、ベンサムの内なる民主主義理論における大いなる前進であった。

- (1) Bentham, J., *First Principles preparatory to Constitutional Code, The Collected Works of Jeremy Bentham*, ed. by P. Schofield, 1989.
- (2) Schofield, P., *Editorial Introduction*, to : *First Principles preparatory to Constitutional Code*, p. xv.
- (3) *ibid.*, p. xvi.
- (4) *ibid.*, p. xlii.

二、第一論文「公職に適用されるべき経済性」

第一論文の第一章第一節の冒頭において、ベンサムは、「善き国家の目的」について、次のように述べている。

「最大多数の最大幸福は、国家の唯一の正しく、かつ、固有の目的である。すべての人民の幸福が他人の幸福を減ずることなく増進可能である限りにおいては、すべての人民の幸福が国家の目的となる。しかしながら、他人の幸

福を減ずることなくしてはある人々の幸福が増進されえない限りにおいては、最大多数の最大幸福が国家の目的となる。

こうして産み出された幸福の正味は、国家という諸手段によって産み出された幸福量、つまり、善の数量と、逆に、国家という諸手段によって産み出された不幸量、つまり、害悪の数量とによって算定されるであろう⁽¹⁾。

「最大多数の最大幸福」——これは、ベンサムの処女作『政府論断章』（一七七六年）においても明確に確認されている立法者のとるべき第一原理であるとされている。そして、それ以降、この第一原理は、ベンサムによって、繰り返して、かつ、一貫して、確認されつづけられている。かれは、この第一原理に対して疑念をいだくことは全くなかったのである。

また、「最大多数の最大幸福」の正味は、国家によって産み出された幸福の総量と国家によって失われた損失の総量との差額によって確定する。したがって、この差額がマイナスとならないようにするためには、まず、国家が最大多数のための最大幸福量を実現するために使用するさまざまな手段にかかわる費用（コスト）を最少限化しなければならぬ。ここに、国家の手段化を極限にまで押し進めていくことが要求されるとともに、その費用を最少限化してゆくことが要求されるのである。

「あらゆる国家は、まさに、その本質において、害悪である。なぜならば、国家は義務を創設することによる以外にはその機能は遂行されえないからである。しかも、あらゆる義務は、それ自体としては、害悪だからである。したがって、国家の諸権力を行使することは、害悪をなすことである。国家の唯一の正しく、かつ、固有の目的を追求するために、国家の諸権力を行使することは、最大可能量の善を達成しようとする目的と意図にもとづいているとはいえず、害悪をなすことにほかならないのである」(ibid., p. 4)。

ここには、国家「害悪説」が明瞭にして明確に主張されている。すでに、ベンサムは、『立法の理論』（一八〇二年）において、徹底した国家「害悪説」を主張している。⁽²⁾ ベンサムの国家「害悪説」は、苦痛「害悪説」を起点にした刑罰「害悪説」と法「害悪説」からの論理必然的な帰結であった。一八二二年のベンサムは、このような国家「害悪説」を来たるべき『憲法典』の第一原理の一つとして確定したのであった。ベンサムによれば、「とにかく政治機構全体を通していえることは、善をもたらさない部署はすべて害悪をもたらす、といえる。政治機構が複雑になればなるほど、邪悪な利益の伏魔殿となつてゆく」(ibid., p. 102.)。

このような論理は、『憲法典』においては、権力分立論の否定のみならず立法議会の二院制の否定として展開されることになるであろう。かれは、国家権力の行使に伴う費用を最少限化しなければならぬと考えている。かれは、「あらゆる損失は害悪である。あらゆる損失は、どのような形のものであつても、害悪にほかならない」(ibid., p. 4.)と考へていた。かれは、「行政上 unnecessary 部署であるにもかかわらず、事実上の権限をもつ部署の数が増えれば増えるほど、邪悪な利益が跳梁する階段の数が増えてゆく」(ibid., p. 105.)と考へていたのである。

こうして、ベンサムの課題は、まず、国家権力の行使に伴うさまざまな「費用」(イクスペンス)を最少限化するところに設定された。それでは、かれにとって国家にかかわる「費用」つまり「損失」とは、どのようなものがあるのだろうか。かれは、次のような「損失」を列挙している (ibid., p. 5.)。

- ① 税金。
- ② 懲罰。
- ③ 報酬。
- ④ 意図的な動機にもとづく位階の創設。

⑤ あらゆる形の義務。

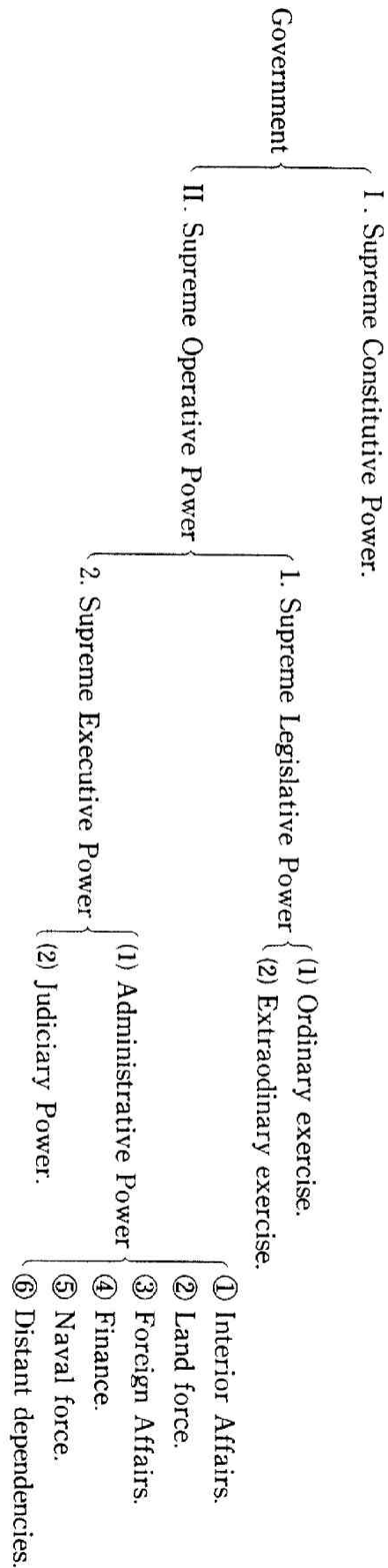
⑥ 略奪（以上の他に不必要な損失が生ずる場合には、これを略奪という）。

ベンサムによれば、「国家の損失という題目ないしは名称の中には、損失という言葉は最も広義に解釈されるべきであるが、あらゆる形の害悪が包含されうる。善を産み出してゆくことが国家の唯一の固有の目的ないしは目標であるとしても、善を産み出そうとしているか否かにかかわらず、その過程であらゆる形の害悪が作りだされるのである」(ibid., p. 5)。ベンサムは、国家の目的は善を産み出すところのみその存在意義が認められるとしても、国家はその過程で、つまり、善を産み出すために、害悪を使用せざるをえないことを強調している。そこには、強烈なコスト意識がある。すなわち、それは、コスト計算の意識である。そして、かれは、国家によって作り出される害悪が害悪の範囲にとどまっている限りにおいては、そのような害悪は許されるべきではない、と主張しているのである。国家は、それ自体としては害悪であり、その害悪以上の善を産み出すことができないう限り、国家によるそのような害悪は許されないのである。

それでは、ベンサムにおいて国家とは、機構論的にはどのような構成をとるべきものなのであろうか。国家の機構論的構成については、この第一論文では、わずかに七頁足らずしか述べられていない。その主たる部分を図式化すれば、次ページのようなものとなる (ibid., pp. 6-7)。

ベンサムによれば、「国家におけるあらゆる権力は、作動権力ないしは構成権力のいずれかに当たる」(ibid., p. 6)。作動権力は国家の具体的な職務を執行してゆく権力であり、構成権力は作動権力の職務を執行する担当者を選出したり任命したり解任したりする権力である (ibid., p. 6)。

かれは、一つの国家は、つねに、「最高構成権力」と「最高作動権力」によって構成される、と考えている。そし



て、最高作動権力は、「最高立法権力」と「最高執行権力」から構成される。最高立法権力は、その機能として、「一般的権限」と「特別的権限」とをもつ。後者は、最高執行権力の担当者の解任権である。最高執行権力は、「行政権」と「司法権」から構成される。そして、行政権は、①内務省、②陸軍省、③外務省、④大蔵省、⑤海軍省、⑥植民地省の六つの官庁から構成される。

以上のようなかれの国家機構論は、『憲法典』における展開として比較して、きわめて不十分なものであり、その骨格的な素描にすぎないものである。ここでは、『憲法典』への機構論的展開の骨格は提示されてはいるものの、それらは『憲法典』と比較してかなり未成熟なものであったといわざるをえないであろう。⁽³⁾ その最大の理由は、『憲法典』の国家機構論と比較した場合、この第一論文においては、「最高構成権力」の位置づけが不明確であるところにある。一八二二年以降のかれにあっては、国家構造全体における最高構成権力の位置づけが明確になるにしたがつて、人民主権論と世論法廷の重要性が強調されることになるのである。

I 道徳的適正能力の確保 ベンサムの第一論文の執筆意図は、『国家の経済性』はいかにすれば実現できるか

という枠組みの中で、これを国家権力の執行にたずさわる公職者たちの①道徳的能力、②知的能力、③職能的能力の三つの視点から論究しようとするところにある。すなわち、かれらのそのような三つの能力が最大限化されることによって、『国家の経済性』が首尾よく実現できるのである。しかも、それは、同時に、「最大多数の最大幸福」を実現できる唯一の方途でもある。なぜならば、国家権力の執行にたずさわる公職者たちのそのような諸能力が最大限化されることによって、国家権力の濫用や国家予算の浪費的支出を事前に防止することが可能となるからである。そのためには主権者たる人民の不断の監視と批判とが不可欠であることはもちろんであるとしても、国家権力の執行にたずさわる公職者たちの道徳的・知的・職能的な諸能力が政治制度として完全に確保されることがその大前提となるであろう。ここに、ベンサム of の着眼点もあつたのである (*ibid.*, p. 4)。そして、このような視点からの行政組織論は、『憲法典』において見事に開花・結実するのである。

それでは、「道徳的能力」とは、どのように定義されるのであろうか。ベンサムは、これを次のように定義している。

「ここで問題とされる職務との関連において考えられる道徳的能力とは、消極的な資質である。すなわち、それは、可能な限りでの、人間本性に普遍的なある性癖の欠如によって構成されているものである。各個人の心情に秘められているこの性癖は、あらゆる情況において、かれにとってかれ自身の優越的な利益と思われる利益に対して、その他のすべての人々の利益を犠牲にしてもかまわないとする性癖である。そのようにふるまうことによつて得られるかれ自身の幸福を獲得するために、かれは、その他すべての諸個人の幸福を奪い取ったり妨害しようとしているのである」 (*ibid.*, p. 13)。

ここには、ベンサムの人間本性に対するある不信感が述べられている。人間本性は普遍的なものであつて、それは

他人の利益よりもつねに自分自身の利益を優先させようとするものである。問題なのは、このような自利優先という人間性の普遍的性癖は、権力の座にある者に特別に顕著に認められるところにある。権力の座にある者は、その公僕たる立場を放棄して、その権力を自己自身の利益のために濫用する可能性をつねにもっている。それゆえにこそ、ベンサムは、権力の座にある者の「道徳的能力」として、自利優先の人間本性をコントロールしうる資質を要求したのであって、これを政治制度論として展開しようとしたのである。かれは、「自分自身が幸福になりたいという欲望としての自利心は、あらゆる情況において、人間本性において優越的な欲望であり、優越的な性癖である。社会的配慮や同感的配慮や他人を幸福にしようとする欲望は、人間本性において優越的なものではない」(ibid., p. 14.)と述べている。

また、かれは、重ねて、次のように述べる。「代表機関のあらゆるメンバーは、かれが人間である限り、自分自身の利益に対して、その他のすべての人々の利益を犠牲にしてもかまわないとする性癖をもっており、その職務上かれに与えられている権限を行使する場合に、その信託を裏切ることがありうる性癖をもっている。しかし、このような自利優先という人間の性癖の発現を予防することは、憲法がその目的を明確にするならば、憲法によってこれを行なうことができるのである」(ibid., pp. 43-4.)。

人間とは己れの欲望には弱い存在である。とくに、権力をもつ人間は、その権力の濫用によって己れの欲望を実現しようとはかる誘惑に陥りやすい。しかし、それは、人民の信託を裏切ることである。これは、人民の公僕たる代議士や官吏には許されないことである。したがって、憲法上の政治制度によって、そのような人間性の発現を事前に防ぎ止しなければならぬのである。

「国家機関に所属する人物で、『私は腐敗するような性癖をもつ人間ではない』と言い張る人物がいるとすれば、

それは、『私は食欲のない人間である』と言い張っているようなものである』(ibid., p. 44.)。ここには、「あらゆる場合において、あらゆる人間行為は、かれ自身の利益によって決定されている」(ibid., p. 68.)とするベンサムの間人性観が端的に表現されている。それは、「絶対的権力は絶対的に腐敗する」というイギリスの格言を人間性の視点から表現しようとしたものであったといえる。

「その希望がかなえられる可能性のないところでは、そのような性癖や欲望や欲求はほとんど起こりえないであろう。人は、その獲得可能性がないと思われるところでは、それを獲得しようとする欲求をもとうとはしなくなるものである。したがって、成功の可能性や見込みへの道が完全に閉ざされたところでは、そのような欲望は押さえられ、弱められるはずである。ここでは、そのような性癖は、ちらちらゆらめく炎にとどまり、燃えさかることはないであろう」(ibid., p. 13.)。

ここに、人が本来的にもっている自利優先的性癖の発現を事前に防止するための政治制度論が憲法の根幹をなすものとして求められるのである。諸個人が私人として生きる限りにおいては、ベンサムの「功利の原理」によれば、自己の最大幸福を実現すべく努力することが是認される。しかし、人民の公僕としての公職にある限り、人は自己の最大幸福を求めることは許されないのであり、人民の最大多数の最大幸福を追求しつづけなければならないのである。こうして、かれは、次のように述べて、この第一論文の執筆意図を限定したのである。

「個人的な生活に関しては、この論文は、直接的にはなにも言うことはない。ただ、公的な生活を対象とするのみである。個々人の生活を全体としてみるならばこのような見解は間違っているとしても、少なくとも公人としての生き方について、公人の内なる精神には社会的配慮が優越しており、その他の多くの人々の幸福を犠牲にしてかれ自身の幸福を追求することはないであろう、と主張することは間違っており、そのような間違った主張は、実際上

においては最も恐るべき結果をもたらし、最大量の害悪を産み出すであろう」(ibid., pp. 14-5.)。

ベンサムによれば、人民の公僕としての公職にある者について、かれらがなんらの法的規制もなしに、その人間本性から自己の幸福よりも全体の幸福をつねに優越して実現してゆくにちがいないと考えることは間違っている。そのようなことは、人間本性からは期待することはできないのである。なんらの法的規制もないところでは、人民の公僕といえども、公に対して私の利益を優先させる結果に陥るのが人間本性の常なのである。こうして、かれは、憲法によって、人民の公僕たる公職者に対して、厳しい法的規制を制定しなければならぬと考えたのである。

「ここで道徳的能力とは、実・際・的・無・害・性を意味するにすぎない。そのような無害性は、無能力によってもたらされるものにはかならず、官吏めいめいにこのような無能力性を確立しつつ、同時に、かれに次のような能力を残すことによってもたらされる。すなわち、かれに悪いことをできないようにしつつも、正しいことを充分に行ないうる能力を与えることである。これは、たいへんむずかしいことではあるが、立法の仕事にたずさわる人々の不断の努力目標たらねばならないことである(強調引用者)」(ibid., p. 15.)。

道徳的能力とは、積極的には、正しいことを充分になしうる能力であり、消極的には、悪いことをなさないような悪に対する無能力を意味する。ベンサムが『実・際・的・無・害・性』によって強調しようとしたことは、公職者は悪いことに染まってゆくようなことが絶対にあってはならないということであろう。悪をなしえない能力としての無能力——それが公職者に求められる道徳的能力の第一条件とされている。そして、その上で、正しいことを充分に遂行しうる能力が求められるのである。これは、ベンサムが率直に認めているように、きわめて困難な課題ではあろう。しかし、かれは、これを立法論によって解決しようと考えたのである。

それでは、『実・際・的・無・害・性』は、どのような政治制度によって実現できるのであろうか。ベンサムによれば、その

根底には、「公僕の私的利益が普遍的利益と対立することを除去する」(ibid., p. 16.) ところにあり、そのためには、次のような条件が求められる。

「人民の最大多数の最大幸福は、社会が普遍的安全と両立しうる平等に接近し、かつ、普遍的生存の永続性を確保するための安全にとって必要条件である恒常的な豊富と両立しうる平等に接近すればするほど、外形的諸手段が、それがどのようなものであっても、社会の全員によって共有されることを要求する(強調引用者)」(ibid., p. 16.)。

ここで、ベンサムは、二つのことを主張している。その一つは、社会が全体として《平等》に接近してゆくことは大変よいことである、ということである。しかし、その平等は、あくまでも、普遍的安全と両立しうるものでなければならず、かつ、普遍的生存を確保しうる恒常的な豊富と両立しうるものでなければならぬ。もう一つは、そのような意味での平等社会が実現すればするほどに、社会の全員によって《外形的諸手段》が共有されなければならないということである。そして、かれのこのような《外形的諸手段》こそが憲法の根幹をなすべきものであり、結論を先き取りして言えば、これこそが《代表制民主主義》にほかならないのである。

このような視点から、ベンサムは、君主制を根底的に批判する。かれによれば、君主制は、君主個人の私的な最大幸福を目ざしている政体である。君主制にあっては、幸福を実現しうべき《外形的諸手段》の大部分が君主個人の絶対的支配下にある(ibid., p. 16.)。「いとして、一方における君主と他方における社会のすべてのメンバーとの間には、正反対の利益しかありえない」(ibid., p. 16.)。

ベンサムによれば、君主が人民の最大幸福のために働くことはありえない。「支配者の利益と人民の利益とが一致するのは、その利害の対立が除去されない限りありえない」(ibid., pp. 16-17.)。すなわち、人民の最大幸福は君主制によって実現されることはありえないのであり、人民の最大幸福は《代表制民主主義》によってしか実現されえない

のである。それは、《憲法》の新たな立法によってしか実現できないものである。

「その利害が正反対に対立している状態が自然状態にほかならないのであって、社会的慣習によってそれが除去されることのない限り、法という手段と制度という手段によってのみ、そのような利害の対立は除去されるのである。同一の利害にかかわる一方と他方との利害の一致がもたらされるのである（強調引用者）」(ibid., p. 17.)。

ベンサムは、諸利害の対立は、新たな法と制度の制定によってのみその和解が可能となると考えていた。かれは、そこに、《普遍的利益》の実現をみていたのである。逆に、かれは、普遍的利益に反して個人的ないしは特殊な利益をはかろうとするに至る事態を「政治的腐敗」と呼び、そのような政治的腐敗によって普遍的利益が損なわれる原因を「邪悪な犠牲」(sinister sacrifice)と定義している(ibid., p. 17.)。

そのような邪悪な犠牲は、国家の本来的な目的に反するものであり、刑罰と法的禁止によって規制されなければならない。もしそのような邪悪な犠牲の跳梁を許すならば、「最大多数の最大幸福を目的とする政体から邪悪な犠牲を目的とする政体へとすり換えられてしまうであろう」(ibid., p. 18.)。それは、「君主一人の最大幸福」(ibid., p. 19.)を求める政体にする換えられてしまうであろう。そして、そこでは、「道徳的適性能力は最少限化してしまう」(ibid., p. 19.)のである。

ベンサムは、そのような政治的腐敗は、「ある国家において国家権力を行使する人物たちが権力をその意のままに利用できる限り、幸福の外形的諸手段の総体において発生しうる(強調引用者)」(ibid., pp. 20-21.)としている。そのような《外形的諸手段》に関する人間の欲望には限りがないといわざるをえないとしても、そのような人間の欲望の対象は、主として、次の二つに分類することができる(ibid., p. 20.)。その一つは、国家の意のままになるものであり、具体的には、「権力」と「カネ」である。もう一つは、国家の意のままにされるべきではないものではあるが、

「意図的な動機にもとづく位階」であり、具体的には、「不当な安楽」や「特権的復讐」である。「不当な安楽」とは、職権濫用によって得られる安楽である。「特権的復讐」とは、その職権を用いて、官吏がかれ自身やかれの仲間の利益のために復讐心を満足させようとするものである。

いずれの場合にせよ、公職の座にある者がその権力や職務権限を濫用することによって利己的な利益を漁ろうとするところに政治的腐敗が発生する。これを、ベンサムは、「邪悪な犠牲」と呼んだのである。「邪悪な犠牲」とは、邪悪なる私的利益のために公的利益が犠牲とされることを意味する。かれは、ある邪悪な犠牲によって「ある邪悪な当該利得」(*ibid.*, p. 20.) がその公職者にもたらされるとする。そして、そのような邪悪な利得への思惑が、その公職者の「邪悪な作為」(*ibid.*, p. 20.) への誘因と誘惑の動機となっているのである。

ベンサムによれば、政治的腐敗は、二人の当事者によってもたらされる(*ibid.*, pp. 21-3.)。その一人は、「腐敗に引きこむ者」(*corrupter*)であり、もう一人は、「腐敗を働く者」(*corruptee*)である。前者は、邪悪な犠牲をそそのかす者であり、後者は、邪悪な利得を得ようとする者である(*ibid.*, p. 21.)。ベンサムは、絶対君主制の下においては、この両者を絶対君主が兼ねる、としている(*ibid.*, p. 23.)。絶対君主は、その同調者なくしても、自らの権力によって「邪悪な利得」を追求できるからである。なお、混合政体においても、また、部分的民主制においても、君主とその官吏とが共同して、「邪悪な利得」がはかられる(*ibid.*, p. 23.)。

それゆえ、君主制や貴族制、ないしは、擬似民主主義においては、邪悪な犠牲と邪悪な利得がその支配的な動機になることは避けられないのである。なぜならば、「君主の掌中に、幸福の外形的諸手段としての権力、カネ、および、復讐手段が集積している」(*ibid.*, p. 172.) からである。

「その選挙民の利益に反する代表者たちによってのみ、特殊な制度が設立されたり、温存される。そして、そのよ

うな特殊な制度の下で、行政部門を通して、邪悪な犠牲が跋扈するのである。この点では、選挙民が直接かかわることはない。しかし、その同じ選挙民の意志や力にもとづいて、程度の差はあるにもせよ、そのような代表者たちの機関は構成されるのであり、それぞれの代表者たちは、その利益に応じて行動しているのである。したがって、選挙民たちの動向によって、腐敗の主たる内容と邪悪な犠牲の内容とが同時に決まる。そして、行政部門の長によって、代表機関のメンバーたちやかれとかれの仲間たちの間に、どのような腐敗をだれに配分するかが決まるのである。

ここには、『腐敗に引きこむ元締』(Corrupter General) がいる。それは、当該国家の長である。すなわち、それは、混合君主制においては君主であり、代表制民主主義においては大統領である。代表制民主主義においては、『腐敗を働く者』(Corruptees) には、二つの種類がある。その一つは、自分たち自身のために腐敗を働く場合であり、人民の代表者たちである。もう一つは、人民の代表者にまで腐敗を拡げようとして腐敗を働く場合であり、それぞれの選挙区における人民それ自身である」(ibid., p. 24-5)。

みられるように、ペンサムは、邪悪な犠牲の契機をつくる者は、行政部門の長であり、それは君主か大統領である、としている。本来的には、代表制民主主義においては邪悪な犠牲は起こりえないはずではあるが、代表者がその選挙民の利益に反して行動することが起こりうるであろう。この場合には、代表者は、その選挙民の利益に反して、自己の利己的な最大幸福を追求しているのである。ペンサムは、人民が全体として同時に腐敗することはありえないとする人民に対する楽観的な立場をとってはいたけれども、ある特定の選挙区の人民が腐敗して、その結果としてその人民の代表者を腐敗させてゆくことがありうることを想定している。すなわち、この場合、人民それ自身とその代表者とが、ともに、同時に、腐敗するのである。

ここに、ペンサムからすれば、どのようにすればそのような腐敗を防止することができるか、という課題を問うことが不可避となった。かれは、そのような腐敗に対するその最も重要な《防腐剤》(ibid., p. 25.) は、公職にある者の「道徳的適性能力」を最大化してゆくところにあると考えた。そして、かれは、その防腐剤としての「道徳的適性能力」を最大化しうる政治システムを構築しようとしたのである。結論的にいえば、かれは、そのような政治システムは代表制民主主義しかありえない、とする地平に到達するのである。絶対君主制や混合君主制は、政治腐敗を防止することはできない。したがって、その政治原理的視点からのみではなく、どのようにすれば政治腐敗を防止することができるかという視点からしても、絶対君主制や混合君主制は排除されなければならないのである。

「こうして、腐敗の露顕可能性が、まさに代表制の本質となる。これこそが、代表制民主主義の本質である。これに対して、混合君主制の本質は、君主制以外の機関を混合しているところであり、とくに人民を代表する機関を混合しているところにある。そのような混合君主制を創設することは、それゆえ、腐敗を創設することである。それは法によってそのような腐敗を創設することである。同様に、代表制民主主義を創設することも、腐敗を創設することである。法によってそのような腐敗を創設することである。この限りにおいては、代表制民主主義と代表機関をもつ混合君主制との間には違いはないのである。

この二つの政体がいずれも腐敗しうる可能性がある点では違いはない。その違いは、次の点にあるというべきである。すなわち、代表制民主主義においてのみそのような腐敗防止装置が制定されるのであり、かつ、実際的にも腐敗防止がなされてきたのである。そして、そのような装置によって腐敗の芽が腐敗という結果に拡がってゆくことを相当程度において防止してきたのであった。こうして邪悪な犠牲が結果として起こることを相当程度において防止してきたのである。これに反して、混合君主制においては、そのような装置が欠落しているために、腐敗の

芽が腐敗という結果に拡がってゆくことを防止することはできない。それどころか、腐敗の芽は絶えず増大してゆくのである。さらに悪いことは、そのような腐敗の結果それ自体が絶えず自己増殖してゆく。腐敗の自己増殖という点では、また、邪悪な犠牲によってつくられた被害の結果という点でも、混合君主制と絶対君主制の区別はなくなってしまう。こうして、人民は、憤激して立ち上がり、結果的には純粹君主制となってしまう混合君主制を廃止し、それに代わる別の政治体を設立しようとするのである」(ibid., pp. 25-6.)。

みられるように、ベンサムによれば、いずれにせよ、政治体つまり国家はどのような政体であれ、すべて、「腐敗の芽」を内包しており、この点では、人民が主権者でありその構成権力をもつ代表制民主主義といえども例外ではありえない。しかし、「腐敗の芽」が結果的に腐敗となって現れることを未然に予防しうる政治体は代表制民主主義しかありえないのである。なぜならば、代表制民主主義のみが腐敗を暴露し、これを報道しうる自由をもっているからである。これに反して、君主制においては、すべて例外なく、「腐敗の芽」がふくらんでゆき、それが結果的な腐敗となって現われる。しかも、そのような腐敗は自己増殖してゆく。なぜならば、君主制においては、腐敗が暴露され、これが厳しい批判にさらされることが起こりにくいからである。これは、絶対君主制においては絶対的に避けたいことであるが、混合君主制においても本質的には避けがたいことである。したがって、そのような腐敗の結果の不可避性という点では、絶対君主制と混合君主制は全くその違いは存在しない。

こうして、ベンサムは、唯一、代表制民主主義のみが、政治的腐敗の予防という視点からしても、採用されるべき正しき善き政治体である、と考えるに至ったのである。これが、一八二二年のベンサムが到達した憲法論的地平であった。この時、かれは、七四歳に達していた。したがって、ベンサムの憲法体制の枠組は、唯一、代表制民主主義のみである。かれは、代表制民主主義をその唯一の正しき善き憲法体制であることを大前提として、その『憲法典』の

執筆に取り組んでゆくのである。

政治腐敗防止のための六つの装置

権力の座にある者は、生身の《人間》である。そして、生身の人間である限りにおいて、権力の座にある者は、「人間性に共通する傾向」(ibid., p. 27.)をもっている。その人間性に共通する傾向とは、《自己優先》(self preference)である。「自己優先とは、その他のすべての利益を犠牲にしても自分自身の利益の追求を第一と考えることである」(ibid., p. 27.)。もし権力の座にある者がそのような自己優先によって立法にたずさわったり、行政や司法にたずさわったりしたならば、最大多数の最大幸福は逆に阻害されてしまうであろう。君主制とは、まさに君主が自己の最大幸福をのみ優先させて、人民の最大幸福を妨害しようとするものである。

しかしながら、ベンサムによれば、そのような事態は、代表制民主主義においても起こりうる可能性は避けられない。代表制民主主義の下においては、権力を付与されている者は「公僕」(public functionary)であり、かれは「公衆からの受託者」(trustee for the public)であって、自己優先は断じて許されるものではない。もし公僕たる官吏が自己優先をはかるならば、かれは「邪悪な犠牲」を働いていることにほかならないのである。したがって、問題は、次のように提起されなければならないであろう。

「ここでの問題は、そのような邪悪な犠牲を防止するための装置をどのようにしてつくるか、ということである。

それは、作動部門の公僕たちの利益とは反対の利益が、その公僕たちの選出母体において構成権力をもつ人々を含めたその当該社会のメンバーの利益となるような装置をつくることにほかならない」(ibid., pp. 27-8.)。

ベンサムによれば、このような目的のための装置には、直接的手段と間接的手段がある。「ここで直接的手段とは、当該の強力を直接的な方法によって規制しようとするものであって、多くのさまざまな方法によってその強力を総量を減少させてゆこうとするものである」(ibid., p. 28.)。そして、そのような直接的手段としては、次の四つがあ

る (*ibid.*, p. 28.)。

- ① その権力の最少限化。これは、公僕たちのもつ権力の総量をできるだけ最少限にすることである。
 - ② その公金支出の最少限化。これは、公僕たちの自由になる公金の総量を最少限にすることである。
 - ③ その俸給の最少限化。これは、公僕たちに支払う俸給を最少限化してゆくことである。
 - ④ 意図的な動機にもとづく位階の排除。低い俸給の代わりに位階に叙することを禁止する。
また、「ここで間接的手段とは、ある対抗力つまり別の強力を用いることによって腐敗を防止しようとするものである」(*ibid.*, p. 28.)。そして、そのような間接的手段としては、次の二つがある (*ibid.*, p. 28.)。
 - ⑤ その法的責任の最大限化。これは、公僕たちの官位や職責に応じた法的責任を最大限化することである。
 - ⑥ その道徳的責任の最大限化。これは、大衆的ないしは道徳的サンクションという力をもつ《世論法廷》のメンバーに対する、とりわけ、その選挙母体に対する公僕たちの道徳的責任を最大限化することである。
- ベンサムは、この第一論文においては、公僕たちの道徳的適性能力に関して、以上のような①～⑥について詳述しており、以下において、これらを順次紹介しつつ考察することにした。

権力の最少限化 これは、道徳的適性能力の視点からする、政治的腐敗を防止するための第一の手段である。ベンサムは、公僕がもつ権力を最少限化するための方策として、①解任制と処罰制、②分権化、③官職権限の範囲の限定化、の三つの方策をあげている。とりわけ、かれは、解任制と処罰制の重要性を強調している。

ここで「権力の最少限化」という場合の「権力」とは、「ある一定目的のために一定の物資と一定人数の職務とを裁量しうる権限であり、ここでの物資の中には公金が含まれる」(*ibid.*, p. 30.)。そのような権限は、「全社会の利益」(*ibid.*, p. 30.)のために公僕たちに付与されているのであって、公僕自身の利益や特定個人の利益を実現するために行

使されてはならないことはいうまでもない。しかしながら、その権限が公僕たちによってその特殊利益のために濫用される可能性がある限り、その権限にハドメをかけておくことが必要不可欠となるであろう。

そのハドメの主たるものとして、ベンサムは、その構成権力をもつ人民に対する公僕たちの《服従》を確保しうる制度を創設すべきであると考えている。こうして、かれは、その具体的な制度として、構成権力をもつ人民の公僕たちに対する《解任権》と《処罰権》とを構想したのである。かれによれば、「このような解任権なくしては、そのような服従と従属関係はノミナルなものにすぎなくなってしまうであろう。人民からの受託者であることと人民に対して忠実でないこととは、同時に起こりうることである」(ibid., p. 31.)。それゆえ、人民に解任権なくしては、公僕は、「事実上は人民の主人となり、人民の公僕は名のみとなってしまふ」(ibid., p. 31.)であろう。

加えて、人民からの受託者たる公僕は、ある処罰権に服従しなければならぬ。

「最高作動権力機関に所属する公僕は、ある方式において、最高構成権力に所属する公僕に服従しなければならぬ。すなわち、その処罰権への服従である。これは、構成権力に属する公僕それ自身によってではなく、かれらによってそのために任用された特別の公僕によってなされる刑罰である。この任務にあたる公僕は、もちろん、それぞれの選挙区から選出されたものであって、第二の最高作動機関のメンバーを構成する」(ibid., p. 32.)。

これは、ベンサムが、立法機関の中に、公僕の職権濫用を裁くある種の裁判所を設立すべきであることを構想していたことを意味するものである。この第一論文では、かれは、その具体的な機関名については、なにも述べていない。しかし、かれは、次のように述べて、行政権にたずさわる公僕は、立法権に服従しなければならない、としている。「最高行政権力にたずさわる公僕は、あらゆる面において、最高立法機関の公僕に服従しなければならない」

(ibid., p. 33.)。

すなわち、最高立法機関は、次の五つの特別権力を最高行政権力に対して有している。それらは、①解任権、②司法的に行使される処罰権、③その行為に適用される事前阻止権、④その行為に適用される執行猶予権、⑤その文書に適用される発行停止権、である (*ibid.*, p. 33)。これら五つの特別権力によって、ベンサムは、立法権力による行政監督権が充実な体系として確立しうるであろうと期待したのである。

それでは、このような行政監督権は、行政権の長にある大統領ないしは首相にも適用されるのであろうか。「最高行政権力の座にある者は、最高作動権力をもつ者たちに服従しなければならない。これは、その解任権への服従のみならず、その処罰権への服従をも意味する」 (*ibid.*, pp. 33-4)。大統領ないしは首相の権力が肥大化したり、その個人的権力が増大したりする場合、「憲法は転覆し、代表制民主主義から、つまり、代表を通じて行動する民主主義から、絶対君主制へと変質してしまう」 (*ibid.*, p. 34) であろう。したがって、立法権力は、大統領ないしは首相の職権濫用に対して、解任権や処罰権を所持しなければならないのである。

しかしながら、他方では、「最高作動機関のメンバーは、最高執行権力の座にある者によっていつでも解任される」 (*ibid.*, p. 34)。すなわち、大統領ないしは首相は、最高作動機関に属する公僕たちに対する解任権をもつ。ここにいう「最高作動機関に属する公僕たち」の範囲については、ベンサムはなにも述べていない。したがって、大統領ないしは首相のもつ解任権の範囲も不詳であるといわざるをえない。また、そこにいわゆる議会に対する解散権が含まれているかどうかも不詳である。なお、『憲法典』第一巻では、首相の解任権は、その下位にある大臣と各省庁のあらゆる職階にある公僕に対する罷免権に限定されている。すなわち、その議会に対する解散権は否定されている。⁽⁴⁾

問題は、ベンサム自身が気付いているように、そのように両権力に相互的な解任権を認めると、一つの政治体の中に二重権力状態がつけられるのではないか、というところにある。かれ自身は、その初期から、法主権命令説に立

って、そのような二重権力状態はアナーキーにほかならないとして、これを最も警戒していたのである。⁽⁶⁾ このような最高執行権力による解任権の限定について、かれは、「そこには、ある種の非一貫性や相互矛盾はなにもない」(*ibid.*, p. 35.)と断言している。その理由を、かれは、次のように述べている。「いずれの場合でも、同一の結果がもたらされるであろう。すなわち、最高構成権力をもつ人民全体が究極的には判断を下すからである」(*ibid.*, p. 35.)。そして、最高作動権力による解任であれ、最高執行権力による解任であれ、かりに不当な解任であると人民によって認定された場合には、「そのような不当な解任を行なった者が処罰される」(*ibid.*, p. 35.)のである。

ベンサムの人権の根底には、人民は全体としては腐敗することはありえないとするオプチミズムがあった。「人民は、全体としては、かれらの利益と幸福に関するその究極的な結果を決定しうる支配者である。人民以外のさまざまな権威は、人民がその幸福実現のために用いる道具でしかない」(*ibid.*, p. 35.)。また、ベンサムは、次のようにも主張しているのである。「人民のもつ最高構成権力は、大きければ大きいほど、人民の利益となる」(*ibid.*, p. 30.)。このような人権は『憲法典』においては、最高立法議会の《絶対性》として展開されることになる。

ベンサムは、最高作動権力にたずさわる公僕の権力を縮減する第二の方法として、《分権化》(fractionization)をあげている(*ibid.*, p. 36.)。これは、ある権力の全体を特定個人や特定機関に付与するのではなく、さまざま複数の個人や機関に分割して付与すべきであるとする構想である。仮りにある権力の全体が一人の人物ないしは一つの機関に集中し、その権力が濫用されるようになった場合、人民がもつ最高構成権力をもってしてもこれを正常にもどすことは容易ではなくなりうる場合が考えられるであろう。それは、次のような理由による。「満一年間、絶対的権力の座にあった者にとっては、その翌年度も、再び絶対的権力の座につこうとすることはむずかしいことではない。その最初に着任した時の動機がどのようなものであれ、それと同一の動機がその翌年度に向かつてより更に強く働くであろう

う。その上、翌年度は、それは更に容易となるであろうし、結局かれを辞任させる機会はなくなってしまふであらう」(ibid., p. 36)。

こうして、「そのような動機を支えて働く惰性は、毎年毎年、強まってゆくであろう」(ibid., p. 36)。したがって、ある権力が一人の個人や一つの機関に集中しない方がよいし、その権力にたずさわる者の任期は短い方がよい。この点で、ベンサムは、次のように主張する。

「選挙の毎年性に加えて、最高作動機関は多くの諸個人の間で分有されるべきである。各個人は、それぞれの選挙区がもつ権力の分有に参加するのである。このようにして構成された最高作動会議体のメンバーは、各々、全国土を分割してつくった各行政区に割り当てられる。したがって、そのメンバーは、各々、最高構成権力の共有者たちである社会のすべての構成員たちを分割してつくった行政区の人々、つまり、一語でいえば、選挙民を代表しているのである」(ibid., pp. 36-7)。

このようなベンサムの《分権化》の主張は、ある権力の特定個人ないしは特定機関への集中化を否定するものである。それは、まさしく、《代表制民主主義》の主張にはかならない。しかも、その選挙区制は、いわゆる《小選挙区制》が望ましい。それは、そこから選出される代表者(つまり、立法者!!)とその選挙区民との距離が近かければ近いほどよいとする理由にもとづいている。かれは、人民の利益は基本的に一致しうるとする同質的社会観にもとづいて、その代表者はできる限り小さな地区から選出されるべきであると考えたのである。その理由の極致は、選挙区民の利益がその代表者の利益と完全に一致するところにある。その意味で、かれは、代表者の任期を一年にすべきであると主張したのである。そして、これは、『憲法典』においても、明確に主張されている。なお、ここでの「最高作動権力」は、ただ単に、その最高立法議会のみ限定して解釈されてはならないことはいうまでもない。

ベンサムは、最高作動権力にたずさわる公僕の権力を縮減する第三の方法として、《官職権限の範囲の限定化》をあげている。この官職権限については、かれは、憲法部門と刑法・市民法部門とを区別すべきであるとしている。その上で、かれは、これらの両部門にふさわしい官職権限の縮減をはかるべきであると主張したのである。しかしながら、かれは、この点については、これ以上の展開を示していない。ここでかれが強調したかったことは、立法部門にせよ、行政部門にせよ、国家が市民生活上のあらゆる分野に勸奨的または禁止的な強制を加えるべきではない、ということであろう。国家によるそのような規制が強まれば強まるほど、それを担当する当該部署の数が増加するのみならず、その権力が強まり、そこに政治的腐敗が醸成される可能性が増大するからである。この点からすれば、かれは、明らかに、官僚制国家に対して否定的であったと解釈できるのである。

公金支出の最少限化　これは、道徳的適性能力の視点からする、政治的腐敗を防止するための第二の手段である。この課題を考える視点は、二つある。その一つは、なぜそのような公金支出の最少限化が必要であるか、ということである。もう一つは、そのための最も効果的方法はどのようなものであるか、ということである。

第一の点に関しては、ベンサムは、まず、最も骨格的な行政組織論を提示する。それによれば、先にみた各省庁には各々担当大臣が置かれ、その下に、《行政局長》(Chief Executive functionary)が置かれる。この行政局長は、その下位にある官吏たちの任用権と解任権とをもつ (*ibid.*, p. 40)。さらに、この行政局長には、一定の予算執行権が委任される。その予算額の範囲内において、かれには、その支出が任せられるのである。ここに、ベンサムは、「腐敗的影響力のタネ」(*ibid.*, p. 42)があるともみたのである。「こうした腐敗のタネは人間性の必然性から植えつけられるものであって、それゆえ、邪悪な犠牲を阻止し排除するためになさねばならないことは、そのような腐敗菌を芽のうちに取り除くことであり、可能な限りその増殖を防ぎ、それが政治組織の破壊をもたらすようなことがないようにしな

ければならない」(ibid., p. 42)。ベンサムは、人間性における腐敗的性癖の普遍性を指摘しつつ、さらに、これが権力と結合した場合の「腐敗的影響力」の危険性に対して警告を発しているのである。

第二の点に関しては、ベンサムは、次のような四つの方法を列挙している (ibid., p. 45)。

- ① 官吏がその任せられている公金をかれ自身の利益のために使うことができないような制度をつくる。
- ② 官吏にその支出を任せられている公金の金額を最少限化する。
- ③ 官吏にその保証人が保証した金額を越える公金を任せない。
- ④ 信用度の高い銀行に公金を預入して、公金はできる限り銀行にて保管する。

以上の四つの方法については、ベンサムは、この第一論文では、これ以上の展開を示していない。行政局長に、また、必要に応じて、その下位にある官吏に、予算執行権を認めないわけにはゆかないであろう。したがって、どのようになればその当該官吏の手元に預けられる公金が正しく支出されるのか、政治腐敗を防止するためにも非常に重要な課題となる。かれは、これを、以上の四つの方法によって実現しようと考えたのである。

俸給の最少限化

これは、道徳的適性能力の視点からする、政治的腐敗を防止するための第三の手段である。しかし、この第一論文の第六章は、「意図的な動機にもとづく報酬の最少限化。すなわち、最高作動権力をもつ公僕たちとそれに従属する公僕たちの職務に対する報酬としての金額と金品の最少限化」という表題のみで終わっている。したがって、ここでは、これ以上の敷衍は不可能である。ただし、このテーマについては、第一論文の十一章第二節で少しく扱われているので、後にこれを紹介しつつ考察することにした。

意図的な動機にもとづく位階の排除

これは、道徳的適性能力の視点からする、政治的腐敗を防止するための第四の手段である。ベンサムによれば、「位階は、人間の名声の特質に与えられる名称である。しかし、それを表徴す

る基礎にあるものは、必ずしも、決定的なものとはいいがたい」(ibid., p. 48.)。したがって、ある人物に対して自然的にわきおこる名声や尊敬はまったく問題ないが、ある人物が別の人物に対して作爲的に名声や尊敬を与える場合は問題となる。なぜならば、そのような作爲的な名声や尊敬を含む位階は、かなりの程度において、これを授与する者の恣意性によらざるをえないからである。「位階は、ある人物の行為として行なわれる限り、意図的な動機にもとづいたものである」(ibid., p. 48.)。ベンサムは、そのような位階に叙することは、政治的支配者の権力濫用のみならず、それに付随する褒賞金が浪費的な損失となる、と考えた。それゆえ、そのような恣意的にして権力濫用につながる、かつ、国家的支出の浪費的な損失をまねく位階を、かれは、一切、否定したのである。

ベンサムによれば、そのような位階には、次のような種類がある。これを、かれの原語で図示するならば、次のようなものとなる (ibid., pp. 48-9.)。

- | | | |
|--|---|--------------------------|
| 1. factitious dignity | { | (1) personal. |
| | | (2) successional |
| 2. act by which the benefit has been conferred | { | ① classical or official. |
| | | ② genealogical. |
| | | ③ grounded. |
| | | ④ ungrounded. |

「意図的な動機にもとづく位階」には、「単一の個人に与えられるもの」と「継承権をともなうもの」がある。後者は、さらに、「伝統的ないしは公職的なもの」と「家系的に継承されてゆくもの」に分けられる。ここで「伝統的ないしは公職的なもの」とは、その位階が連続的に維持されるものであって、その位階が公職と重なっているもので

ある。

「利益授与行為」には、「根拠にもとづくもの」と「根拠にもとづかないもの」とがある。「根拠にもとづくもの」とは、ある人物にある種の功労があつたと思われる時に、その人物にある一定の金品が褒賞として授与される場合である。しかし、そのような金品がある特定個人に授与されることは、「その他の人々、あるいは、その他のすべての人々の犠牲において」(*ibid.*, p. 49) なされることであつて、「新たな課税」(*ibid.*, p. 50) が行なわれるに等しい。また、そのような利益授与行為の弊害は、君主制においては日常茶飯時となるであろう(*ibid.*, p. 49)。「根拠にもとづかないもの」とは、一定の金品の授与と受領とが二者間のみで行なわれるものである。二者間のみで行なわれるそのような授与と受領は、たとえそこにある根拠があると推定される場合でも、「根拠にもとづかないもの」に分類される(*ibid.*, p. 49)。

ベンサムによれば、以上にみたような位階や利益授与は、いずれの場合にせよ、「税金という害悪をその構成部分に含むことなくしては国家によって与えられないもの」(*ibid.*, p. 50) である。民主制であれ、君主制であれ、為政者がその人民のうち特定個人ないしは特定の個人に位階や利益を授与することは、いわば公金の濫費にほかならず、税金の無駄使いにほかならない。それは、かれが目ざす国家の《経済性》に逆行するものである。こうして、かれは、次のように主張しつつ、自然的に醸成される名声以外の一切の人為的な位階・叙位叙勲・利益授与を否定したのである。

「あらゆる場合において、あらゆる形において、公衆に有益となる行政が獲得されなければならない。しかし、それは、同時に、できるだけ少ない損失において獲得されなければならないのである。なぜならば、このようにして確保されうる利益は、できうる限り少ない害悪をもって達成しなければならないからである」(*ibid.*, p. 50)。

法的責任の最大限化

これは、道徳的適性能力の視点からする、政治的腐敗を防止するための第五の手段である。ベンサムによれば、「最大多数の最大幸福は、どのような官職にあらうとも、最高作動権力をもつ者はすべて、例外なく、法的意味において、最高構成権力をもつ人民に対して全き責任を負っている」(ibid., p. 53.)。ここで「例外なく」とは、そのような法的責任は最高作動権力にたずさわるすべての公僕に対して適用されるということである。ここで「全き責任を負う」とは、問題をおこした当該官吏は、ある一定条件にもとづいて、解任されるか処罰されるべきであるということである (ibid., p. 53.)。

そのような解任や処罰の対象となる法的責任から免責される代表者や官吏を例外的に認めるならば、「かれは、たとえ間接的な形ではあっても、完全に専制的となりうるであろう。なぜならば、かれの手元には、例外なく、一般社会のあらゆる市民に対して損害を加えうる権力があるからである」(ibid., p. 53.)。そのような法的責任から免責されている公職者がもつ「市民に対して損害を加えうる権力」は、ある時は、「自己目的を実現するために使われる懲罰権」となり、ある時は、「褒賞を強要する権力」となり、またある時は、「無制限の利益を追求する権力」になり果てる可能性がある (ibid., p. 53.)。

こうして、法的責任を免責されるという特権をもつ公職者を認めることは、その公職者の職権濫用に大いなる途を用意するのに等しいものといわざるをえない。それは、立法・行政・司法にたずさわる公職者に恣意的な権力行使を可能とする途を開くものといわざるをえないのである。あらゆる公職者に対して、例外なく法的責任を問いうる国家においてのみ、そのような公職者による職権濫用や恣意的な権力行使を未然に防止しうるのであろう。「あれこれの場合についてのそのような法的責任を考慮することによって、当該公職者はあれこれの邪悪なたくらみを実現しようとすることを諦めるのである」(ibid., p. 53.)。このように、ベンサムは、公職者に対する例外なき法的責任制なくし

ては、国家権力は恣意的なものとなり、やがては専制化してしまふであろうと考えたのである。

そのような事例を、ベンサムは、イギリスの君主制のうちに見ている。そして、そのようなイギリス的慣行を、かれは、痛烈に批判したのであった。

「イギリスの国家体制においては、君主は、混合君主制の下においてであるが、あらゆる形の法的責任から免責されている。かれがどのような害悪をなそうとも、かれは処罰されることはありえないし、解任されることもありえない。その結果、どのようなことが起こっているのであろうか。それは、あらゆる形の政治的害悪をなすことが、すなわち、害悪以外のなものでもない害悪をなすことが、その他のあらゆる君主制と同じくイギリスの君主制においては、君主の政治生活の不断の仕事となっているのである。

『国王は不法行為を犯かすことはありえない』。この言葉の意味するものは、国王は一切の法的責任から免責されているということであり、あらゆる形の害悪をなすことが許されているということである」(ibid., p. 54)。

このように、ベンサムは、たとえ最高統治者といえども、もちろん君主をも含めて、法的責任を免責されることはありえないとする法的責任制原理を強調している。そして、君主に一切の法的責任を認めていないイギリス的慣行を根柢的に批判したのである。かれによれば、そのようなイギリス的慣行は、「しかしながら、実際、これ以上完璧に間違っているものはなく」(ibid., p. 54)。これとは全く逆に、最高統治者にこそ厳しい法的責任が問われるべきである。

「国王の権力に関して、国王はどのような不法行為をも犯しうるとするこの種の基本原理は、国王が不法行為を犯かすことを権利に変えようとするものである。このような理論的公理が実際的な結果としてもたらすことは、国王はその臣下たるあらゆる個人の生命を自由にすることができるといふ恐ろしいものである」(ibid., p. 55)。

ベンサムによれば、最高統治者は、国王といえども、その国法に服従しなければならないのであって、かりにその国法を犯かした時にはその法的責任が一般の市民と全く同様のレベルにおいて厳しく問い糺されるべきである。この点では、その法的責任の内容をも含めて、最高統治者も一般の市民も全く対等の立場にある。これが、ベンサムの構想した民主主義社会における統治者と市民の関係である。やがて、これは、『憲法典』においては《平等》というイデーとして展開される。それは、『特権の拒否』とも別言できよう。ベンサムは、代表制民主主義における政治的腐敗を防止するために、かつ、代表制民主主義が恣意的な専制政治に墮落することを防止するために、その最高作動権力にたずさわる公僕たちの道徳的適性能力を完全に確保しなければならないとする視点から、その例外なき法的責任制を強調したのである。ただし、その具体的な展開は、この第一論文ではなされておらず、それは『憲法典』を待たなければならなかった。

《世論法廷》——道徳的責任の最大化

これは、道徳的適性能力の視点からする、政治的腐敗を防止するための第六の手段である。これは、最高作動権力にたずさわる公僕たちのすべてに対して適用される。すなわち、立法議会の議員、そして、大統領ないしは首相以下の行政部門にたずさわる公僕たち、さらには、司法部門にたずさわる裁判官以下の公僕たちのすべてに対して、これは適用される。それは、その道徳的責任を最大化するために、これを《世論法廷》の審判にゆだねようとするものである。ベンサムにおいては、『世論法廷』は、やがて、政治的腐敗を防止するための究極的な政治的装置として位置づけられるのである。⁽⁸⁾

このような《世論法廷》構想に、一八二二年のベンサムは、ようやくにして到達した。この第一論文では、それは、道徳的責任を確保するための手段にすぎないものとして扱われているだけである。かつ、その《世論法廷》論は、ここでは問題提起に終わっている。しかしながら、晩年のベンサムにおいて《人民への信頼度》が増幅するの

応して、《世論法廷》の重要性がますます高められていったのである。第一論文第九章のタイトルをそのまま直訳すれば、「道徳的責任、すなわち、世論法廷による問責を最大化する。世論法廷によって道徳的ないしは大衆的サンクションという権力が国家の法的権力に対する対抗力として活用される」というものである。《サンクション》という概念は、最も初期のベンサムにもみられるものである。⁽⁹⁾この第一論文においては、まだ問題提起のレベルにすぎないとはいえず、《道徳的ないしは大衆的サンクション》の主要な機能の一つとして《世論法廷》が構想された。そして、《世論法廷》は、国家権力に対する批判的権力として位置づけられたのである。この第九章第一節は、一問一答形式で書かれている。以下に、その全文を翻訳・紹介したい (*ibid.*, pp. 56-9.)。

第九章第一節 世論法廷——その最大幸福への貢献

Q. どのような手段によって、道徳的適性能力は確保されるのであろうか。道徳的適性能力を確保するために、どのような手段があるのであろうか。道徳的適性能力の作動因としては、どのようなものがあるのであろうか。

A. 1. その職務の遂行に必要な以上の権限をその官職に与えないこと。これは、その権限の最少化原理ともいえる。

A. 2. その事例の本質が許す限りにおいて、さまざまな対抗力の活用をはかることである。

Q. どのような強制力が官職権限に対する対抗力として活用されるのであろうか。

A. 1 世論法廷という形で行使される大衆的ないしは道徳的サンクションという強制力である。 2 その事例の本質がその原因となっているか、あるいは、その原因であると認められる限りにおいて、普遍的利益と連合して働く特殊利益という強制力である。

Q. 大衆的ないしは道徳的サンクションについては、どのような作動因があるのであろうか。

A. パブリシティー、である。これは、秘密暴露の手段であり、その秘密暴露に値する問題に活用される。

Q. どのような問題が秘密暴露の対象となるのであろうか。すなわち、大衆的ないしは道徳的サンクションの強制力が、秘密暴露という形で、官職権限に対する対抗力として、さらには、普遍的利益を保護するための対抗力として活用されるのは、どのような場合なのであろうか。

A. 1 そのような事例がどのようなものであるかについては、世論法廷が判決するであろう。 2 また、その理由についての判決を行なうのも、世論法廷である。

Q. それぞれの事例に関して、またはどのような事例に関してであれ、世論法廷が行なう判決は、どのようにして確定されるのであろうか。また、それは、どのように形成されるのであろうか。

A. 世論法廷によってなされた判決に対しては、その事例の本質からして、これを確定しうる作動因はない。なぜならば、この法廷のメンバーは、その当該政治体の領土に住む市民であるのみならず、この地球上のその他の地域に住む市民を含んでいるからである。したがって、そのような世論法廷という権力にかかわるすべてのメンバーは、どのような問題であるかは別として、その当該問題について審判しうる能力をもっている。それゆえに、ある事例の本質がどのようなものであるかを確定することはできないのであって、それは推認されるにすぎないので

ある。

Q. そのような事例について推認が適用される問題はどのようなものがあるのでしょうか。

A. それは、①その判決の目ざしているところによって、また、②その判決の正確さがどの程度に確保されるかによって、決まる。

Q. その判決がなされる場合に、その推認の作動因ないしは理由にはどのようなものがあるのでしょうか。

A. それは、その事例の本質を現わしている諸事情によって異なる。そのような諸事情についての見方によって、世論法廷のメンバーはそれぞれに、その他のメンバーによってなされる判決を勘案しつつ、その結論を下すであろう。ただし、そのメンバーはその審判能力についてすべて同等であるとはいえないので、ある事例について適性能力をもつ者であっても、別の事例についてはその適性能力を欠いている場合がありうることを考慮しておく必要がある。

Q. その当該事例についての世論法廷の判決が正確であるためには、どのような証拠が必要なのでしょうか。

A. そのような事例の本質において、また、人間本性からしても、その正確さはいへんむずかしい。それは、比較的なものとならざるをえないであろう。別言すれば、その正確さについては確かなものはありえない、ということである。それは、蓋然性の域を出るものではない。それは、世論法廷のメンバーが下すさまざまな判決の比較の問題となる。

Q. そのような判決は、どのようなものとなるのでしょうか。

A. 世論法廷のメンバーは当該の個々の事例について審理を行なうすべての市民の中の多数派で構成されているので、その多数派の判決に反するような判決は少数派の判決にほかならないものとなる⁽¹⁰⁾。

Q. 公僕の道徳的適性能力を確保するものとしての世論法廷が下した判決内容は当該の官職権限に対する対抗力という特徴をもっている。したがって、同法廷の判決は、当該の公僕のみならず、かれと共に働く同僚たちを含むグループ全体の目的意識や知的能力に関する審理を行なった判決となるはずである。すなわち、ここでのグループ全体には、当該国家の作動権力にたずさわるすべての公僕たちをも包含する。公僕の職務執行を適切なものとしてこれを是認する裁判所の判決よりも、世論法廷の判決の方がその正確さにおいてより大きなものがあると期待されるのである。これは、別言すれば、あらゆる公僕の本心のうちに道徳的適性能力に反する不適性が不断の傾向として存在することを示すものでもある。もしそのような傾向が存在するとするならば、それはどうして起こるのであろうか。

A. 正しい固有の利益である最大多数の最大幸福という利益を損い、これを犠牲にする程度にまで、その個人的な特殊利益としての邪悪な利益を追求しうる諸手段が、その当該権力が当該官吏に付与する権限によって利用可能となるからである。そのような諸手段の効率性は、その権限の大きさに正比例している。公的利益への配慮よりも個人的な利益を優越させるという一般的傾向は、人間のみならず感覚をもつあらゆる生物にみられる本質であり、そのような本質はその生物の生存とわかちがたく結びついているのである。

Q. 世論法廷の判決はその本性上宣告されることのない判決であり、それはその源泉が擬^{フィクション}制にはかならないものからなされたある種の大きいなる討論のようなものであるとすれば、個々の個別的な事例についての判決は、実際的にはどのようなようにして宣告され確認されるのであろうか。また、その場合に、その判決には世論法廷の判決とみなされうる根拠と実用性はあるのであろうか。

A. その通りである。そのような場合の判決は、司法部門における陪審と呼ばれる公僕集団によって宣告され

る。この集団は、それぞれの場合について、その目的にそつた形において構成される。これによって、どのような事案についても、いわゆる裁判所と同様の正確な審理が確保されるのである。

なお、このような視点からすれば、陪審は、世論法廷の一部門を構成していることを忘れてはならない。

Q. 世論法廷の一部門という特徴をもつ陪審は、その当該目的に最も貢献しうるものとするためには、どのような方法によって構成されるべきであろうか。

A. 陪審員の配置は偶然の結果によるものとしても、当該目的に関して適性能力をもつとみなされる者の中から任用される。

その場合の任用権がある特定の公僕の掌中にあるとするならば、その権限の行使がまさにその当該公僕に腐敗的影響力行使しうる可能性を公認するに等しいということに注目しておく必要がある。しかし、ある公僕の掌中にある腐敗的影響力に従属することは全くありえないという確かな保証をもつ個人は存在しないということも事実である。それゆえに、陪審を構成する諸個人をだれにするかを決定する場合、いずれにせよ、その当該個人の意志いかんによるべきではなく、偶然性の働く結果にまかせるべきである。個々の場合について、または、どのような場合に、陪審制を採用すべきであるかどうかを決定する権限は、立法議会に属する。しかし、陪審と呼ばれる公僕集団を構成する諸個人をだれにすべきであるかを決定するものは、偶然の力にまかせるべきである。

《世論法廷》は、ベンサムによれば、大衆的ないしは道徳的サンクションという強制力が発現する形態のひとつである。そのためには、パブリシテイの最大化が政治制度的装置として要求されると同時に、パブリシテイの最大限

化をつねに要求してゆく機能が世論法廷の機能の大前提となる。その意味では、世論法廷がその審理の対象となしえない事例はありえないといえるであろう。世論法廷は、その当該政治体に惹起するあらゆる出来事にその審理機能を行使しうるのである。その主要な審理対象は、当該政治体の作動権力にたずさわる公僕たちの職務執行情況であり、その職務執行能力である。なお、この世論法廷を構成するメンバーは、その当該政治体に居住する市民のみならず、その当該問題に関心をもつ全世界の市民のすべてである。ここにも初期ベンサムにおいてすでにみられたコスモポリタニズムの憲法理論的展開がみられるのである。

それでは、ベンサムの世論法廷は、どのような手続を経て、どのような形で判決を下すのであろうか。ここで再確認すれば、かれの世論法廷は、ある国家における国家行政上の作為ないしは不作為に関心をもつすべての市民によって構成される。ここでの市民には、当該国家の居住者のみならず、それ以外のすべての全世界の市民が含まれる。それでは、かれらはどのような形で世論法廷の審理に参加するのであろうか。この第一論文では、その具体的な手続は明らかにされていない。これは、のちに、『憲法典』(第一巻)⁽¹¹⁾において、当該国家の行政各部門が作成・発行するいわゆる「白書」がその源初的な審理対象となる、とされた。すなわち、主権者たる人民は、政府の発行する「白書」を読むことによって、そこになんらかの欠陥を発見する場合には、それを是正するための批判的行動に立ち上がる。そして、そこに、『世論法廷』が構成されるのである。

ベンサム自身の使用した用語のうちには、『マス・コミュニケーション』という用語はない。しかし、政府の発行する「白書」は、マス・コミュニケーションの一つの形態にほかならないのである。すなわち、政府の発行した「白書」を読み、そこになんらかの欠陥を認めた市民たちが、その批判的行動に立ち上がる。そこに、その当該問題についての世論法廷の出発点がつくられるのである。その当該問題についてのさまざまな市民の批判的見解が、いわゆる

マス・コミを通して、公衆全体にゆきわたる。そこに、《世論》が形成されるのである。この世論が、立法議会や政府に対して、その是正を勧告するであろう。ここに、世論が、立法議会とその従属下にある政府に対して、決定的な影響力を行使しうるのである。少なくとも、かれは、代表制民主主義のもとにおいては、そのような《世論》によるサンクションが有効に機能しうるものと考えていた。かれは、「民主主義国家の大いなる道具であり、あらゆる特殊的にして邪悪な利益に対する普遍的利益を支える大いなる手段は、世論法廷によって行動として実現をみる大衆的ないしは道徳的サンクションという強制力にはかならない」(ibid., p. 186.)と考えていたのである。

世論法廷には、ベンサムによれば、裁判所が下すいわゆる「判決文」のような明文をもってする判決はない。それは、漠然としたものであるともいえるし、とらえどころのないものであるともいわざるをえないであろう。肝心なことは、立法議会の議員や行政各部門の公僕たちが、たえず、そのような《世論》の動向を熟慮しなければならない、ということである。逆に、そのような《世論》への反逆や居直りは、断じて許されないのである。

世論法廷は、個々の具体的な事例を審理して、これを確定判決としての効力をもたせようとする場合には、《陪審》にゆだねることになる。《陪審》は、基本的には、《世論法廷》の一部分を構成する。「陪審は、終身制の裁判官がその地位を利用してその特殊にして邪悪な利益を得ようとすることに対する対抗力として働く世論法廷の一部門である」(ibid., p. 76.)。この場合の陪審員は、ある特定の市民をその陪審員に選出することがないように、《偶然の結果》による方法で選出されなければならない。すなわち、ある事例を審理する陪審の構成メンバーが、ある種の権力によって任命されることは許されない。そのようなことが許されるならば、陪審は、世論法廷の意向を反映するものではなく、逆に、権力者の意のままになってしまふであろう。陪審制が世論法廷を反映するためには、その陪審員が、権力者によって任命されるのではなく、ある偶然性、たとえば、クジ引き、によって選出されなければならないのであ

る。ただし、ベンサムは、その具体的方法については、全く言及していない。

第一論文第九章第三節においては、ベンサムは、さらに、『世論法廷』について次のように述べており、世論法廷には二つの部門があつて、その正しき世論法廷は『民主主義的世論法廷』しかありえない、と主張している。以下に、これを翻訳して、紹介することにした（*ibid.*, pp. 68-70.）。

第九章第三節 世論法廷——その民主制的部門と貴族制的部門

世論法廷は、二つの部門から構成されているものと考えられる。すなわち、民主制的部門と貴族制的部門からである。あらゆる場合、あらゆる人間の行為は、かれ自身の利益によって決定されているといえるであろう。かれ自身の利益がどのようなものであるかということは、かれ自身がもっている利益感覚によって決まる。すなわち、それが正しいものであるか間違つたものであるかは別として、その行為の瞬間においてかれがいただいている利益感覚によって決まるのである。それゆえに、世論法廷のメンバーという資格において各々の個人によって表明される見解は、かれ自身の利益によって決定されるであろう。したがって、世論法廷の見解も、全体としては、そのメンバーの中の多数派の利益によって決定されるといわなければならない。

その民主制的部門の利益は、同法廷全体を構成しているメンバーの中の多数派の利益となる。すなわち、それ

は、結果的には、服従している多数者の利益となる。多数派がいづく見解は、同法廷のさまざまなメンバーがそれぞれの利益に関していただいている感覚が正しいものである限りにおいて、それは最高度に、最大多数の最大幸福に貢献しうるものである。すなわち、その最高度に、最大多数の最大幸福に貢献しうるということは、その最高度に、普遍的利益と一致することである。

世論法廷の貴族制的部門の利益は、支配的な少数者、ないしは、有力な少数者によって構成されている政治社会のメンバーの利益となるか、または、そのメンバー全体の中の多数派の利益となる。そのような政治社会においては、その国家の最高位を占める官吏たちにその特殊利益を共にするその他の階級が加えられる場合もありうる。これらは世論法廷のメンバーの一般的な資格をもつものの、その他の特殊な資格において同法廷に参加しているものであり、同法廷全体の中でこの貴族制的部門に属するメンバーがいづく見解は、それゆえに、各々の場合において、この部門のメンバーに共通する利益によって決定されるであろう。しかし、立法の分野を含む道德の分野の大部分とはいわなまでも、その大部分において、この限定的な部門のメンバーに共通する利益は、その他の世論法廷総体の利益とは直接的に対立しているのである。

服従している多数者の部門は、主として、生産的諸階級によって構成されている。これに対して、支配的な少数者ないしは有力な少数者の部門は、主として、非生産的諸階級によって構成されている。

これらの二つの部門によって表明されるさまざまな見解は、多様な利益が存在することの証左である。その民主制的部門によって、そのメンバーの利益感覚にもとづく行為が普遍的利益にとって破壊的な場合には、それは非難されることになるであろう。かつ、そのような非難は、その有害性の程度に応じて、強められるであろう。逆に、普遍的利益に役立ち、最大多数の最大幸福に寄与する程度に応じて、そのような利益感覚にもとづく行動は、高く

評価されるであろう。

法と道徳のあらゆる分野における人間行為に関してそれぞれに下される評価が、非難という形をとるか、賞賛という形をとるかは、これらの相互的に敵対する諸利害によって決まる。

その民主制的部門によって、それがそのメンバーの全体的利益に有害であるとみなされる限りにおいては、また、普遍的利益に有害であるとみなされる場合はなおさらに、そのようなあらゆる形の人間行為に対して非難が加えられるであろう。それは、法的義務を履行したかどうかにとどまるものではない。そのような行為に対しては、法的サンクションを含む政治的サンクションという権力に服従した形をとるか、大衆的ないし道徳的サンクションのみの支配にゆだねられた形をとるかは別として、非難が加えられるのである。

ここで非難とは、いずれの場合にせよ、明確に表現された非難を意味するものであって、それ以外のひそかに内心においていだかれているような非難は除かれる。実際的な重要性をもっているのは、そのような明確に表現された非難のみであって、それは、一定の根拠にもとづいて宣告される非難である。そのような非難は、世論法廷のそれぞれの部門におけるさまざまなメンバーからみて、その利益となるかどうかによって決まる。しかし、立法の全分野のかなりの部分においては、その大部分とはいわなくても、全体の中での貴族制的部門の利益は、全体の中での民主制的部門の利益、つまり、普遍的利益とは正反対にある。したがって、あらゆるところで、この二つの利益は衝突をくり返すのである。

以上に翻訳・紹介したベンサムの世論法廷論を敷衍すれば、まず、かれは、民主政治には民主主義的世論法廷があ

り、貴族政治には貴族制的世論法廷がある、と主張しているのではないことを確認しなければならない。かれのここでの世論法廷論は、代表制民主主義という政治形態を大前提とした上で、そこで生起しうる問題を指摘しようとしたものである。かれの代表制民主主義が首尾よく機能している場合には、かれの構想する世論法廷は、その民主制的部門において首尾よく作動している。その代表制民主主義は、人民の最大多数の最大幸福を実現する方向で首尾よく作動しているのである。

問題が惹起するのは、最高作動権力にたずさわる公僕たちがかれら自身の利己的利益を追求しはじめるときである。この場合には、二つのケースが考えられうる。その一つは、最高作動権力にたずさわる公僕たちが全体として、その利己的利益を追求しようとするケースである。もう一つは、その公僕たちの中の多数者がその利己的利益を追求しようとするケースである。

ベンサムは、この二つのケースのいずれであっても、これを世論法廷の貴族制的部門と呼んだ。そして、これらのケースにあつては、人民の最大多数の最大幸福は犠牲とせられ、支配者階級の利己的利益の追求が優越的となるのである。かれは、このようなことが起こってはならない、と考えている。しかし、かれは、そのようなことが惹起しうる可能性を想定した上で、これを未然に防止しうる装置を考えようとしたのである。

じつに、以上において考察したこの第一論文における『道徳的適性能力』の確保についてのかれの主張それ自体が、世論法廷がつねにその民主制的部門において作動しつづける装置にほかならない。ここに、ベンサムの代表制民主主義理論における機械論的性格を看取することができるのである。

「告知」と「警告的規則」の揭示　ベンサムによれば、公僕たちがその職務に忠実でありつづけるための一つの手段として、『大衆的ないしは道徳的サンクション』の効果を高めるために、役所内の公僕たちの執務する各部屋ご

とに、次の二つの種類のプラカードを公衆が一目でわかる場所に掲示しなければならない。その一つは、「告知」(Notices) であり、もう一つは、「警告的規則」(Admonitory Rules) である (*ibid.*, p. 60.)。

「告知」には、次のような内容が記載されなければならない。

- ① その部局の名称。これは、公衆の通る通路からみえるすべてのドアに掲示する。
- ② その部局ごとに、その執務室のすべてのドアに、その部課名を明記する。
- ③ その部課ごとに、各公僕別に、その職務とその氏名を明記する。
- ④ その部課ごとに、そのドアに、その出勤時刻と退勤時刻を明記する。

「警告的規則」には、次のような内容が記載されなければならない。

- ① 公僕としてのさまざまな義務を列挙した一般的な警告的規則。例えば、礼儀作法や傲慢への戒め等をも含む。
- ② 市民たちが所用があつて役所に入出入りする場合の守るべきさまざまな義務を列挙した一般的な警告的規則。
- ③ その職務の円滑な執行を妨げられることのないように、当該の公僕に付与されている職務権限を列挙した警告的規則。

それでは、なぜ、このような「告知」や「警告的規則」の掲示が必要なのであろうか。それは、最高作動権力にたずさわる公僕のすべてに対して、その職務を忠実に励行させるためであり、その職務執行にかかわる責任感覚を喚起するためである。市民との関係でいえば、「公僕」の立場は、その本質において、主人であるよりも、召使である (*ibid.*, p. 61.)。それゆえに、市民に対して、公僕の立場が優越することがあってはならないのである。「公僕」は、役所に所用があつてやってくる人々の主人ではない。公僕と人民との関係は、役所にやってくる市民との関係は「もちろん、主人の関係ではなく、召使いの関係である。その職責の本質において、召使いである」 (*ibid.*, p. 61.)。公

僕は、主権者たる人民の召使いであって、人民の主人ではない。したがって、公僕に付与されている職務権限は、人民の最大多数の最大幸福を実現するためにのみ付与されているものである。「公僕に付与されている職務権限の固有の目的は、その義務を遂行するためである。その官職が設置された目的である職務を公衆に対して果たすためである」(ibid., p. 61.)。

そのような公僕としての自覚と目的意識とを喚起するために、ベンサムは、「告知」や「警告的規則」を、公衆の目の届きやすい場所に掲示すべきであると考えたのである。

「これらの警告的規則についての掲示は、大衆的ないしは道徳的サンクションの強制力を活用しようとするものである。なぜならば、公僕の傲慢なふるまいがあった時に、ないしは、公僕に犯罪とおぼしきものがあった場合でも、その充分な証拠がえがたい時に、政治的サンクションの強制力が十分に活用されえないことがありうるからである」(ibid., p. 61.)。

ベンサムは、公僕の側における傲慢や犯罪とおぼしきものがあつたと考えられる場合で、それらに対して政治的サンクションの強制力を及ぼしがたい場合には、大衆的ないしは道徳的サンクションの強制力を活用するほかはない、と考えていた。その意味においても、「告知」と「警告的規則」の掲示は、公僕と市民の相互にとって、きわめて重要な意味をもっていたのである。

なお、「告知」と「警告的規則」は、司法部のメンバーたる裁判官が遵守しなければならないさまざまな諸規則の一部分として準用される (ibid., p. 62.)。

さらに、ベンサムによれば、役所内のすべての会議室には、会議に関する諸規則を記載した次の二種類の掲示板を、そこに出席するすべての人々にはっきりと見える場所に設置しなければならない。その一つは、「議事規則」

(Tactical Table) という掲示板であり、これには、会議への出席者たちが遵守しなければならない議事の進め方についての主要な諸規則が記載される。もう一つは、「間違った議論をしないために」(Table of Fallacies) という掲示板であり、これには、国家の固有の正しい目的に役立つ議論が展開されることを目ざして、そのような目的に反する間違った議論の具体例を列挙したものが記載される。これによって、ベンサムは、役所で行なわれるさまざまな会議が、つねに、人民の最大多数の最大幸福を目的とする軌道から逸脱することを防止しようと考えたのである。

以上に考察してきたようなベンサムの《道徳的適正能力》を確保するためのさまざまな装置は、最高作動権力にたずさわる公僕たちがその目的としての「最大多数の最大幸福」を完全に実現するために人民の忠実な召使いに徹することを求めたものである。人民の召使いとしての公僕たちが、最大多数の最大幸福に反して、その利己的利益の狩り場として国政を喰いものにするようなことを許すことがあってはならない。また、人民の公僕たちが、人民に対して傲慢不遜になり、人民の召使いから人民の主人となってしまうような事態を許してはならないのである。

このようなベンサムの《道徳的適正能力》論は、その立法議会の議員を含めて、最高作動権力にたずさわる公僕たちに対する《道徳的自制への強制》である。ここでは、道徳的自制が強制されるのである。そして、ここに、ベンサムの広義における《政治的安全》が実現をみる。しかも、これは、究極的には、主権者たる人民の大衆的・道徳的・サクションによる強制力によって担保されているのである。

このように、ベンサムにおいては、《安全》と《経済性》とは表裏一体のものとして考えられている。あらゆる《安全》は《経済性》とともにあるのであって、経済性が完全に実現しえていない安全は不十分にして不完全な安全でしかない。すなわち、国家権力にかかわる経済性を実現するところに、国家権力の濫用から人民の自由を守るものとしての政治的安全が実現をみるのである。こうして、ベンサムにおいては、安全なくして経済性はなく、経済性な

くして安全はない。したがって、ここでは、安全を実現するために、どのようにすれば経済性がよりよく実現できるかという課題が最も重要なものとして提起されたのであった。

II 知的適性能力の確保

最大多数の最大幸福を実現するためには、すでにみたような道徳的適性能力にとどまらず、最高構成権力にたずさわる公僕たちの知的適性能力が確保されなければならない。ここでの知的適性能力は、知識適性能力と判断力適性能力から構成される。このような知的適性能力は、「あらゆる部局のすべての官職」(*ibid.*, p. 77.)に要求される。官職への任用は、すべて、《試験》による選抜という手続によって行なわれる。そのような任用試験は、「それぞれの官職の職務の特徴に応じた適性試験」(*ibid.*, p. 77.)という形で実施される。そして、そのような適性試験を専門的に担当する「試験官」が置かれる(*ibid.*, p. 77.)。

適性試験には、「絶対的試験」と「比較的試験」とがある(*ibid.*, p. 78.)。絶対的試験は、その当該官職の職務執行上において、その必要最少限の知識をもっているかどうかを確認しようとする試験である。比較的試験は、その必要最少限を超えた知識をどの程度修得しているかを確認しようとする試験である。なお、この比較的試験は必ず実施されなければならない。また、この試験には、可能な限り多くの受験者を確保しなければならない。なぜならば、「その受験者数が増加すればするほど、適性能力を最大限にもつ者を任用しうる可能性が増える」(*ibid.*, p. 80.)からである。そのためにも、この試験は、「公開試験」たかねばならない。「この試験のパブリシティの程度は、あらゆる方法によって、最大限化されなければならない」(*ibid.*, p. 81.)。「極度の秘密性に代えて、最高度のパブリシティ」(*ibid.*, p. 81.)こそが、この試験の実施の最も重要な要件となる。ベンサムは、この試験を「公開試験制度」(*ibid.*, p. 84.)と呼んでいる。

官職への任用方法として、ベンサムが主張した以上にみたような公開競争試験は、秘密裏に行なわれる官職への登

用の途を排除しようとするものであると同時に、いわゆる情実人事を封じようとするものであったといえる。このよ
うなかれの提案は、官職が売買されたり、世襲化していた十九世紀初頭のイギリスにおいては、驚くべきほどの画期
性をもつものであったといわなければならないであろう。⁽¹²⁾

Ⅲ 職能的適性能力の確保

ある官職に任用された者は、その官職に就任した瞬時から、その職務を忠実に執行すべきであるという職責が課せられる。《職能的適性能力》という視点でベンサムが最も強調する項目は、役所への
間断なき《出勤》ということである。ベンサムによれば、「どのような形での職務活動であれ、かつ、どのような職
責にかかわる職務活動であれ、それに必要なことは、出勤ということである。」(ibid. : p. 87)。公僕がその職務を執
行する場合、一番肝心なことは、《出勤》である。公僕は、欠勤したり、欠勤が続くようでは、その職責を果たしえ
ないであろう。公僕の職責としては、なにはともあれ、第一に、役所への出勤が肝心の要件となるのである。

したがって、この職能的適性能力は、他の二つの適性能力に比較して、最もわかりやすい形で現われるものであ
る。「職能的適性能力に関しては、それが確保されているかどうかを見分けることは、むずかしいことではない。最
下位の官職にある者たちの出勤を確認するうえでは、なんらの問題もない。また、その重要性も少ない。逆に、最高
位の官職にある者たちの出勤については、その重要性は最も重要である」(ibid. : p. 87)。しかも、最高位の官職にあ
る者たちの出勤を確認することは、たいへんむずかしい。そこで、ベンサムは、次のように主張する。「定休日を設
けるか否かの問題は別として、一年間を通して、一日たりとも、最高位の官職にある者たちの欠勤は許されるべきで
はない」(ibid. : p. 87)。なぜならば、「その欠勤は、最も有害なものをもたらす」(ibid. : p. 87)からである。

ベンサムは、年間を通して、一日たりとも休むことのできない職業の一例として、医者をおいている (ibid. : p.
87)。かれによれば、医者は、上流階級に属するにもかかわらず、年間を通して、一日たりとも休むことができない

のである。医者の営業は、あくまでも、私的なものでしかない。これに対して、公職にある公僕たちに、ましてや、最高位の官職にある公僕たちに、休日がなくとも、これはやむおえないことといわざるをえないのである。ただし、例外として、公僕が病気になった場合には、その欠勤は認められる。しかし、そのような、病欠の場合でも、その報酬は支給されない。「病気は、義務免除の理由としては、認められるべきではない。公僕には、その勤務時間に対して、または、その勤務時間数に応じて、毎日、日給でその報酬が支給されるべきであって、欠勤者に報酬なし」は、例外なき規則としなければならない」(ibid., p. 88)。「欠勤者に報酬なし」という規則に例外を設けるとすれば、「詐欺的な不正手段を防ぐ手段がなくなってしまう」(ibid., p. 88)からである。

最高位の官職にある公僕たちに欠勤を認め、かつ、これを有給とした場合には、少なくとも、次の二つの問題が惹起するであろう。その一つは、その職権濫用による欠勤が防止できなくなる可能性が生ずることである。もう一つは、その欠勤の真の理由を明確にすることができなくなる可能性が生ずることである。いずれにせよ、ここに詐欺的な不正行為の入りこむ余地が生ずる。ベンサムは、病欠以外の一切の欠勤を認めず、かつ、病欠者といえどもその報酬は支給しない、という原則を主張したのである。「働かざる者は食うべからず」——ベンサムは、このように主張していると考えてもよいであろう。ここに、その「ベンサム版」が主張されているのである。しかも、これは、公職者に対して、とくに厳しく要求されたものであった。

それでは、公僕に対する報酬は、日給で支給されるとしても、その金額の妥当性はどのようにして決定するのであるろうか。ベンサムは、その大前提として、「意図的な動機にもとづく報酬を最少限化する」(ibid., p. 89)ことを主張する。そのような前提に立ちつつ、かれは、公僕たちに対する報酬の決定方式として、次のような提案を行なうのである。「競争は、応募者の減額申請によることもできるし、その個人的な適性能力についての自己申告によることも

できる」(ibid., p. 92.)。これは、ある官職の公開試験に合格した者が、自己自身による具体的な報酬金額を明示して、予め決められている報酬金額に対してそれを減額してもよいとする自己申請を行なうことができるとする制度をつくらうとするものである。このような制度の下においては、その自己申告による報酬金額のより少ない応募者を、官吏として任用することになる。同時に、その当該応募者たちは、自己のもっている適性能力についての自己申告を行なうこともできる。その官職の任用権者は、このような報酬減額申請および適性能力の自己申告とを総合的に勘案して、任用すべき者を選考することになるのである。なお、このような構想は、『憲法典』(第一巻)では、『俸給競争入札制』として、更に具体的に展開されている。⁽¹³⁾

適性能力確保に関する間違った議論

以上をもって、この第一論文の本論は終了している。しかし、さらに、

「付録」(Appendix)として、第十三章から第十五章までの三つの章と「補遺」(Supplement)が、この第一論文には加えられている。この部分は、全体として、わずかに二十六頁にすぎないものであり、まさしく、「断章」といわざるをないものである。しかし、その形は断章的ではあっても、その内容には看過しがたい重要なものが含まれており、ここに、それらを列挙して、紹介しておきたい。

男女平等の選挙権

最高構成権力をもつ人民は、すべて、その権力を行使することによって、最高立法議会の議

員を選出する。この場合の人民とは、その選挙権を有する者である。それでは、選挙権はどのような基準によって認められるのであろうか。その基準を考える大前提として、ベンサムは、次のように主張する。「当該構成権力がひとしく、当該社会のあらゆるメンバーの掌中にあるならば、そのそれぞれの個人的な諸利益の総計それ自体が普遍的利益となる」(ibid., p. 96.)。これは、いわゆる社会ノミナリズムである。すなわち、すべての市民に選挙権を与えることが、その当該社会の普遍的利益を最も正確に集約しうる手段となるのである。したがって、選挙権の範囲には例外

を設けるべきではないとする原理がここに成立する。

しかしながら、ベンサムは、必要最少限の例外として、次の二つの例外を認めざるをえないと考えている。

「二つの例外がある。その一つは、年齢における未成熟性である。もう一つは、学問・芸術、つまり、学問的適性能力における欠落ないしは不充分さが認められる者である。この学問的適性能力を欠く者は、選挙に際して、立候補者が最高作動権力の担い手としてのふさわしい総合的な適性能力を有しているか否かについて判断することができないからである」(ibid., pp. 96-7)。

ベンサムは、前者の年齢については、「これを均一的に定めることは、独断的となり、恣意的とならざるをえない。それゆえ、各国の慣習によって決定するのが良い」としつつ、イギリスの慣習によれば、その年齢は二十一歳であるとしている (ibid., p. 97)。後者の「学問的適性能力」とは、「読む能力」と「自身の氏名を書ける能力」であって、それ以上の能力を意味するものではない (ibid., p. 97)。

ベンサムは、選挙権への例外は、これら二つの例外のみにとどめるべきであると考えていた。かれは、犯罪者や受刑者といえども、かれらを選挙権から除外すべき理由はない、としている (ibid., p. 100)。

女性の選挙権については、ベンサムは、次のように述べて、これを全面的に肯定している。これは、選挙権の例外としては右の二つの場合しかありえないとするかれの主張からすれば、当然にすぎる帰結であるといえるべきであろう。

「男性とちがえる必要はない。なぜならば、女性という人々が社会のメンバーではないということはありえないからである。もしかかれらの幸福が社会の普遍的幸福の一部分を構成しないとすれば、かれらの利益は社会の普遍的利益には含まれていないことになる。これは、女性たちがかれら自身の利益を損うことなく、かれら自身の行為に方

向性を与えうる能力がないという誤解を与えかねないものであろう。

知的能力に関して、この人類の半数を占める女性たちが、その適性能力において、男性よりも劣っているとみなされるべき理由はない。経験の示す限りにおいては、作動権力の最高の地位に関しては、男性よりも女性の方に軍配があがる。二人の男性君主の御代ではなく、エリザベスとアンという二人の女性君主の御代に、イングランドは栄えたのである」(ibid., p. 97.)。

みられるように、ベンサムは、ここで、女性に関して、多くのことを述べている。それらを、あえて、箇条書きにして整理すれば、次のようになるのであろう。

- ① 女性は、社会を構成するメンバーであって、その社会の半数を占めている。
- ② 女性の幸福と利益とは、その社会全体の普遍的利益の中に当然に含まれるべきである。
- ③ もし女性の幸福と利益とがその社会全体の普遍的利益の中に含まれないとすれば、女性はその幸福と利益とに関して、それがどのようなものであるかについての判断力を欠いた人々であるといわざるをえない。
- ④ しかしながら、女性の知的能力に関しては、男性のそれと比較して、劣っている理由を見い出すことはできない。

⑤ イングランドの歴史上においても、エリザベス女王やアン女王の時代の方が、男性君主の時代よりも、イングランドが繁栄したという歴史的事実がある。

ここには、徹底した男女平等論が展開されている。女性が男性よりも劣っているという伝統的な差別意識は、「未成熟な野蛮時代」(ibid., p. 99.)の残滓であって、なんらかの客観的な根拠にもとづくものではない。

「この最大幸福原理の下においては、幸福になりたいと思う点で、女性が男性よりも劣っていると思われる理由は

なにもない。家庭内における男性は、物理的に強い力をもっていることによって、その権力をもっている。ここに、男性が女性に暴力をふるう理由もある。そのような男性の暴力から女性の安全を守るためには、政治権力に関しては、男性よりもむしろ女性が優遇されなければならないというべきなのである」(ibid., p. 98)。

ベンサムは、『憲法典』においては、女性の選挙権を、世論の動向からみて、「時期尚早である」として、これを否定している⁽¹⁴⁾。しかし、ここでは、みられるように、原理論的視点から、徹底した男女平等論が展開されている。ここでは、物理的暴力においては男性に劣る女性の方が、むしろ、それゆえにこそ、政治権力において優遇されなければならない、とされているのである。ここに、万人平等観を導出した近代ヨーロッパ哲学におけるアトミズムの極致をベンサムにおいてみるのできるのである。

最高作動権力の分立は間違っている ベンサムは、その初期から、一元的主権理論を展開しており、この点では、かれは、生涯、変わることがなかった⁽¹⁵⁾。そして、その一元的主権理論の理論的根拠についても、生涯、一貫して変わらなかつたといえる。この第一論文第十四章の冒頭においては、次のような主張がみられる。

「最高作動権力は、一体のものであって、分割することはできない。そのメンバーのすべては、同時に、かつ、同一の場所において活動する。その唯一の例外は、それ自体によって任命される委員会と呼ばれる、それ自体に直属する部門があり、これは必要に応じてさまざまな目的のために設置される。

Q. なぜ、分割してはいけないのであろうか。

A. なぜならば、分割することによって、さまざまな形の害悪がつくり出されるであらうからである。分割することによって、善いものがつくり出されることはない。その分割される部門数が最少の二つであったとしても、害悪がつくり出されるであらう。しかも、二つ以上の部門に分割されてゆくにつれて、その害悪はますます増加して

ゆくであろう。

Q. どのような害悪がつくり出されるのであろうか。

A. ①遅滞。②複雑化。③損失。これらの害悪はすべて、取り返しのつかないものである。遅滞と複雑化は、不可避的なものであり、確実に発生する。損失は、不可避的ではないとしても、慣習によっては十分に発生しうるものである」(ibid., p. 101.)。

最高作動権力は、つねに、一体のものとして機能しなければならぬ。そこに、ある種の齟齬や対立があつてはならないのである。最高作動権力の内部は、いわゆる特別権力関係によつて構成されているのであつて、命令と服従の規律にもとづくヒエラルヒーにはかならない。これは、ベンサム『政府論断章』以来の主張であつた『法』主権命令⁽¹⁶⁾の論理必然的な帰結でもあつたといえよう。

ベンサムによれば、最高作動権力が二つ以上に分割された瞬間から、遅滞、複雑化、損失という害悪が噴出する。ここで、遅滞の害悪とは、次のようなものである。「ここでの害悪は、まず第一に、無益な繰り返しと時間の損失である。その第二に、分割された各機関における判断が不公平かつ不十分なデータにもとづいてなされることである。最後に、遅滞は、ある機関から別の機関へとタライ回しされることによつて起こる。それゆえ、善いものがつくり出されることはないのである。」(ibid., p. 102.)。また、(111)で、複雑化の害悪について、「透明性の欠落」(ibid., p. 102.)を指摘しつつ、ベンサムは、「政治機構が複雑になればなるほど、邪悪な利益の伏魔殿となつてゆく」(ibid., p. 102.)と述べている。さらに、ここで、損失の害悪については、例えば、かれは、次のように指摘している。「二院制のそれぞれの議員が社会の犠牲において俸給を受け取るならば、そのような俸給が多額になればなるほど、公衆に対する損害はますます大きくなる。俸給も、それゆえ、損失も、その必要性がないにもかかわらず、慣習によつて俸給が支

払われるようになり、裁判によってその不必要性が証明されるまでは不可避的なものとなるであろう」(ibid., p. 103)。ベンサムは、その支払うべき俸給が損失となってしまふであろうとする視点からも、いわゆる二院制には一貫して反対したのであった。

ベンサムの貴族院批判は、終始一貫して、痛烈であった。かれの二院制否定は、二重の構成をとっている。すなわち、かれは、二院制それ自体を否定したのであるが、第二院が貴族院であるような二院制を徹底して拒否したのである。「イングランドの貴族院は、君主によって設立され、存続してきた。それは、君主にとって必要性という圧力があつたからである。なぜならば、君主の掌中には、君主自身の権力に人民を永続的に服従させるに充分な手段が欠けていたからである」(ibid., p. 111)。ベンサムによれば、イングランドにおいては、君主は、その権力基盤を補強するために、貴族院を利用してきたのである。貴族院を利用することによって、君主は、ようやく、その権力の座を維持して来たのである。しかしながら、「このように最高作動権力の二院制は特殊的な利益と邪悪な利益を温存しようとするものであつて、これは普遍的利益と敵対的に働いてゐた」(ibid., p. 111.)のである。

このようなベンサムの貴族院に対する痛烈なる批判は、究極的には、《特権批判》にほかならなかつた。「人間社会の中に特別な階級がつくられるだけではなく、特殊的にして邪悪な利益を共有する階級がつくられることは、普遍的利益と永続的に敵対する状態をつくることである。それは、このような特権階級に対する非特権的人民一般のやりばのない憎悪と軽蔑の対象となつてゆくのである」(ibid., p. 110)。かれは、一貫して、国家は全体として「最大多数の最大幸福」を実現するためにのみ存在すべきものであると主張した。ところが、そのような国家の中に特権階級がつくられることによつて国家が特権階級と非特権階級とに分裂するならば、「最大多数の最大幸福」はその実現が不可能となつてしまふであろう。そのように分裂した国家においては、「一方が命令し、他方が服従する。一方がすべ

ての利益をわがものとし、他方は絶望的な悲惨に陥る」(ibid., p. 110.)のである。ベンサム的な万人平等社会においては、このようなことは許されない。逆に、ベンサムは、そのような特権的・差別的な社会を改革しなければならぬと考えて、『憲法典』を構想したといえるのである。

空理空論としての正統性理論を駁す

第一論文第十五章において、ベンサムは、空理空論によって創作された理論として、純粹の君主制ないしは純粹の専制政治をあげて、この二つの政体がいずれも「正統性」(legitimacy)という根拠にもとづいていることを指摘している。それは、例えば、次のように使用されている。「あらゆる君主制には正統性がある。これを別言すれば、君主制以外には正統性のある政体はない、ということである」(ibid., p. 114.)。ここで「正統性」は、君主の下にある臣民たちがその君主に服従しているという事実にもとづいている。しかしながら、ベンサムは、「なぜ何百万人もの人々が、一人の人間の意志と快楽のために苦しめられなければならないのか」(ibid., p. 114.)と反問する。そして、かれは、次のように結論を下すのである。

「君主制においては、君主の最大幸福が、その君主の見解によれば、国家の唯一の正しい固有の目的となる。この君主の見解によれば、その君主の最大幸福が、一人を除くその他のすべての人々の最大幸福をあらゆる場合において犠牲にすることを要求しても、仕方がないのである」(ibid., p. 115.)。

こうして、君主は、「神の代理人、もしくは、神の現実的表徴」(ibid., p. 116.)となる。これこそが、いわゆる王権神授説にほかならない。しかしながら、ベンサムによれば、これこそが、最大の空理空論にほかならないのである。

それは、なぜなのであろうか。その解答は、単純にして、明解である。それは、人民の「最大多数の最大幸福」に反しているからである。ベンサムによれば、「最高権力は、その権力を行使することがその利益となるような人々によって設立されるべきものであって、それはその当該社会のメンバーの最大多数の最大幸福に最高度に貢献すべきも

のである。それは、一語でいえば、代理制民主主義ないしは代表制民主主義となる。それは、代理人によってなされる民主主義となる（強調・引用者）（*ibid.*, p. 113）。さらに、かれは、第一論文「補遺」の冒頭において、次のように主張しているのである。

「① 最大多数の最大幸福は、最高作動権力にたずさわる公僕たちに関しては、その構成権力が最大多数の掌中に、つまり、それに文字通りふさわしい人々の掌中に掌握されているべきであることを要求する。② 最大多数の最大幸福は、最高作動権力としての立法権と執行権が、一つの集合的団体の掌中に、つまり、当該社会全体のメンバーの中で一定の適性能力があると認められた者からなる選挙人集団によって選出された者により構成される一つの集合的団体の掌中に掌握されるべきであることを要求する」（*ibid.*, p. 117）。

ベンサムは、ここで、次の二点を主張している。すなわち、①最高作動権力がその当該社会の《最大多数》からなる最高構成権力の掌中にない限り、最大多数の最大幸福は実現できない、②最高作動権力としての立法権と執行権は、その当該社会の《最大多数》からなる選挙人集団のよって選出された《一つの集合的団体》に掌握されていない限り、最大多数の最大幸福は実現できない、のである。後者は、すでにみたような、男女平等の普通選挙権の主張と権力分立論の否定とを含んでいる。ベンサムは、ここで、どのような側面からみても、君主制においては「最大多数の最大幸福」が実現することはありえない、と主張しているのである。

第一論文「補遺」より 第一論文「補遺」は、わずか六頁にすぎないものである。しかし、そこには、それらが断片的な指摘に終わっているとはいえず、看過することのできないきわめて重要な論点が列挙されている。ここに、それらを箇条書きの形で紹介しておきたい（*ibid.*, pp. 117-22）。

① 人民の代理人によって構成される立法議会は、分割してはならない。

② 立法議会の中に委員会が設置される場合でも、当該委員会は立法議会に從属すべきものである。

③ 立法議会とその委員会は、**①** 遅滞防止原理、**②** 損失防止原理、**③** 複雑化防止原理、にもとづいて運営されなければならない。

④ 最高作動権力にたずさわる公僕たちについては、偶然や出自によって任用されてはならない。その任用は、任命または選挙によるべきである。

⑤ 最高執行権力は、最高立法議会に從属すべきである。最高立法議会は、そのために、最高執行権力に対して、**①** 停職命令権、**②** 懲罰権、**③** 刑罰権、**④** 解任権、を留保する。このような権限の留保なくしては、アナキーが排除できなくなるからである。

⑥ 最高作動権力の中に設置される行政各部門は、「個人責任制」(individual responsibility)によって運営される。このような個人責任制は、当該官職にある個人の行政責任を明確化させるという目的によるものであり、それは、**①** 責任確保原理、**②** 損失最少化原理、**③** 複雑化防止原理、を実現しようとするものである。

以上の論点のうち、**①**～**④**は、すでにこの第一論文で述べられたものである。**⑤**と**⑥**は、「補遺」においてはじめて指摘されていることである。しかしながら、**①**～**⑥**は、いずれも、この第一論文での展開は充分になされておらず、やがて、『憲法典』においてその全面的な展開が開花するであろう。これを逆にいえば、この第一論文は、『憲法典』の原型を提示しえている点においては、その役割を充分に果たしているといえるのである。

(1) Bentham, J., *op. cit.*, p. 3.

以下、本巻からの引用頁については、その都度、本稿の本文中に示す。

- (2) 拙著『増訂 イギリス功利主義の政治思想』(一九八一年)、一三三—一四頁。
- (3) なお、『憲法典』との異同については、次の拙稿を参照。拙稿「ベンサム『憲法典』における『世論法廷』論と『最高立法議会』論」、『神奈川法学』第二十四巻第一号(一九八八年)所載、一六頁。同「ベンサム『憲法典』における『責任内閣制』論」、『神奈川法学』第二十六巻第一号(一九九〇年)所載、四四—四五頁。
- (4) 拙稿「ベンサム『憲法典』における『首相』の位置」、『研究年報』No.10(神奈川大学法学研究所、一九八九年)所載、四頁。
- (5) 拙稿「ベンサム『憲法典』における『世論法廷』論と『最高立法議会』論」、前出、五三頁。
- (6) 拙著『増訂 イギリス功利主義の政治思想』、一九二頁。
- (7) 拙著『現代政治と民主主義』(一九七六年)、九〇—九六頁参照。
- (8) 拙稿「ベンサム『憲法典』における『世論法廷』論と『最高立法議会』論」、前出、二〇—二九頁参照。
- (9) 拙著『増訂 イギリス功利主義の政治思想』、八八—九四頁参照。
- (10) なお、この件については、本巻の編者による次のような脚注が加えられている。「ベンサムは、ここで、二つの概念を混同しているように思われる。一方では、世論法廷は当該問題に関心をもつすべての市民から構成されているにもかかわらず、他方では、同法廷の判決とみなされる判決は市民の多数派によって示されるとされているからである」(*ibid.*, p. 57n.)。
- (11) 拙稿「ベンサム『憲法典』における『責任内閣制』論」、前出、五四頁以下参照。
- (12) 本巻における「知的適性能力の確保」については、ベンサムは、わずかに十頁を当てているにすぎない。それは、きわめて断片的なものに終わっているといわざるをえないものである。なお、この「知的適性能力の確保」についての『憲法典』(第一巻)における展開については、次の論文を参照。拙稿「ベンサム『憲法典』における『責任内閣制』論」、前出、八〇—八六頁。
- (13) 拙稿、同前、八〇—八六頁参照。
- (14) 拙稿「ベンサム『憲法典』における『世論法廷』論と『最高立法議会』論」、前出、一七—一八頁。
- (15) 拙著『ジェレミ・ベンサムの政治思想』(一九八七年)、三三—四四頁。
- (16) 拙著『増訂 イギリス功利主義の政治思想』、二七〇—二七二頁参照。

三、第二論文「諸利害の同一化」

第二論文「諸利害の同一化」は、本文がわずかに二三頁にすぎない短いものである。ここでベンサムが論究しようとしていることは、代表制民主主義をその憲法体制の大前提とした上で、支配者と被支配者との諸利害をどのようにすれば同一化させうるか、ということである。ここで支配者とは最高作動権力にたずさわる公職者たちであり、被支配者とは最高構成権力をもつ主権者たる人民である。ここでベンサムが人民を「被支配者」(subjects)と表現しているのは、かれの政治社会の定義に由来する。かれは、政治社会は、つねに、支配者と被支配者から構成されると考えていたからである。⁽¹⁾

この第二論文は、代表制民主主義を大前提として、主権者たる人民と人民からその権力を信託された公職者たちとの諸利害の絶えざる同一化を実現するためには、どのような政治制度的工夫が必要であるかについて論究しようとしたものである。

個人的利害と普遍的利害の同一化 近代民主主義政治理論の民主主義たる所以は、それが直接制であれ議會制であれ、いずれにせよ、主権者は人民であり、その人民内部の諸利害は本質的に一致しているとする原理論的前提にある。人民内部の諸利害が本質的に一致している限り、人民からその権力を信託された公職者たちと人民との利害が分裂・衝突することは原理論的にはありえないであろう。

直接民主主義を主張したルソーにあっては、信託理論そのものが成立しうる余地はない。しかし、ルソーは、日常的な行政事務を担当する執行権については、「執行権においては、人民は代表されうるし、また、代表されなければならぬ⁽²⁾」と考えていた。ベンサムは、いうまでもなく、政治的分業という視点から、立法権を代表制によって構成

せざるをえないと考えていたのであって、この点では、ルソーとは全く違っている。しかし、この両者には、原理論的に共通する前提がある。それは、民主主義的政治体制における支配の主体と客体との完全なる一致という前提である。

近代民主主義政治理論におけるそのような支配の主客の完全なる合一化という前提にたつ限り、人民の利害と対立する政治が出現することはありえないとするコロラリが成立するであろう。ルソーの『一般意志』からすれば、人民を代表する執行権はつねにその『一般意志』の統制下にあつて、執行権が人民の利益と離反することはありえない。しかし、立法権を代表制に委ねざるをえないと考えたベンサムにあつては、その支配における主客の合一化という前提にたちつつも、立法権や執行権にたずさわる公職者たちが人民の利害と離反してゆく可能性を充分に考慮しておかねばならなかつたといえる。ここに、ルソーとベンサムの決定的な相違があつたといえるのである。

こうして、ベンサムからすれば、最高作動権力にたずさわる公職者たちが人民の利益と離反しないようにするためには、どのような政治制度的工夫が必要であるか、という課題を解決しなければならなかつたといえるのである。この第二論文の冒頭において、かれは、次のように述べている。このうちこそ、近代デモクラシーにおける原理論的前提のエッセンスを読みとることができるであろう。

「それぞれの個別の瞬間において、次のような条件が満たされるならば、このような諸利害の同一化は完璧となるであろう。すなわち、ある人物の行為の結果として、どのような内容のものであれ、ある善が全社会の中でつくられ、それと同じ割合の善がその個人にもたらされる場合である。同様に、どのような内容のものであれ、ある害悪が全社会の中でつくられ、それと同じ割合の害悪がその個人にもたらされる場合である。このような場合には、諸利害は一致していることの証左となる。つまり、各人は、その社会全体の善悪に、等しく、ないしは、比例的に参

与しているのである。

個人的利害と普遍的利害との対立は、ある人物の行為の結果として、どのような内容のものであれ、ある善が全社会の中でつくられたにもかかわらず、それと同じ割合の害悪がその個人にふりかかるような場合に生起する。どのような内容のものであれ、ある害悪が全社会の中につくられるにもかかわらず、それと同じ割合の善がその個人にもたらされる場合も同様である」(ibid p. 125)。

ここに述べられているベンサムにおける個人と社会の関係についての基本的認識は、いわゆる社会ノミナリズムである。この社会観の根底にあるものは、『個人ノ社会』というシェーマである。それは、社会は個人の量的集合体にすぎない、とする社会観である。したがって、このような社会ノミナリズムからすれば、社会を構成する諸個人の諸利害は本質的に同一であるとする前提が導出される。ここでは、諸個人の諸利害は、基本的には、社会の諸利害と一致するものと考えられている。それゆえ、問題が惹起するのは、次の二つの場合である。

その一つは、社会の大部分が幸福であるにもかかわらず、ある特定の諸個人が不幸となるような場合である。もう一つは、社会の大部分が不幸であるにもかかわらず、ある特定の諸個人が幸福を享受しているような場合である。これらの二つの場合においては、いずれも、社会と個人とが対立していることの証左であって、ベンサムによれば、そのような対立はすみやかに解決されなければならない。個人の利益と不利益が全社会の利益と不利益と共にあるような社会——これがベンサムの理想とする社会であった。

「各個人と全社会との諸利害の同一化は、ある個人の行為の結果として、どのような内容のものであれ、ある善がその個人にもたらされると同時に、そのような善が社会全体にもたらされる場合に実現する。それは、害悪についても、同様のことがいえる。また、同一の原因による結果として、ある善が社会と同時に個人にももたらされる場

合、ないしは、ある害悪が社会と同時に個人にもふりかかる場合も同様である。

それゆえに、そのような個人と社会との諸利害の同一化は、善の共同性によって、ないしは、害悪の共同性によって、さらには、善悪の共同性によって、もたらされるのである」(ibid., p. 125.)。

みられるように、個人の利害は社会の利害と共にあるのであって、個人と社会の諸利害の同一化は、「善の共同性」・「害悪の共同性」・「善悪の共同性」のいずれかによって実現をみる。つまり、ここでは、個人と社会との《共同性》(communion)こそが重要なのであって、そのような《共同性》が失われないようにするためには、どのような政治制度的工夫が必要であるかが問われているのである。

ベンサムによれば、「このような諸利害の共同体によって、同感の共同体がつくられる」(ibid., p. 71.)。そして、《同感の共同体》がつくられるならば、《諸利害の共同体》の実現可能性もさらに促進されるであろう。したがって、問題は、《諸利害の共同体》と《同感の共同体》はどのようにすれば構築可能であるかという課題として提起されるのである。これを、ベンサムは、政治制度の問題として解決しようとしたのであった。

諸利害の同一化原理と最大幸福原理　ベンサムの第一諸原理の中でも、筆頭の第一原理は、諸個人の《最大幸福原理》である。すなわち、各々の市民がそれぞれの《最大幸福》を実現することが、国家の最大の存在意義にはかならない。国家は、それぞれの各市民の《最大幸福》の実現に貢献しうる限りにおいてのみその存在意義が認められるのである。しかしながら、各市民の最大幸福は、個人と社会との諸利害の《共同性》と、はたして、両立しうるであろうか。この点について、ベンサムは、第二論文第二節において、次のように述べている。

「最大多数の最大幸福は、あらゆる場合において、可能な限り最大限に、そのような個人的利害と普遍的利害との同一化がもたらされることを要求するものである。それは、ある個人の一連の行為の結果として、社会全体の幸福

が増大し、その個人自身の幸福も同様に増大することを要求するものである。また、それは、ある個人の一連の行為の結果として、社会全体の幸福が減少する限りにおいては、その個人自身の幸福も同様に減少すべきであることを要求するものである。

ある個人によっておよばせられる社会全体の幸福に対する有効な影響力がどの程度のものであるかについては、その個人の行為は、概して、その行為が諸利害の同一化をどの程度もたらしえたかについてのその個人がいづく見解に応じて、社会全体の幸福に貢献することになるであろうし、または、不利益として働くことになるであろう。

ある個人の幸福について、どのような行為が求められているかを考えてみよう。そして、その行為が社会全体の幸福にどの程度に貢献したかを考えてみることである。仮にその個人の行為がかれ自身の幸福の正味量を増加せうとかれが評価できるとするならば、かれはそのように行動すればよいであろう。その逆の場合には、そのような行動を控えればよい。さらには、その行為が社会全体の幸福に不利益として働くかどうかを考えてみよう。その上で、なおも、その個人の行為がかれ自身の幸福の正味量を増加せうとかれが評価できるとするならば、そのように行動すればよいのである」(ibid., p. 126.)。

以上の引用は、第二論文第二節の全文を翻訳・紹介したものである。ここでベンサムが強調しようとしていることを、あえて敷衍するならば、次の三点に集約できるように思われる。

- ① 最大多数の最大幸福の原理は、個人的利害と普遍的利害との同一化原理と基本的には一致すべきものである。この二つの原理が相反するような事態を招いてはならない。
- ② ある個人の行為が、諸利害の同一化原理にどの程度に寄与しうるか否かについては、その当該個人の個人的判断によるほかはない。

③ しかしながら、各々の個人は、あらゆる場合において、その行為の社会的意味について熟慮した上で行動しなければならぬ。これを考える基準は、その行為が社会全体の幸福に対してどの程度に貢献しうるか、逆に、不利益をもたらすか、というところにある。その行為が社会全体の幸福を促進しうると判断される場合には、これを実行すべきである。逆に、社会全体の幸福に損失をもたらすと判断された場合には、そのような行為は差し控えなければならぬ。

繰り返して確認するならば、ここで使用されている《個人》は、個々の一般市民ではなく、あくまでも最高作動権にたずさわる一人一人の公職者たちである。この公職者たちが、その職務を執行する場合のいわば倫理的な行為規範として、ベンサムは以上の三点を列挙したのである。そして、もし公職者たちがそのような行為規範にもとづいてその職務を執行するならば、そこには最大多数の最大幸福が必ず実現するであろう、とベンサムは考えていた。これを個々の一般市民からみるならば、公職者たちがそのような行為規範にもとづいてその職務を執行するならば、個々の一般市民は自己の《最大幸福》を追求しうる《場》、つまり、《機会》が与えられるのである。そして、ここに、社会全体の《共同性》も実現するであろう。その意味においては、公職者たちには、個々の一般市民のうちにもそのような《共同性》を実現し、これを維持するための媒介装置たることが期待されているのである。そして、ここでのそのような媒介装置としての公職者たちが《国家》にはかならないことは、いうまでもないであろう。

支配者と被支配者の利益の対立はなぜ起きるか 以上にみたような公職者たちに対する倫理的な行為規範にもかかわらず、公職者たちが絶えずそのような行為規範を遵守しつつその職務を執行するとは限らない場合が生じうるであろう。その場合には、その当該公職者は社会全体の利益に反して自己自身の特殊利益を追求しようとしているものといわざるをえない。そして、「社会全体の利益と公職者の利益の矛盾が大きくなるのに比例して、個人的利害と普

遍的利害の同一化はますます実現不可能となってゆくのである」(ibid., p. 126)。ベンサムは、そのような矛盾は、「法的意味での犯罪とはいえない法と制度の作用、または、法と制度に反した法的意味での犯罪の作用」(ibid., p. 126.)のいずれかによって生ずるとしつつ、さらに、次のように主張している。

「その最初の場合には、その害悪は最大となる。なぜならば、害悪を社会から一掃する困難性が最大となるからである。また、国家権力の行使にたずさわる公職者たちの道徳的卑しさも最大となる。これによって、その害悪の根源がその国家形態にあることが証明される。しかも、その国家構造が変革されるまでは、そのような事態に対する効果的な改革は不可能であることが証明されるのである。

仮にその害悪の根源がその法の形態と構造にあるとするならば、それはそのような構造のゆえにこれをはじめから支えてきた公職者たちによって引き起こされたものである。それは、そのような害悪がかれらによってつくられたものであるか否かは別として、そのような害悪がかれらの下において存続することがかれらの利益となっていると考えられるからである。この場合には、それゆえに、その害悪はかれらがそのような意図的な行為を継続してゆくとする最も身近な契機となる。

そのような普遍的利害と特殊の利害の矛盾の結果として、また、特殊のかつ邪悪な利害に対して普遍的利害を犠牲にする結果として、さまざまな形の略奪と抑圧が横行する。そこでは、そのような略奪と抑圧は、いとも簡単に行なわれるであろう。そして、その規模は最大規模に達するであろう。こうして、お手盛で自分勝手な略奪者と抑圧者を例外として、その当該社会のすべてのメンバーが、絶えざる隷従と屈従の状態に置かれることになるであろう。

仮にその国家構造のゆえに、その国家に属するすべての分野にわたって、そのような結果が惹起するとするなら

ば、公職者であると否とにかかわらず、その国家を支持し、その国家の存続に手を貸そうとする結果をとまうあらゆる行為は、人民に対する敵対行為であつて、国家の構造と方向がその実現を目ざしている唯一の正しい固有の目的である人民の幸福の維持・増進に対する敵対行為であるといわざるをえないのである（強調引用者）（*ibid.*, p. 127.）。

以上の長い引用で明らかのように、ベンサムによれば、普遍的利害と個人的利害の対立は、その国家の法と制度から惹起するものであつて、その国家構造の欠陥によつて惹起するものである。その国家構造の欠陥からならんかの個別利益を引き出しうる機会をもつ公職者たちが、これを悪用して自己の邪悪な利益をはかろうとするに至るのである。しかも、そのような公職者たちは、国家構造のそのような欠陥が存続することのうちにその利益を見い出しており、かれらの間には「道徳的な卑しさ」が蔓延するであろう。このような場合、そのような国家構造のままでは、最大多数の最大幸福を実現するための諸改革を行なつたとしても、それは徒労に終るだけである。

この場合、最大多数の最大幸福を実現するためには、その国家構造そのものを変革しなければならないのである。ベンサムによれば、ある国家の中にあつて、「人民に対する敵対行為」が許容される構造は許されないのである。「人民の幸福の維持・増進に対する敵対行為」が許容される構造は許されない。このように、かれは、支配者と被支配者の利益の同一化、すなわち、個人的利益と普遍的利益の同一化はどのようになれば実現できるのかという課題を国家構造それ自体の問題としてとらえなければならぬことを強調したのであつた。その場合、かれが、代表制民主主義のみが最大多数の最大幸福を実現しうる唯一の正しい国家構造であると主張していることは、ここで再確認するまでもないであろう。

悪政に対する唯一の対抗策は公職者の交代である

国家のあるべき構造と形態を考える上で、ベンサムにおいて

用いられている「害悪」(evil)、「腐敗」(corruption)、「および」、「悪政」(mislule)は、ほぼ同義語として使用されていると考えてもよいであろう。かれによれば、そのような政治的害悪は、その国家の構造的欠陥によって惹起するものであり、加えて、とくに最高位の官職にある公職者が邪悪な利益を收受することによって増幅してゆく。「最高位の官職にある者たちによって邪悪な利益が收受される時、その害悪の根源には、あらゆる道徳的適性能力の不足なしはその完全な欠落がある」(ibid., p. 128)。悪政は、最高位の官職にある者たちが、その道徳的適性能力を喪失することによって、社会全体の普遍的利益に反して自己自身の邪悪な利益を追求しはじめることから増幅してゆくのである。もちろん、そのような支配者の道徳的適性能力の喪失がその国家の構造的欠陥によってもたらされることはいうまでもないであろう。

それでは、このような事態が生じていることが明らかになった場合には、人民はどのようにすればよいのであろうか。ベンサムは、その場合には、その当該公職者を交代させるほかはない、と主張する。

「このように苦しめられているあらゆる市民は、なす術もなくその苦痛を甘んじて受けるか、さもなければ、立ち上がるほかはない。だとすれば、かれと共に立ち上がる多くの市民と連帯して、そのような不法な妨害行為を祖国から取り除くべく奮闘しなければならない。すなわち、支配者たちの利益に対して普遍的利益を犠牲にすることを目的とし、かつ、結果においても普遍的利益の犠牲の上に成り立っている国家形態を取り替えることである。そして、支配者たちの行動の方向がかれらの公的職責と普遍的利益とによって一致するべく方向づけられている新しい国家形態につくり替えることである。

このように国家が、その本質・形態・構造において、普遍的利益と対立状態にある場合には、既存の同一の国家形態において、権力の座にある支配者集団を別の支配者集団に取り替えるだけの改革にとどまるならば、それは偽

りの全く無益な改革でしかない。このような支配者集団の前任者たちをそのような国家形態の下においてみよう。かれらは、同じく、同様な誘惑にかられて、邪悪な利益を追求し、かれらの後見人にほかならない被支配者たちのもつあらゆるサンクションという対抗力にすらも無感覚となり、こうして、人間の普遍的本性は邪悪な利益を追求しうる手段を確保しようとするものであることが証明されるであろう。

そのような場合には、国家機関の全体がペストに感染した人々がのり合わせている船と同じ状態にある」(ibid., p. 128.)。

以上に翻訳・紹介した引用文は、第二論文第五節の全文である。これをあえて敷衍するならば、次の六点に集約することができるであろう。

- ① ある支配者集団が普遍的利益を犠牲にして利己的な邪悪な利益を追求しているために、その当該国家の下で苦しめられている市民たちが存在する場合には、市民たちはそのような支配者集団の不法行為を取り除くべく立ち上がらねばならない。
- ② その場合、そのような支配者集団を別の支配者集団に置き替えるだけでは充分ではないのみならず、それは偽りの改革に終わってしまうであろう。
- ③ なぜならば、そのような支配者集団の不法行為は、その当該国家の本質・形態・構造それ自体から発生したものであるとしてとらえなければならぬからである。
- ④ 支配者集団がそのような不法行為を働いているような国家は、あたかもペストに感染した人々がのり合わせている船のような状態と同じであり、早晚、国家機関全体が不法行為の巣窟になり果ててしまうであろう。
- ⑤ したがって、そのような支配者集団から、再び、人民の普遍的利益を取り戻すためには、その支配者集団を取

り替えるだけでは有効な改革とはなりえない。そのような国家の本質・形態・構造をそれ自体から改革しなければならぬ。

⑥ そこにこそ、支配者集団に対して後見人でもある被支配者がもつサンクションという対抗力の意義と役割がある。

ベンサムによれば、人間の普遍的本性は邪悪な利益を追求しようとするところにあり、そのような傾向はとくに支配者の座にある集団に顕著である。その上、支配者集団が自己の邪悪な利益を追求しはじめた国家においては、それはたんに支配者集団の人間的本性からのみ発生したものではなく、その国家の構造的欠陥から発生したものとしてみえねばならないのである。すなわち、国家の構造的欠陥のゆえに人間的本性の弱点が発現するのであって、人間的本性の弱点の発現を国家の正しい形態と構造とによって抑止しなければならないのである。ここに、まさしく、正しい国家構造論としての新しい憲法理論が構築されなければならない。なお、この第五節で展開されている論点は、この第二論文第九節における最高作動権力にたずさわる公職者たちの《再選禁止論》への伏線ともなっている。

国家はなぜ腐敗するか ベンサムは、国家はなぜ腐敗するかについて、第二論文第六節においては、その主要な三つの原因をあげている。それらは、①戦争、②あらゆる種類の強制的寄付、③裁判官の腐敗、である。以下、これらについて、紹介してみたい。

① 戦争について。ベンサムによれば、「外国の危害から国家を防御することを目的とする以外には、どのような時であれ、また、どのような国に対してであれ、戦争はなされるべきではないとすることが、大多数の利益である」(ibid., p. 129)。戦争を極力回避することが、人民の大多数の利益となる。逆に、他国と戦火を交えることは、人民の大多数の不利益となる。人民は、戦争によって利益を受けることはありえないのである。

しかしながら、仮に他国との戦争が避けられなままに戦争に突入し、その戦争の結果、戦争当事国の支配者がならんらかの金銭や権力等の邪悪な利益を普遍的利益を犠牲にして收受したとすれば、これはどのように考えるべきなのであろうか。ベンサムは、「そのような国家形態は、腐敗した形態であり、存続させるべきではなく根絶すべきものである」(ibid., P. 129.)と主張する。そのような国家形態が存続する限り、「邪悪な犠牲」が機をみては跋扈しつづけるであろうからである。問題は、戦争によって支配者集団が邪悪な利益を收受することができないような国家構造を予め創設しておくことである。かれは、アメリカ合衆国の国家構造はそうにつくられているが、イギリスのそれはそのようにつくられてはいない、としている(ibid., p. 129.)。ここでかれが主張していることは、イギリスの国家構造はその根底から変革されなければならない、ということに尽きるのである。

② 強制的寄付について。ベンサムによれば、「強制的寄付によって徴収される金額が、つねに可能な限り少ないことが、社会のすべてのメンバーの利益である」(ibid., p. 129.)。かれは、ここで、「税金」という言葉を使っていない。これは、「強制的寄付」のうちに、税金以外の強制的に徴収されるさまざまな種類の公的な課徴金を含めていからであろう。かれは、そのような強制的寄付は、その国家の支配者集団の自由に使用しうる金となり、増大することはあっても減少することはない、と考えた。そして、「ここに、国家構造における根底的にして矯正不能の腐敗がもたらされるもう一つの決定的な表徴があるのである」(ibid., p. 129.)。しかも、戦争の場合、そのような強制的寄付の増大は不可避となり、戦争という腐敗原因に加えて、支配者集団がますます腐朽化してゆくであろう。このようなベンサムの戦争は極力回避しなければならないとする主張のうちに、かれの年来の《安い税金》と《安上がりの国家》という主張が端的に表現されていると考えられるのである。

③ 裁判官の腐敗について。ベンサムによれば、「あらゆる不法行為に対して救済を与える目的のために、法

の強制力が、司法部の裁判官たちの指揮下において、そのような不法行為によって被害を受けた市民たちによって活用されることは、その社会のすべてのメンバーの利益である」(ibid., p. 130)。これは、不法行為に対して被害者が裁判所に訴えることによってその救済を受ける機会を十分に確保しなければならぬとするものである。そのような裁判にあたっては、「遅延」は許されないのであって、また、訴訟費用を含むさまざまな原因から発生する「いらだち」が市民の間に広がるようなことがあってはならない。

しかしながら、そのような職責をもつ裁判官たちが、金銭を収賄して、救済を訴える市民たちの信頼にそむいたり、また、不法行為に法を悪用したり、さらには、裁判の遅延を放置して、市民の間に裁判所や裁判官に対する「いらだち」が瀰漫するような事態に至った場合、これはどのように考えればよいのであろうか。ベンサムによれば、「ここに、国家構造における根底的にして矯正不能の腐敗がもたらされるもう一つの決定的な例証と表徴がある」(ibid., p. 130)。裁判官が、裁判の遅延、裁判に対する市民の「いらだち」、さらには、訴訟費用に対する市民の不満を悪用して、「腐敗した利得」(ibid., p. 130)を収賄するような事態に至った場合に、司法部の腐敗が始まる。このように腐敗した司法部は、不法行為から被害をこうむった市民を可及的すみやかに救済することはできないであろう。逆に、そのように腐敗した裁判官は、そのような被害をこうむった市民に対して、その救済の妨害者として立ち現われるのである。

ベンサムによれば、「イギリスにおいては、司法部全体が、つねに、このように根底から、かつ、全面的に、腐敗状態のうちにあるにつづけてきた」(ibid., p. 131)。イギリスの裁判官たちは、多額の不正な利得を収賄しており、その腐敗ぶりには世界中で最悪である。かれらは、「法の恐怖がないどころか、このような破廉恥な目的のために、法の保護と法それ自体の適用とを受けているのである」(ibid., p. 131)。

このようなかれの主張は、その当時のイギリスの裁判制度のあり方に対する本質的な批判であった。そして、かれは、国家構造から政治的腐敗を一掃するための重要な視点の一つとして、裁判制度の本質的な改革を提起しつつ、そのための具体的改革案を『憲法典』において提唱することになるのである。

最高構成権力と最高作動権力の関係 個人的利害と普遍的利害とを同一化するためには、支配者集団の政治的腐敗を防止することがその主要な手段の一つとなる。それでは、このような視点からみると、最高構成権力と最高作動権力はどのような関係にあるべきなのであろうか。ベンサムは、「最高構成権力に可能な限り最良の形態を与えること」(*ibid.*, p. 132.) であると述べている。それは、具体的には、どのような形態になるのであろうか。かれによれば、それは、次のような内容を実現しうる形態でしかありえない。

「最高構成権力の構築を、市民各自がその判断においてかれ自身の個人的利益に最も役立つと思われる方途を講じうるように、市民の手に委ねることである。そのように最高構成権力が構築されうるならば、市民は、普遍的利益に最も役立つと思われる方途を講ずることであらう。なぜならば、普遍的利益は、すべての諸個人の利益の総計にほかならないからである」(*ibid.*, p. 133.)。

ここでは、典型的な社会主義ノミニリズムが展開されている。そして、その政治機構論的帰結は、代表制民主主義以外にはありえないのである。なぜならば、各人がその利益を最大限に追求しうる自由が確立した社会においてのみ、普遍的利益の最大化が可能となるからである。ここに、別言すれば、ベンサムが君主制や貴族制を否定する最も合理的な根拠があったともいえるのである。

かれは、「最高構成権力の所持者がその普遍的目的を達成するために必要な装置は、各人がその眼において、それ自身の個人的利益のために可能な限り最良の装置と考えられるものを選択できる余地をもつものでなければならぬ

「*ibid.*, p. 133.) と主張している。そして、そのためには、「設立される最高構成権力は、いかなる限界も有しない。そこに限界を設けないことが、その目的に最も完璧に役立ちうる形でそれが行使されることを保障してゆくことになるであろう」(*ibid.*, p. 134.) とかれは主張している。これは、やがて、『憲法典』においては、最高立法議会の「絶対的権能性」の主張として展開されるのである。⁽³⁾

他方、最高作動権力は、包括的な権力たらねばならない。これは、この権力が、国内外に発生するあらゆる事態に対応しうる権力たらねばならないからである。しかしながら、この権力には、次のような重大なる限界が課せられる。

「この権力の行使は、その普遍的目的に関連する範囲内に限定されるべきであり、そのためには、それに充分なる対抗的権力、ないしは、対抗的勢力が確立されなければならない。これこそが、その権力の創設者、つまり、最高構成権力の所持者たちによって留保されている権力であり、この権力によって、かれらは必要と認めるならば何時でもその権力の座にある者を解任できるのである」(*ibid.*, p. 134.)。

ベンサムは、このような最高作動権力に対する制限によって、最高作動権力の座にある者たちが普遍的幸福を人民と共有しうる方向でその職責を果たしてゆかざるをえない装置が確立される、と考えたのである。こうして、最高作動権力の座にある者が普遍的利益に反してかれ自身の特殊利益を追求しはじめた場合、かれは、人民に対する反逆者となり、裏切り者となる。そして、かれは、早晩、人民によって解任されることになるであろう(*ibid.*, p. 134.)。

ベンサムは、以上にみたような最高構成権力と最高作動権力の関係を、『時計』に例をとりながら、次のように説明しているのである。

「政治機構のこの部分を構築する場合、最高作動権力は、時計の中の主ゼンマイの役割を果たす。他方、最高構成

権力は、時計の中の整時器の役割を果たす。整時器なくしては、主ゼンマイはあまりにも多くのことをやりすぎることになるかもしれない。また、主ゼンマイなくしては、整時器はなにもなすことができないであろう。つまり、相互に補完し合いつつ、かつ、相互に張り合いつつも、それら二つの権力が相互的に適宜調和を保持する限りにおいて、それら二つの権力は必要なことをなしうるのである」(ibid., p. 135.)。

国家機構全体を時計になぞらえた代表的な思想家は、トーマス・ホッブスであった。⁽⁴⁾ ホッブスと同じく、ベンサムもまた、国家「機械体説」を主張していることは、あまりにも明白である。⁽⁵⁾

ベンサムによれば、国家機構全体を時計になぞらえた場合、「主ゼンマイ」(main spring)は最高作動権力であり、これは日常的に不断に活動する。その「整時器」(regulator)は最高構成権力であり、これは日常的に活動してはいないものの、なにかの問題が起こった時に、その活動を強めるのである。これら二つの権力は、相互に補完し合い、相互に張り合いつつ、一定の調和を保持することによって、政治的腐敗が防止され、個人的利害と普遍的利害の同一化が実現し、人民の普遍的幸福が実現する。ベンサムの真の狙いは、そのような諸利害の同一化の機械論的体系を創り出そうとするところにあったといえるのである。

ベンサムの理想的国家像　かれの理想的国家像は、個人的利害と普遍的利害とがつねに同一化している状態が続されている国家のうちにある。問題は、これを実現するためには、どのような政治的装置が必要であるか、ということにある。これを、第二論文第八節においては、かれは、選挙民とその代表者との関係について論究しようとしている。

ベンサムによれば、選挙民は自己の利益を優先してくれる候補者をその代表者に出しようとするし、候補者の側でも代表者に出出されるためにいわゆる地元利益の優先を選挙民に公約することが起こりうるであろう。ところで、

このような情況は全国のすべての選挙区においても起こりうることである。また、選挙区どうしの利害の対立も起こりうるであろう。ここに、同一選挙区内での選挙民どうしが対立し合い、さらには、選挙区どうしが対立し合うという際限のない利害対立が全国に拡大してゆく可能性がある。しかしながら、そのような無益な可能性のゆえに、代表者たらんとして立候補した者は、「かれ自身をすべての選挙民に推薦しなければならず、かれにできることは、いかなる他人ともその利害が対立しない形で各人の利益を促進することである」(ibid., p. 135.)とする判断に帰着するのである。

他方、ある地区から選出された代表者は、かれの地元の住民たちの利益を優先して、全国の他の地区の住民の利益を犠牲にしようとすることが起こりうるかもしれない。しかしながら、ベンサムによれば、全国民の利益に反して地元利益を優先させようとするそのような代表者の目論見は失敗するにちがいない。なぜならば、それは、議会内におけるその他の代表者たちによって否決されてしまうであろうからである。そして、結果的には、「すべての地域の住民の利益に望ましい調整案」(ibid., p. 135.)が議会において採択され、実行に移されることになるであろう。

こうして、ある個人の幸福とその他の諸個人の幸福との間に調和が実現をみる。しかしながら、以上にみたようなベンサムにおける選挙民とその代表者たちとの関係は、ある種の自動調和論であるといわざるをえないであろう。それは、あまりにも楽観的にすぎる自動調和論である。しかし、これをベンサムの側からいわしめれば、かれは、そのような自動調和論的な機械論的国家構造を創出しようと確信していた、といえるのである。そのような確信のゆえにこそ、かれは、その具体的な機械論的装置をさまざまな視点から設計しようとしたのである。そして、それは、次のような原理論的基礎にもとづいていた。これは、ルソーを彷彿させるものである。これをあえていえば、それは、ルソーの民主主義論と文字通り全く同一のものであるといえるのである。ここに、近代民主主義論のエッセンスをみる

ことができるであろう。これが、一八二二年のベンサムの到達点であった。

「このように、各人の個人的利益と社会のその他のすべてのメンバーのさまざまな個人的利益との同一化が、人間本性が認める限りにおいて、もたらされる。

こうして、全体としての支配者たちの利益と全体としての被支配者の利益との同一化が可能なり完璧となる。なぜならば、最高作動権力は、被支配者自身によって選出されて、その支配下にあるからである。また、最高構成権力に関しては、最高作動権力との関係における最高構成権力は、被支配者自身の掌中にあるからである。最高構成権力に関する限りにおいては、かれらはかれら自身が支配者である。かれらは、被支配者であると同時に支配者であり、支配者であると同時に被支配者でもある。

それゆえ、これは、一語でいえば、完全なる国家となる。ここでは、支配者のすべてが被支配者となる。ここでは、支配者はあるいくつかの目的に対してのみ支配者であるにすぎず、その他のすべての目的に対しては被支配者である。したがって、被支配者は、自ら苦勞しなければならぬのである。しかし、もし被支配者でない支配者がいるとすれば、あらゆる苦勞が被支配者の上のしかかり、その支配者はそのような苦勞を被支配者に押しつける権力をもつ限りにおいていかなる苦勞からも解放される事態を招いてしまうのである」(ibid., p. 136)。

ここでは、《支配者＝被支配者》というシェーマが明確に表現されている。それは、《人民＝国家》というルソー的なシェーマでもある。ベンサムは、ルソーとは違って、一方では、国家＝害悪説を主張する。しかし、他方では、《人民＝国家》論を主張する。すなわち、人民は最高作動権力に対しては支配の客体ではあるものの、人民は最高構成権力の把持者として支配の主体であることによって、人民と国家は完全に合一するのである。支配の主体と客体とが完全に合一する国家形態のうちに、近代民主主義論のエッセンスがある。ルソーは、しかし、それは直接制による以外に

はそのような完全な合一は不可能であることを強調した。これに対して、ベンサムは、実際的な実現可能性としては直接制は不可能であるとしつつ、代表制民主主義を主張したのである。⁽⁶⁾

ところで、『支配者＝被支配者』というシェーマが崩壊する場合には、どのような事態が起こるのであるのか。その場合には、支配者と被支配者は分裂し、支配者がすべての苦労を人民に押しつけ、自らはいかなる苦労をも回避しようとするであろう。そのような国家形態こそが、ベンサムによれば、君主制であり、貴族制にほかならない。君主制においては、たった一人の個人の幸福のためにその他のすべての人々の幸福が犠牲となる。貴族制においては、ごく限られた少数の人々の幸福のためにその他のすべての人々の幸福が犠牲となるのである (*ibid.*, p. 136)。君主制や貴族制においては、「幸福への諸手段は支配者階級の掌中に握られており、被支配者階級の掌中には幸福への諸手段はなにも残されていない。ところが、この被支配者階級は生産的な諸階級であって、かれらによって幸福への諸手段としてのすべての財富が生産されているのである」 (*ibid.*, pp. 136-7)。生産的な諸階級としての人民は、その勤労の果実を自らの幸福の実現に役立てようと欲するならば、人民自らがすべてを行なわなければならないのである。人民は、その幸福の実現を、君主や貴族に委ねることはできない。人民は、自らの幸福は自らの知恵と努力で獲得してゆかねばならないのである。

最高作動権力の再選禁止制 個人的利害と普遍的利害との同一化を実現するための装置として、最高作動権力の座にある者の『再選禁止制』を、ベンサムは主張する。かれによれば、「道徳的能力を確保するためには、この種の装置の有効性は明白であり、議論の余地はないように思われる。支配者の座にある者の任期は、一年間よりも長くなることがあってはならない」 (*ibid.*, p. 137)。このような主張は、のちに、『憲法典』においては、最高立法議会の議員の再選禁止制と議員任期一年制として展開される。⁽⁷⁾ この第二論文では、不明確ではあるけれども、『憲法典』にお

いては、執行権の担当者は再選禁止ではなく、逆に、その終身制が主張されている⁽⁸⁾。執行権の担当者にはその職務執行において専門性が要求されているからである。

ベンサムは、議員の《再選禁止制》と《任期一年制》とによって、権力が腐敗してゆく根源的理由を切断できると考えていた。かれのこのような主張は、広義の《輪番制》の主張にほかならない。また、そこには、人民はすべて議員たりうる十分な資格をもっているとするかれの楽観的な人民観があった。

このようなかれの楽観的な人民観に対する反対論を予想して、ベンサムは、次の四つの反対論を想定しつつ、これらに反駁を加えている。

そのような反対論の第一は、「不充分性」という反対論である (*ibid.*, p. 137)。これは、再選禁止制によっても、それが目的としているものを実現することは不可能であるとする反対論である。その理由は、たとえ再選禁止制のもとにおいてであれ、いちど議員となった者が最高執行権力の座にある公職者と結託して、自己の親戚をある地位につけることによって、徐々に「特殊な貴族制的利益」 (*ibid.*, p. 138) を形成することが起こりうるであろうとするところにある。しかしながら、ベンサムは、これに対して、「それは、みかけほどの決定的な理由とはいえない」 (*ibid.*, p. 137) としつ、これを一蹴している。

そのような反対論の第二は、「知的適性能力からみでの選挙民の無定見性」という反対論である (*ibid.*, p. 138)。これは、再選禁止制の下において、総選挙を毎年実施しても、選挙民はだれに投票してよいかを十分に理解できるほどの知的能力を欠いているために、再選禁止の趣旨が活かされないであろうとする反対論である。これに対して、ベンサムは、「知的能力は経験によって得られるものであり、知的適性能力は適切な経験によって得られるものである」 (*ibid.*, pp. 138-9) と批判している。これは、後年、J・S・ミルが『代議政体論』(一八六一年)において普通選挙制

を要求した時のその論拠とされたものである。⁽⁹⁾

ベンサムは、さらに、次のように述べて、再選禁止制の意義を強調している。これは、いわゆる参加民主主義の原型を提示したものと評価されてもよいであろう。

「再選禁止制を擁護するもう一つの理由は、人口の大部分の人々に政治的知識と経験とが新たに蓄積されるということが永続的になされることによって、公共的精神が促進されるという利益がある、というところにある」(ibid., pp. 140-41.)。

「人口の大部分の中に、政治的知識と政治問題に関心をもつ習慣とが普及することによって、人々の道徳的性格や行為の態様が改善されてゆくという利益があり、これは人々の知的活動の態様と比べてその重要性において少しも劣るものではないことはあまりにも明らかなことである。

イギリスでは、議会改革問題をめぐって、政治的には権力をもたず、経済的には富裕でもない人々が、巨大な範囲において、立法の問題に立ち上がって以来、その道徳的行為についてなされた改善は、その経験によって得られた知識にもとづくものであり、その年齢に応じた経験によって得られる知識という諸手段がそれぞれの自由になることによってもたらされたものである」(ibid., p. 141.)。

みられるように、ベンサムは、再選禁止制と議員任期一年制によって、むしろ、人々の政治的関心は高まり、その結果として、政治的知識の蓄積にも寄与しうると主張している。そして、かれは、イギリスにおける十九世紀初頭の議会改革運動が、多くの選挙民にその政治的経験にもとづく知的向上のみならず、道徳的なレベルにおいてもその公共的精神を向上させるといふ意義をもっていたことを強調している。その意味でも、一定年齢以上のすべての男女に、ひとしく、選挙権が与えられねばならないのである。

ベンサムは、人民を政治に参加させることによってその政治的教育を行なうことが、人民の道徳的・知的能力を向上させてゆく唯一の方途である、と主張しているのである。かれは、人民が全体として選挙民としての知的能力ないしは判断力において欠陥があるがゆえに人民に政治的腐敗の抑止力を期待することができないとする主張に対して、人民のみが政治的腐敗を防止しうるのであって、そのためには人民を政治に参加させることが最良の道であることを強調したのである。これは、同時に、ベンサムの君主制と貴族制に対する厳しい徹底した批判にもとづくものでもあったことはいままでもない。

そのような反対論の第三は、「知的能力の欠落」である (*ibid.*, p. 142)。これは、人民は全体としては、知的適性能力や適性判断力を欠いているために、議員の選挙に際して普遍的利益を促進するために貢献しうる議員を選出することはできないであろうとする反対論である。これは、第二の反対論と相当部分が重複する。これに対して、ベンサムは、「人民は、道徳的能力としての適性能力は、つねに、最大の状態にある。逆に、君主制の場合は、つねに、最少の状態となる。その知的能力は、つねに、自然的に増加してゆくであろう」 (*ibid.*, p. 143) と主張する。そして、かれは、人民の知的欠陥を主張するよりも、君主制や貴族制、さらには、混合政体の欠陥をこそ批判しなければならぬ、としているのである (*ibid.*, pp. 142-3)。

「最大多数の利益は、幸福への外形的諸道具が、つまり、幸福への外形的諸手段が、可能な限り平等に近づく方法で分配されるところにある。ただし、その平等は、災難に対する安全やその他のあらゆる種類の安全一般を含む一般的な生存と全般的な豊富と両立しうるものでなければならない。支配者一人の利益を目的としている君主制においては、かれ自身の安全が脅かされない最大限の範囲内において、これらの幸福への諸道具が支配者一人に一人占めされてしまうであろう」 (*ibid.*, p. 142)。

ベンサムは、ここで、幸福への外形的諸手段が、可能な限り多くの人々に平等に分配される社会が望ましいとしている。しかし、その平等は、全般的な生存と全般的な豊富と両立可能なものでなければならぬ。そして、そのような社会においてこそ、人民ははじめて幸福になりうる客観的な諸条件を獲得できるのである。しかも、そのような社会の国家形態は、君主制や貴族制ではありえず、混合政体でもありえない。それは、人民が最高構成権力をもつ代表制民主主義以外にはありえないのである。

そのような反対論の第四は、「知的適性能力を得るための時間の欠落」である (*ibid.*, p. 144)。これは、人民は全体として、その生存のための労働にほとんどの時間を費やさざるをえないので、知的適性能力を得る時間がなく、議員の選挙に際しても正しい判断力をもつことはできないであろうとする反対論である。これに対して、ベンサムは、「このような時間の欠落は、納得のいく反対論の論拠にはなりえない」 (*ibid.*, p. 144) として、これを一蹴している。そして、その返す刀で、かれは、君主制を次のように断罪するのである。

「知的能力は、精神的労働なくしては獲得されえない。また、その精神的労働の労働量は、その誘因力に比例している。ところが、君主的階級においては、精神的労働への誘因は、その他のいかなる階級よりも劣っており、精神的労働の必要性もその他のいかなる階級よりも少ない。ある君主の全時間は、権力がもたらすさまざまな快樂の享樂にふけるために費やされるだけで、権力を行使するために必要な能力を獲得するために費やされることはない。

これは、貴族制についてもほとんど同じことがいえる」 (*ibid.*, p. 145)。

ベンサムによれば、精神的労働においてすらも、君主は人民よりも劣っているものであり、君主には知的能力における自己向上への誘因もその他の諸階級と比べて欠けており、人民の方が君主よりも優れている。かれは、これを、次のように別言している。

「あらゆる場所において、つねに、公職者の適性能力の大きさ、公官庁の節度ある支出、実生活上の幸福の蓄積度、および、さまざまな知的徳性は、多数者の掌中に残された権力の大きさに、逆比例ではなく、正比例してきたのである」(ibid., p. 146.)。

ベンサムによれば、多数者が大きな権力をもてばもつほどに、①公職者の適性能力の全体量は高まり、②公官庁の支出が節度あるものとなり、損失が最小限化され、③人々が現実の生活の場で享受できる幸福の総量が増大し、④さまざまな知的徳性がそこに育まれる。君主制においては、これらのものは、逆比例してゆく。人民が完璧なる最高構成権力を所持している政治社会においてのみ、人民は最大多数の最大幸福を実現できるのである。そして、そこに、「普遍的な清廉潔白、普遍的な安寧、普遍的な幸福、および、普遍的な道徳的徳性」(ibid., p. 146.) が開花をみるのである。

- (1) 拙著『増訂イギリス功利主義の政治思想』、一四一頁、一八七頁。
- (2) Rousseau, J. J., *Du Contrat Social*, 1762. 邦訳『社会契約論』(井上幸治訳)、『世界の名著30』(一九六六年)所収、三二三頁。
- (3) 拙稿「ベンサム『憲法典』における『世論法廷』論と『最高立法議會』論」、前出、三九頁以下参照。
- (4) 拙著『現代政治と民主主義』、七七頁以下参照。
- (5) 拙稿「ベンサム『憲法典』における『世論法廷』論と『最高立法議會』論」、前出、五〇―五一頁。
- (6) 拙著『増訂イギリス功利主義の政治思想』、一八七―八頁。
- (7) 拙稿「ベンサム『憲法典』における『世論法廷』論と『最高立法議會』論」、前出、五七―六一頁。
- (8) 拙稿「ベンサム『憲法典』における『責任内閣制』論」、前出、六七―八頁、八六頁。
- (9) 拙著『増訂イギリス功利主義の政治思想』、二四二―三頁。

四、第三論文「最高作動権力」

第三論文の標題は、「最高作動権力」となっている。しかし、ベンサムは、ここで、最高作動権力のあるべき理想型について論じようとしているのではない。かれは、ここでは、最高作動権力が君主の掌中にある場合には、どのような政治的害悪が発生するかについて論じようとしているのであって、それは、絶対君主制であるか、制限君主制であるかを問うものではない。かれによれば、絶対君主制であれ、制限君主制であれ、さらには、人民の代表機関を伴う混合君主制であっても、最高作動権力が君主の掌中に把持されている場合には、政治的諸害悪の発生は不可避的なものであって、人民の最大多数の最大幸福が実現をみることはありえない。結論を先き取りしていえば、第三論文は、かれの根柢的な君主制批判として展開されているのである。

第三論文は、二十三の節と一つの補遺から成り立っている。以下、順次、これを紹介しつつ、その意義について論究してみたい。

絶対君主の適性能力は最低である　その第一節「最高構成権力を君主の掌中におくべきではない包括的な理由の

第一のケース、絶対君主制。適性能力は最少限化するであろう。それは全体として不適性能力の原因となる」は、その標題だけでも、ベンサムの主張が明瞭に看取できるであろう。かれによれば、ここで「適性能力」とは、①道德的適性能力、②知的適性能力、③職能的適性能力であり、知的適性能力は、さらに、知識適性能力と判断力適性能力に分類できる (*ibid.*, p. 151.)。そして、これらの適性能力に関連して、次の四つの不適性能力があげられる (*ibid.*, p. 151.)。すなわち、①邪悪な利益、②利益誘発的偏見、③源初的弱点、つまり、知的弱点、④権力誘発的偏見、である。

「邪悪な利益」とは、最大多数の最大幸福に反し、全体的利益を犠牲にしてある特定個人の特殊利益を計ろうとするものである。それによって生じる犠牲は、「邪悪な犠牲」と呼ばれる。

「偏見」とは、間違った先入主である。先入主が間違ったものである時に「偏見」と呼ばれる。「利益誘発的偏見」は、それが邪悪な利益にはかならないことを承知の上で、これを追求し獲得しようと考えるところに成立する。これは、たんなる邪悪な利益よりも有害なものであり、邪悪な犠牲を増幅させようとするところに成立する。邪悪な利益を追求しうる人間の人数にはおのずから一定の限界があるが、利益誘発的偏見をもちつづける人間の人数には限界はない。ある特定の特殊利益は事情が変更すれば消滅するであろう。しかし、「偏見はいったん形成されると相当の長期間にわたり存続し、邪悪な犠牲を増幅する」(*ibid.*, p. 151.)のである。そして、そのようなさまざまな偏見によって、何千、何万回も、「君主制的専制や貴族制的専制の祭壇に普遍的利益がいけにえとして捧げられた」(*ibid.*, p. 152.)のであった。⁽¹⁾

以上にみられるベンサムの君主制批判は、第三論文では、各論別に、さらに詳細に展開されている。第一節の限りでいえば、かれによれば、絶対君主制の下では、最高作動権力を把持している絶対君主の道徳的・知的・職能的な適性能力は、その他のあらゆる国家形態と比較して、最低のものとなり、逆に、その不適性能力が最大限化し、邪悪な利益・利益誘発的偏見・知的弱点・権力誘発的偏見が最大限化して、人民の最大多数の最大幸福は決定的な犠牲をこらうむるのである。

一般的な欲望の対象としての幸福の外形的諸手段

人は、だれでも、幸福になりたい、と思うであろう。ベンサムによれば、人が幸福になるためには、一定の「外形的諸手段」が必要であり、これらの外形的諸手段をより多く利用できる人ほど、より大きな幸福を獲得しうるチャンスを保有している。絶対君主制の下で人民がその最大多数の最

大幸福を実現できないのは、これらの外形的諸手段を絶対君主が独占してしまうからである。

「あらゆる人間にとって、幸福のさまざまな外形的諸手段は、それらが容易に入手しうるであろうと考えられる限りにおいて、さまざまな欲望の大いなる対象である。人は、そのようなさまざまな外形的諸手段のそれぞれにおいてその最大量を獲得しようとしているのである。

ここでは、差し当たり、これらの外形的諸手段は、全体として、次の六つの種類に包括できるものと思われる。すなわち、財富、権力、意図的な動機にもとづく位階、すぐれた名声、復讐、そして、安逸である。意図的な動機にもとづく位階は、さまざまな国において行なわれている。復讐は、悪意に付随して起こるものである。安逸は、右記の五つの外形的諸手段の追求と享受の中から生まれる。

これらの外形的諸手段は、ある人物にとっては、いずれにせよ、他人を犠牲にする方法によってしか享受しえないものである。それは、競争の場合にはつきりと現われる。なぜならば、それらの手段は一つとして普遍的な競争の対象ではないものからである」(ibid., p. 152.)。

以上の引用は、第二節の全文の翻訳である。これをあえて敷衍すれば、次のようになるであろう。①人は幸福になるためには、まず、そのための外形的諸手段を獲得しなければならぬ。②それらの外形的諸手段は、財富、権力、意図的な動機にもとづく位階、すぐれた名声、復讐、安逸の六つの種類から成る。③問題は、そのような外形的諸手段を獲得しようとする者は、他人を犠牲にすることによってしかこれを獲得しえないところにある。

このような前提にたつ限り、権力をもつ者ほどこれらの外形的諸手段をより多く獲得しうるであろうから、絶対君主制では絶対君主一人のみがその最大幸福を獲得できるのであって、その他のすべての人々の利益が犠牲とされるのである。したがって、絶対君主の幸福は人民の幸福と全く正反対のところにあるといわなければならない。それゆえ

に、結論を先き取りしていえば、ある政治体の権力にその社会のすべての構成員が等しく参加することによってのみ、その構成員のすべてに等しく幸福への外形的諸手段への機会が開かれるのである。そして、ここに、ベンサムの代表制民主主義の主張が成立をみるのである。

君主の道徳的不適性能力の原因としての邪悪な利益

君主は人間である。そして、君主は人間である限りにおいて、自己自身の最大幸福を獲得しようとするであろう。しかし、君主は唯一者である限り、君主の最大幸福の追求は、不可避的に、「邪悪な利益」の追求とならざるをえない。しかも、君主の「邪悪な利益」は、人民の普遍的利益とは対立しており、それは和解しがたい対立である (*ibid.*, p. 152.)。

「すべての人々が、各々に、生存に必要なもの、豊富をもたらすもの、あらゆる形態と部門における安全を、可能な限り最高度に所持し、享受することが、すべての人々の利益である。すべての人々の生存、豊富、安全と両立しうる限りにおいては、平等も同様である。

君主の利益は、かれの所有する資金量と権力の大きさをさらに増大させるか、少なくとも減少させることがない範囲内に、社会のその他のすべてのメンバーが生存のための手段と豊富をもたらすものの享受を限定するところから成立する。むしろ、かれの利益は、それによってかれの取り分がほとんど増加することがないとしても、豊富をもたらすものの全体の中での人民の取り分がたえず減少してゆくとともに成立するのである。

権力に関しては、人民の利益は、権力がだれの掌中にあるうとも、権力の大きさが最少限となることによって実現をみるものであり、これは、一般的幸福を構成する生存・豊富・安全・平等の四つの要素を最大化することとなんら矛盾するものではない。これに反して、君主の利益は、かれの掌中にある権力の大きさが、つまり、現存する権力の大きさが可能な限り強大になるところにある。ここでは、臣民という身分において、かれ自身を除くすべ

ての人々があらゆる点においてかれの権力に服従しなければならない。そこでは、かれに由来し、かれによって、いつでも、その意のままに行使されうる権力以外のいかなる権力も許されないものである。

安全は害悪との関係において成立する。かつ、安全は害悪との関係によってしか理解されえないものである。安全とは、害悪に対する安全である。害悪は、その本質から、ないしは、その源泉から考察されるべきであろう。

害悪の諸源泉は、人間本性の働きにある。それらは、人間の働きにある。そのような人間は、国内の敵と外国の敵とから成り立つ。国内の敵は非行者と呼ばれる。その行為が害悪を生む限りにおいて、それは悪事と呼ばれる。非行者には、政治権力を所持しない者もいるし、政治権力を所持している者もいる。

このようなさまざまな源泉から生ずる害悪に対する安全を、また、諸個人一般からこうむる悪事に対する安全を、さらには、公職者からこうむる悪事に対する安全を、最も完全な程度において確保することは、その社会のあらゆるメンバーの利益である。

例外を別とすれば、最大の安全が社会のさまざまな分野においてその社会における君主以外のすべてのメンバーによって享受されるべきであるということは、君主の特殊的利益としてのみいえることである。なぜならば、公職者がその権力を君主の意志にもとづいて行使する限りにおいてその公職者がもつ権力に対する安全を含めて、君主自身もつ権力に対する安全が存在しないところに、君主の利益があるからである。

一言にしていうならば、君主の利益は、あらゆる点において、普遍的利益と君主の特殊的利益とが相反するところにある、君主の特殊的利益に対して普遍的利益が犠牲とされるところにある。このような犠牲は邪悪な犠牲と呼ばれるものであり、ここでの事例でいえば、それは君主による邪悪な犠牲と呼ばれるものである」(ibid., pp. 153-4)。

ここに、ベンサムの強烈な君主制批判をみることができる。ここで、かれは、君主制に対する徹底した不信感を表明している。君主は、人民の敵対者以外のなものでもない。君主は、人民からすれば、「非行者」にほかならないのである。君主と人民の利益が一致しうることは、徹頭徹尾、ありえないことである。君主と人民の利益は、どこまでも、決定的に分裂し、敵対しているのである。以上を、人民の側からと、逆に、君主の側とから、整理すると、次のようになるであろう。

① 人民の側からすれば、各人がそれぞれに、生存・豊富・安全・平等を最高度に享受しつつも、そのための権力は可能な限り最少限化されるべきであり、君主や公職者の権力行使によって生ずる諸害悪に対する安全が最大限化されなければならない。

② 君主の側からすれば、君主は、その社会の中で獲得しうる生存と豊富のための財富を可能な限り最大限に自己の掌中に独占しようとし、そのためにはその権力を可能な限り強大化する必要がある、その権力の強大化を計るためには人民の安全を最少限化し、人民をその意のままに支配することを追求するであろう。

これ以上に、水と油の関係はない。それが、君主と人民の関係である。ここには、人民の最大多数の最大幸福の実現へのベンサムの熱情が吐露されている。これを裏返すならば、かれの君主制に対する絶望的な不信感がここに吐露されているのである。

「権力は、一方では、服従に相応して、かつ、服従に比例して構成されるが、他方、服従には、積極的なものと消極的なものがある。

権力に関しては、君主の利益は、君主の所持する権力が可能な限り効果的で包括的で不可抗的であるところにある。つまり、君主の利益は、社会のその他の人々の服従が可能な限り卑しいものであり、献身的なものであり、包

括的なものとなるところにある。

このように、君主の利益は、君主以外の社会のすべての人々の利益と決定的かつ絶対的に対立しており、それゆえに、社会の利益は、まず第一に、そのような君主を置くべきではないところであり、次いで、仮に君主が存在する場合でも、その権力を可能な限り小さくすべきところにある。

君主の富裕についても同様のことがいえる。君主の富裕は、その権力を増大させてゆくことに役立つのである。君主が行なう意図的な動機にもとづく位階についても同様のことがいえる。それは、君主の権力の増大に役立つのみならず、その富裕の増大に役立ち、その富裕の増大がその権力を増大させてゆくのである。

君主の権力は、それゆえに、最大多数の犠牲の上に成り立ち、そのような犠牲に比例して強大となる。また、最大多数の犠牲は、その利益に関して抵抗ないしは不満のないところでは更に強められ、君主の利益がますます増進してゆくのである。

それゆえに、君主の権力は、人民が人民自身の利益を無視することの上に成り立ち、そのような無視に比例して増大する。

このような無視は、人民の知的弱点に比例していることは言を待たない。

知的弱点は、無知と誤解から成り立ち、構成され、それら二点に比例している。ここで無知とは、あらゆることに関する無知であって、それが有益な方法においてであるか有害な方法においてであるかを問わず、人民の利益を左右しているのである。ここで誤解ないしは思い違いとは、それが効果をもつ限りにおいてではあるが、人民の心の中に、次のような心情をつくり出すことである。すなわち、それは、君主の利益と人民の利益は同一であるとする誤解であり、または、君主の利益は人民の利益と非和対的に対立するものではないとする誤解であり、あるいは

は、君主の利益と人民の利益が対立しているとしても、君主は人民の利益を優先して自己の利益を犠牲にするにちがないとする誤解である」(ibid., pp. 154-5)。

ここでは、君主制それ自体に対する批判のみならず、君主のもつ権力と富裕と叙位叙勲権の増長がもたらす諸害悪に対する強烈な批判が展開されている。しかも、君主への人民の服従は、人民の無知蒙昧によって積極的なものとなる。しかし、それによって人民の利益はますます犠牲とされる。君主の利益は、それゆえに、人民を無知蒙昧に押しとどめておくところに成立する。君主は、その権力によって富裕となり、その富裕によって更にその権力を強化化する。これは、君主の叙位叙勲権についても同様のことがいえる。

こうして、「君主の下においては、邪悪な利益が跋扈する限りでは、悪い国家がその結果となり、悪い国家とは、一言でいえば、悪政である」(ibid., p. 155)。そして、そのような悪政のつづく限り、人民の最大多数の最大幸福は犠牲にされつづけられるであろう。そのような君主制においては、君主は道徳的に墮落することによって邪悪な利益の追求に狂奔し、邪悪な利益の追求によって君主は更に道徳的に墮落してゆくのである。

君主制と生存・豊富・安全・平等　ベンサムは、国家の一般的目的は「最大多数の最大幸福」にあるとしつつ、これを更に具体化して、「非刑法的ないしは分配法的部門の四つの直接的な従属的目的」(ibid., p. 157)としては、生存・豊富・安全・平等をあげている。これは、すでに周知の事実に属する。それでは、これら四つの具体的目的は、君主制の下においてはどのように扱われるのであろうか。

生存について。人民が生存しうる状態を確保することは、君主の利益でもある。なぜならば、人民の生存なくしては君主の生存もありえないからである。したがって、生存は、君主の利益であるのみならず、その社会の最大多数の利益でもある (ibid., p. 157)。

豊富について。人民が豊富の状態にあることは、君主の利益でもある。なぜならば、「人民が生産してより多くのものを所有すればするほど、これを君主の権力によって自由にしうる余地が増える」(ibid., p. 157.) からである。

安全について。「安全とは、身体、精神、名声、金銭的財産、権力、生活条件の安全である」(ibid., p. 157.)。また、安全を考える場合、自国内における安全と外国からの安全とを考える必要がある。外国からの安全が最大限化されることは、君主の利益である。なぜならば、自国の安全が脅かされることによって君主が利益を得ることはないからである。逆に、君主が戦争によって、幸福の外形的諸手段を増大させようと計るならば、それは最大規模の殺人を伴うことによって、人民の生存と豊富とを破壊することになるであろう (ibid., p. 157.)。

それでは、君主自身の権力濫用やその官吏たちの悪事に対する人民の安全については、君主はどのように考えているのであろうか。君主にとっては、「このような観念ほど我慢のならないものはない」(ibid., p. 157.)。すなわち、人民にとっての安全と君主にとっての安全は、全く相反しているものであって、君主制の下においては人民の安全は最少限化してゆかざるをえないのである。

平等について。平等は、安全についてと同様に、共和国と君主国においては正反対の位置づけとなる。これを、ベンスサムは、次のように述べている。

「共和国においては、先にみた幸福の手段は特別の注意力をもって見守られており擁護されている。それは、それ自身の特質における幸福の手段として、つまり、一定量の幸福の外形的諸手段から最大量の国内的幸福を生産するための手段として大切にされているのみならず、安全それ自体のための安全装置として大切にされている。すなわち、ここでは、平等は、公僕の地位にある者による侵害に対して当該社会のすべてのメンバーにとってのさまざまな幸福の諸手段のすべてを確保するための安全として特別に大切にされているのである。

これに対して、君主にとって平等という言葉は、憎悪の対象である。平等を分配法の分野にふさわしい目的の一つとして認めることは、直ちに、君主権に対する排除を認めることであり、君主権に対して公官庁のドアを閉じることを意味する。想像されうる幸福の諸手段と名づけられるもののすべての中で、当該社会のメンバーが等しき分け前を所有しているという観念ほど君主が堪えられないものはないのである」(ibid., p. 158.)。

君主にとっては、人民の安全と平等は、「我慢のならないもの」であり、「憎悪の対象」であって、「堪えられないもの」である。逆に、人民にとって安全は、君主権やその他の国家権力からの侵害に対する安全であって、これほど重要な権利も他にないほどのものである。同様に、人民にとっては平等も、それが生存・豊富・安全と両立可能なものである限り、各人の最大幸福を実現するための《機会》としてきわめて重要なものである。

こうして、安全と平等に関しては、君主と人民とは、真向から対立せざるをえないのである。人民からすれば、安全と平等という二つの視点のみをもってしても、君主制を肯定することはできないのである。また、ベンサムは、司法部門における平等の重要性についても、これを強調している (ibid., p. 158.)。

最高作動権力をもつ君主の道徳的不適性は最大限化する 最高作動権力を君主が把持している場合、どのようなことが惹起するのであろうか。その場合、まず、君主の道徳的適能力が最低限にまで墮落する。そして、君主のそのような道徳的墮落が国政の諸害悪の元凶となる。これについて、ベンサムは、第五節の冒頭において、次のように主張している。

「道徳的適能力と反対の不適能力が、君主に最高作動権力がある場合には、最大となる。自己優先の追求が人間本性に固有のものであって、君主政体の目的は君主の個人的な私欲の可能的な最大幸福となるであろう。かれは、かれがこれが幸福であると考えるところにしたがって、その目的を、最大多数の最大幸福を無視して、最大多

数の幸福に損害を与えつつ、最大多数の幸福を犠牲にして追求するであろう。かれの邪悪な利益はこれをチェックすべき正しい固有の利益を伴っていないので、また、かれの権力がもつ強制力はこれをチェックすべき対抗力を伴っておらず、かつ、その行為を公的利益に一致させるような対抗力を伴っていないので、あらゆる場合においてその邪悪な犠牲によって目的を達成しようとする欲望は、これに対抗しうる権力を欠いているために、あらゆる場合にこれを満足しうる十二分の諸手段を調達できるであろう。こうして、犠牲は君主政体においては、つねに、極大化するのである。

かれは、かれ自身の掌中に、その最大可能量において、幸福の外形的諸手段のすべてを、一般的欲望の対象のすべてを蓄積するであろう。それは、その当該社会の君主以外のすべてのメンバーの幸福に損害を与え、これを犠牲にしつつ強行されるのである」(ibid., p. 160.)。

君主に最高作動権力が把持されている場合には、そもそも、君主の道徳的適性能力は成立しうる余地がないといふべきであろう。君主は、その欲望のすべてを、その意のままに実現しうるからである。君主に最高作動権力がある場合には、そのような君主の権力に対抗しつつ、これをチェックしうる勢力が存在しないからである。ベンサムは、いわゆる権力分立論や勢力均衡論に与しているのではない。かれは、唯一者に最高作動権力が把持されている場合には、その唯一者に道徳的適性能力を期待することができないことを強調しているのである。そして、一般論として、統治者が道徳的適性能力を欠いている場合には、人民の最大多数の最大幸福が実現することはありえないことをかれは強調しているのである。それどころか、事態は更に深刻なものであって、君主制においては、人民は「使役牛」の待遇しか受けることができない、とかかれは主張する。

「この社会の一人のメンバーの両眼には、その他のすべての人々は、身分的には、その所有者の両眼に映る使役牛

と同じような関係をもつ対象物でしかないであろう。怒りっぽい君主の下でかれらの受ける待遇は、怒りっぽい主人の下で使役牛が受ける待遇と同じである。心やさしい君主の下でかれらが受ける最高の待遇といえども、身分的には、心やさしい主人から使役牛が受ける待遇と同じものにすぎないのである」(ibid., p. 161.)。

君主制の下では、人民は、いずれにせよ、「使役牛」でしかない。怒りっぽい君主と心やさしい君主とでは、人民に対する対応の方法は少しは違うであろう。しかし、怒りっぽい君主も心やさしい君主も、かれが君主である限り、君主にとって人民は「使役牛」でしかないことには変わりないのである。また、君主が君主である限り、その欲望には限度がない。

「君主が、その掌中に、ないしは、自由に使用できる形において所持しうる幸福の外形的諸手段の大きさがどの程度のものであったとしても、かれはそれに満足することはありえない。かれは、かれの周辺に、かれが自由に使用できないそのような外形的諸手段がある限り、満足することはありえないであろう。かれのもつさまざまな欲望の中には、かれに直接的に仕えるすべての人々のさまざまな欲望が含まれており、それらの欲望が完全に満足されることはありえないのである」(ibid., p. 162.)。

その当該社会に存在するすべての幸福の外形的諸手段をその一手に独占し終えるまでは、君主はその欲望を満足させることはないであろう。これは、怒りっぽい君主であっても、心やさしい君主であっても、かれが君主である限り、変わることはないのである。「心やさしい最良の君主の下においてさえ、その社会の君主以外の最大多数は一人の敵をもっているものであり、しかも、そのような敵とは基本的に和解することができないのである」(ibid., p. 162.)。

このように、君主と人民とは、あたかも水と油の如く一つの共同性のもとに融合することはありえないのである。「君主たちはすべて、相互に、同感をもち合っている。しかし、君主たちのすべてにとっては、その臣民のすべて

が反感の対象であり、恐怖と憎悪と軽蔑の交錯したある種の複合的感情の対象でしかない」(ibid., p. 162.)。君主制の下では、君主から人民が好遇を受けとることはありえないであろう。ベンサムは、これを繰り返して強調するのである。

こうして、君主制においては、「その政治権力の行使においてのみならず、その公的生活においても、また、その私生活においても、その立場にともなう不変的な結果であるとはいわないまでも、君主をその道徳的価値の高低において最高ではなく最低のところに落としてゆく自然的傾向がある」(ibid., p. 163.)。君主制においては、あらゆる点で、君主は道徳的に最低のところへ落ちてゆくのである。したがって、君主は、自愛的原理や純社会的原理としての同感をもつことはできない。前者は、「他人への親切心と自由な善意」からなる一種の社会的原理である。君主は、そのような社会的原理をもつことができないのである。

「人は他人のみのりある慈善心の必要性を感じずれば感ずるほど、他人へのみのりある慈善心を態度で表わそうとする誘因を強くもつものである。このような方法で、自愛的な思慮分別がそのような誘因をつくり出している。その必要性を感じることが少なくなればなるほど、そのような誘因の働きは弱くなるであろう。ところで、君主は、すべての人間のうちで、親切心と自由な善意と自由な善い行政機構と他人から受ける自由な行政に対して、最低の必要性しか感じておらず、自愛的な思慮分別の成果とは区別されたみのりある慈善心の成果について最低の必要性しか感じていない。なぜならば、人々は善いことがもたらされるのは他人から受けるみのりある慈善心のおかげであると感謝するのに対して、君主にとって善きことは命令を発する権力のうちであり、それは処罰的権力や褒賞授与の権力から成り立っているからである。

そこで、人は他人から冷遇されると感ずれば感ずるほど、かれは、かれらにそのような悪意をもたれること

を避けようとして、他の人々に好遇を与えねばならないとますます強く感ずるようになるものである。他人から冷遇を受けているという感じが少なくなればなるほど、他の人々に好遇を与えねばならないという誘因も弱くなる。ところが、君主は、すべての人間の中でも、他人から冷遇を受けることが最も少ないところに立っている。なぜならば、かれは特段にその処罰的権力と褒賞授与的権力とによって、他人から冷遇されることのないように防御されているからである。かれは、他人の親切心を必要としないのであり、膨大な支援と支持とを買収しつつ、あらゆる場合に他人に対して命令を発しうる地位を得ているのである。

君主の地位に伴うそのような事情や状況からどのような結果が生ずるかについては、すでに述べた。君主の指名にかかわるこのような通俗的な方式によれば、君主は道徳的価値の高低については最高位ではなく、最低のところ落ちこまざるをえず、権力の高低における君主の地位のみが最高位となってゆくのである」(ibid., p. 164.)。

以上の長い引用をあえて敷衍してみよう。まず第一に、君主は、人民への慈善心を全くもっていない、ということである。君主は人民から慈善心を受けとる必要性のない立場にあるからである。第二に、君主が人民に好遇を与えることはありえない、ということである。なぜならば、君主が人民に好遇を与えることは自らの不利益になるのみならず、冷遇を受けた経験のない君主はそのような冷遇がもたらす悲惨や不幸について考える動機が全くないからである。これを一語にしていえば、好遇しか受けたことのない君主は、冷遇について考えることができないのである。第三に、君主はなぜ人民への慈善心と好遇とを考ふる動機に欠けているかといえ、君主には権力が集中し、君主はその権力によって、処罰的権力と褒賞授与的権力を把持しているからである。君主は、その側近から迫近的な賞賛を受けることはあっても、批判的諫言を受けることがないからである。

このようにして、君主制においては、道徳は最低にして権力は最大、とならざるをえない。「こうして、あらゆる

実際の目的に対して、君主の身分については、道徳的適性能力とは反対にある道徳的不適性能力が、あらゆる場所とあらゆる場合において、極点に達するものとみなされなければならないのである」(ibid., p. 164)。すなわち、君主制においては、君主が道徳的に自らを修練しつつ自身を高めてゆく動機は存在しえないのである。

君主の人民に対する反社会的感情 君主には、慈善心が欠けているだけではない。君主は、さらに、人民に対する反社会的感情を高進させてゆくであろう。ベンサムによれば、「被支配的多数者は、君主にとって、軽蔑と憎悪の対象でなかったことはかつて一度もありえなかったし、また、今日でもそのような対象でありつづけている」(ibid., p. 165)。君主は、その邪悪な利益を追求しようとする限りにおいて、人民に対する軽蔑と憎悪という反社会的感情を増幅させてゆかざるをえないのである。君主からみて人民は貧しく、知的に劣っていることが、君主の人民に対する軽蔑の動機となっている。しかし、ベンサムからすれば、人民が貧しく、知的に劣っているのは、邪悪な君主制が存続しつづけてきたことの結果にほかならない。これに対して、人民は、忍耐をしつづけてきたのである。「人民の忍耐は、君主が用いる強力、脅迫、贈収賄、惑わしという連合的権力」(ibid., p. 165)によっており、人民が忍耐しつづける限り、君主の人民に対する軽蔑も存続しつづけるであろう。

君主の人民に対する軽蔑がつづいている限りでは、君主の人民に対する憎悪は生じない。「しかし、忍耐がイライラという短気に変わるや否や軽蔑は憎悪にとってかわる。軽蔑にかわって、ますます憎悪が高進してゆく」(ibid., p. 165)。そして、「強力、脅迫、贈収賄、惑わしという連合的権力が通用しなくなり、略奪と抑圧が露骨となるにしたがって、人民の中に不満が醸成される。このような一連の人民の不平不満や不服従に直面して、君主の想像力のうち、人民の抵抗と反乱とが現実的可能性をもつようになる。こうして、人民の抵抗と反乱という恐れによって、君主の恐怖心が増幅する。そのような恐怖心に比例して、軽蔑は消え失せ、憎悪がふくれあがってゆく」(ibid., p. 165)。

このように、「抵抗の不安によって君主の胸中に恐怖心が増幅するに比例して」(ibid., p. 165)、君主は邪悪な犠牲によって人民から収奪してきた利得を削減して人民に譲歩することもありえよう。しかしながら、恐怖心は憎悪を増幅させ、憎悪は邪悪な犠牲を削減するのではなく、これを増加させる結果となって現われる。なぜならば、君主は人民をますます抑圧することのうちに自己の安全を求めようとするからである。

「ここで、君主の胸中にある葛藤が生ずる。すなわち、自愛心と反社会的感情の二つの感情の葛藤である。自愛心が広がるにつれて、人民に課していた重荷が軽減されてゆくであろう。それが結果的にどのようなものになるかは別として、そこでは、人民の重荷の軽減が目的として設定されるであろう。逆に、反社会的感情が広がるにつれて、人民の重荷が一層強められるであろう。一番ありうる事態は、反社会的感情が広がってゆくことである。こうして、専制政治は忍耐しがたいものとなってゆき、革命が結果として起こるのである」(ibid., p. 166)。

ベンサムは、革命に与することはなかった。かれは、一貫して、革命を回避しようとしていたのである。しかし、ここで、かれは、専制君主の人民に対する反社会的感情が高進し、人民を忍耐しがたいところに追いこむことによって、人民がついに革命に決起してゆくであろうことに警告を発している。専制君主の反社会的感情は、革命への導火線にほかならないのである。「反社会的感情を抑制するためには自愛心が必要である」(ibid., p. 166)。ところが、君主においては、自愛心と自制心は相反する感情であり、この二つの感情が一致することはありえない。君主は、自愛心をもてばもつほどに、人民に対して反社会的感情としての「軽蔑と憎悪」をもたざるをえなくなる。人民を愛し、自己を犠牲にする君主は存在しえないからである。絶対君主の場合には、自愛心が反社会的感情を抑制することはありえないのである。これは、制限君主制においても同様のことがいえる(ibid., p. 166)。

それでは、どのような国家形態において、統治者のそのような反社会的感情は抑制することができるのであろう

か。ベンサムによれば、「被支配者階級がいかなる形においても、反社会的感情の対象とならない国家形態は、唯一、代表制民主主義のみである。特に、アメリカ合衆国において、そのような国家形態が、この四〇年間、つづいてきた」(ibid., p. 166)。アメリカでは、軽蔑と憎悪に代えて、被支配者と支配者との双方において相互的な「尊敬と愛情」(ibid., p. 167)とが成立している。これは、その構成権力が多数者たる人民の掌中にあるからである。しかし、絶対君主制、制限君主制、および、実質的な普通選挙制といわれている原理にもとづく代表制民主主義の下では、そのような「尊敬と愛情」とは成立することはありえないのである。

君主は知的適性能力を欠く 人民の最大多数の最大幸福を実現するためには、統治者の知的適性能力が最大であることが望ましい。ところが、君主制においては、「知的適性能力とは反対の不適性能力が最大となる」(ibid., p. 167)。君主は、すでにみたように、道德的適性能力においても最低限に落ちこんでゆく。したがって、君主は、元来、その本性上において、人民の最大多数の最大幸福を実現しようとする意志すらも持ちあわせていないのである。「人民の犠牲において君主自身の幸福を追求しようとすることによって、人民の不幸は、その限界を知ることができないほどの絶頂にまで高められるであろう」(ibid., p. 168)。それは、君主の「道德的・知的退廃」(ibid., p. 171)によって引き起こされるのである。

ベンサムによれば、「自由な教育と呼ばれているところの利益を受けたことのある他の人々と比較して、君主の地位にある者の知的能力は、不変的なさまざまな原因によって、最低限のものとならざるをえない」(ibid., p. 168)。知的能力は、すでにみたように、知識と判断力の二つの部門から成る。かれは、君主は知識適性能力における欠陥はそれほどではないとしても、判断力適性能力には致命的な欠陥がある、としている。その基本的な原因は、君主には道德的適性能力が欠落しているところにある。したがって、君主はなにがしかの健全な判断力をもち合わせ

ているとしても、結局は、君主の判断力は、「邪悪な犠牲に広がりを与え、これを促進させる目的以外には用いられることはありえない」(ibid., p. 168.)のである。君主の判断力は、自己の邪悪な最大幸福を実現するためにのみ用いられるにすぎない。これは、君主がその幼少期に受けた教育に欠陥があるからである。その幼少期の教育の掌に当たる教師たちが、一人として、かれに、国家の目的は人民の最大多数の最大幸福にあることを教えようとしなかったからである。その教師たちは、逆に、「殿下の政府の唯一の正しい固有の目的は、殿下ご自身の最大幸福である」(ibid., p. 169.)、ことをかれに教えこんだのである。

こうして、君主の知識と判断力のうちには、人民の幸福に関するものは一切蓄積されることはありえない (ibid., p. 169.)。そのような君主が主権をもつ国家においては、「そのメンバーのすべての運命が一人の狂人の掌中に握られるであろう」(ibid., p. 171.)。しかも、そのような君主国においては、腐敗墮落する者は、ひとり君主のみではない。

「あらゆる君主は、その最大規模における奴隷所有者である。そして、そのような関係において、君主がつくり出す他人との関係によって、各々の関係者が腐敗させられてゆく。君主制の下では、人口は、辱しめる者と辱しめられる者によって、腐敗に引きこむ者と腐敗させられる者によって、欺く者と欺かれる者によって、いじめられる者と臆病者によって、偽善者とだまされやすい者によって、構成されることになる」(ibid., p. 171.)。

ここで「奴隷」とは、人民のことである。絶対君主に近づけば近づくほど、君主は人民を奴隷化してゆくであろう。そして、そのような社会においては、一方では、君主とその追従者たちは、辱しめる者、腐敗に引きこむ者、欺く者、いじめめる者、偽善者となり、他方では、その他の多くの人民は、辱しめられる者、腐敗させられる者、欺かれる者、臆病者、だまされやすい者となる。しかも、そのような分裂した社会においては、いずれもが、道徳的に墮落してゆくのである。そして、そのような社会においては、「いずれにせよ、国家の全方針は略奪を目的としたものとなり、

抑圧的となり、そうして、人民の苦痛が明白となる」(ibid., p. 174)。すなわち、君主制の下では、君主の知的能力は人民の最大多数の最大幸福を実現するために用いられることはありえないのであって、逆に、人民は略奪され、抑圧され、辱しめられるだけである。君主の知的能力が仮に十分に発揮されることがある場合でも、それは、人民を略奪し抑圧し辱しめる方向で発揮されるだけである。

悪政の道徳的・知的原因 ベンサムによれば、悪政の主たる原因としては、①道徳的不適性能力、②知的不適性能力、③邪悪な利益、④利益誘発的偏見等を含む偏見、がある(ibid., p. 175)。それでは、これらの原因の中で、普遍的利益と最も対立する原因はあるのだろうか。この点で、ベンサムは、次のように主張する。

「重要度からみれば、道徳的能力が知的能力に優先する。これは、その程度を問うものではなく、また、その種類を問うものではないと理解されるべきである。道徳的能力に欠陥がある限り、知的能力と職能的能力のいずれか一方、または、その双方の能力をもってしても、適性能力は、総体としては、増加することはありえず、減少するであろう。道徳的適性能力の欠陥の程度に比例して、人の性質とその努力の方向は、かれ自身の特殊的利益と邪悪な利益に対して、普遍的利益としての最大多数の最大幸福を犠牲にしようとするであろう。そのような人物は、かれ自身の幸福を同胞市民の犠牲において獲得しようとするか、獲得しようと考えようになるのである。

不適性能力の程度は、知的適性能力と職能的能力とに対立するところであり、それは、結果的には、道徳的適性能力の最も完全な欠陥から計算されるよりも、適性能力の全体量から差し引きによって示されるであろう。かれ自身の幸福にプラスになるという関心によって、知的能力と職能的能力をある程度所持している人は、知的能力ないしは職能的能力がそれよりも劣っている人に比べれば、同胞市民の幸福のためのより良き条件をつくらうと考えるであろう。これは、かれが同時に、考えられる最高度の道徳的適性能力を賦与されていると仮定した場合にも

いえることである」(ibid., pp. 178-9)。

ベンサムは、三つの適性能力のうちで最も重要なものは道徳的適性能力であることを強調している。仮に他の二つの能力がどのように優れた者であっても、道徳的適性能力が欠落した者のもつ適性能力の全体量は、道徳的能力の欠落の程度に比例して、減少してゆく。そして、道徳的能力の減少に比例して、人は、普遍的利益を犠牲にして、かれ自身の私的な最大幸福を追求しようとするのである。しかし、道徳的能力が同一だと仮定した場合には、知的能力と職能的能力の優る者の方が、普遍的利益により大きく貢献しうるのである。ベンサムは、ここで、三つの能力を充分に具備した統治者が望ましいことを強調しつつも、道徳的適性能力が最も重要な能力であることを強調しているのである。

「かれら自身の邪悪な利益によって、イングランドでは、これまでのすべての君主は、もちろん、つねに、君主の特殊にして邪悪な利益の前に、その同胞市民の利益を犠牲にしてきたのであった。政府の各部局における家臣たちは、君主との共同の利益によって結ばれており、君主のそのような邪悪な利益を君主と共有するか、共有できないという期待によって、つねに、そのような邪悪な犠牲を積極的に支持したり、これを増進させようとしてきた。それと同様の利益によって、かれらはその胸中における利益にかかわる偏見をいだいてきたのであり、そのような偏見によって、その邪悪な利益が正しい固有の利益であるかのよう錯覚してきたのである。ジェームズ二世の時代に、そのような邪悪な利益によって、その家臣団のすべての人々のうちに、支配的君主の特殊にして邪悪な利益の前に、その君主自身の利益とその下に服従している少数者の利益のために、多数者の利益を犠牲にしようとする欲望が産み出された。そのような邪悪な利益によって、かれらのうちに確認しがたいが考えられなくはない程度において、邪悪な犠牲が正しい固有の犠牲であるとする偏見が産み出された。そして、服従と腹背なき追従によって

同様の邪悪な犠牲にその力の及ぶ限り貢献することがあらゆる個人の義務であるとする偏見が産み出されたのである」(ibid., pp. 180-1)。

ここにいう「偏見」は、具体的には、「利益誘発的偏見」である。これは、たとえそれが邪悪な利益ではあっても、その利益の分け前にあずかることができるかもしれないという先入観であり、それは、統治者のみならずその服従者たちの「不適性能力の原因」(ibid., p. 180)となる。しかも、「利益誘発的偏見は、それにかかわる邪悪な利益と比較すると格段に有害である」(ibid., p. 181)。⁹それは、「それにかかわる邪悪な利益よりも有害である。なぜならば、そのような邪悪な利益の分け前にあずかりうる人数には決定的な限界があるからである」(ibid., p. 180)。¹⁰ところが、「そのような偏見にとらわれうる人間の人数には、それが利益誘発的のものであれ、生まれつきのものであれ、全く限界がなく」(ibid., p. 180)のである。そのような「偏見の呪縛」(ibid., p. 181)にとらわれた人々は、とめどもなく増加してゆく可能性がある。それゆえに、それにかかわる邪悪な利益よりもそのような利益誘発的偏見の方が悪質にして致命的であるといわなければならないのである。

「国家がその現実的的目的として邪悪な犠牲をもくろんでいるあらゆる国家においては、一言でいえば、アメリカ合衆国を除くあらゆる国家においては、教育の機能を、他の人々を排除しても、政府の手元に確保しようとする熱意は少しも示されることはない。なぜならば、そのような国家においては、人々の心を圧制の鞭に縛りつけておく権力があるだけだからである。そこでは、そのような権力は、道徳的・知的墮落の、また、宗教的権威の墮落の最も強力にして有害な道具となっている。換言すれば、それは、教師という名の少数者をならず者にする道具であり、初学者たちという名の多数者をバカ者にして服従を強いる道具となっている」(ibid., pp. 182-3)。¹¹

このように、悪政は、道徳的・知的レベルにおいて墮落した統治者が邪悪な利益を追求しようとするところから始

まる。そして、そのような悪政の下においては、人々は正しいまともな教育を受けることはありえず、無知蒙昧のままに圧制の軛に縛りつけられるのである。なぜならば、人民が無知蒙昧であることのうちに、統治者たる君主の邪悪な利益が最も充実に実現できる可能性があるからである。悪政の下では、人民の無知蒙昧のうちに君主の邪悪な最大幸福が実現するのである。

君主の従属者たちの道徳的不適性能力

政治的統治者としての君主は、その政治的支配を貫徹するために、どのような諸手段を所持しているのであろうか。かれらの諸手段には、有形のものと無形のものがある。前者には、①軍人、②法律家、③聖職者がある。後者には、①強力、②脅迫、③買収、④欺瞞がある (*ibid.*, pp. 183)。君主は、これらの諸手段を駆使することによって、「あらゆる形における、かつ、無限大にちかひ数量における人間的苦痛」 (*ibid.*, p. 183) の上に、「自」の邪悪な利益を追求しようとするのであり、「君主は、その利益によって、その権力に服従しているすべての人民の敵となる」 (*ibid.*, p. 183)。人民にとって君主は、「大略奪者、大テロリスト、大買収、大欺瞞者」 (*ibid.*, p. 183) にほかならない。君主は、いわば、略奪・テロ・買収・欺瞞の大元締めにはかならないのである。

それでは、軍人・法律家・聖職者は、君主の政治的支配にどのように役立っているのであろうか。「その有形的な諸手段に関しては、かれらの各々が、その独特の方法において共通の目的のために貢献する。ここでの共通の目的とは、人々にとって抵抗しがたい、かつ、和解しがたい敵の邪悪な意志を不断に実現してゆく」 (*ibid.*, pp. 183-4)。その際に、かれらによって、強力・脅迫・買収・欺瞞という無形的な諸手段が駆使されるのである。

ここで、強力とは「物理的強制力」であって、「その行使はあらゆる国家の本質である」 (*ibid.*, p. 187)。この点では、国家が国家である限り、最大多数の最大幸福を目ざしている国家であって、また、君主一人のみの最大幸福を目ざ

している国家であっても変化することはない。

ここで、脅迫とは、「刑罰の恐怖」であり、「刑罰に処せられる現実的可能性」である (*ibid.*, p. 187)。絶対君主制の下では、報復ないしは復讐を含めて、その君主への服従を強制するために刑罰の恐怖が濫用されるのである。

ここで、「買収とは、邪悪な目的のために報酬が支給されることである」 (*ibid.*, p. 187)。混合君主制の下では、人民を代表するとされる機関が設けられており、人民から信託を受けているとされている。「混合君主制における買収とは、そのような人民の信託を裏切ることである」 (*ibid.*, p. 187)。それは、君主が独占している幸福の外形的諸手段の分配にあずかりたいという期待によって生ずる。したがって、君主制の下において人民を代表する機関が設置されていたとしても、そのような君主制国家が人民の最大多数の最大幸福を実現することはありえない (*ibid.*, p. 188)。また、純粹君主制の下においては、「そのような通常の意味における買収への要求はありえないし、その余地もない」 (*ibid.*, p. 187)。純粹君主制において買収があるとすれば、それは通常の意味におけるものではなく、あれこれの方法で人民の幸福を破壊することを意味する。

ここで、欺瞞について、ベンサムは、次のように述べている。「純粹君主制においては、じつに多くの欺瞞が存在する。幸福の諸手段が、被支配的多数者の精神と想像力に対して欺瞞の手段として働くからである」 (*ibid.*, p. 187)。これは、君主が、君主制の下においても、人民の最大幸福を実現すべく配慮しているという幻想をふりまくことを意味するものである。

軍人について。君主制においては、君主の邪悪な抵抗しがたい意志を実現しようとして、軍人は、無形の手段としての強力と脅迫を駆使する (*ibid.*, p. 184)。それは、主として、外国の敵に対して用いられる。しかし、これは他面からみるならば、君主はそのような軍人に報酬や手当を支払う形において軍人を買収しているものといわなければな

らない。軍人は、あやつり人形芝居装置の中のきらびやかに着飾ったあやつり人形であって、そのオーナーである大きな赤ん坊を喜ばせると同時に、被支配的多数者を欺くことにおいて役立っているのである (*ibid.*, p. 184)。人々は、軍人の外見的な立派さを見て、軍人が道徳的・知的にも優れているものと錯覚してしまうからである。

法律家について。軍人はその国内では市民を敵としてその強力をを用いることがあるが、法律家は命令という名の強力を市民に対して行使する。法律家にとっては、軍人にとってと同じように、市民は敵対者にほかならない。

欺瞞こそが法律家が主として駆使する無形の手段である (*ibid.*, p. 184)。「法律家は、その想像力によって、ある種の神または女神をこの地上に創造する。コモン・ロウとかが名づけたある種の神的なものを創造する」 (*ibid.*, p. 184)。コモン・ロウといわれる名の神の主たる役割は、君主の邪悪な意志を実現するための口実を用意するところにある。それは、「君主の掌中に、幸福の外形的諸手段を最大規模において用意しようとするものであり、そのような目的のために略奪と抑圧の手練手管の行使を容認しようとするものである。あらゆるものが君主の利益のために利用されるのである」 (*ibid.*, pp. 184-5)。

ところで、コモン・ロウとは、いったい、何者であるのか。ベンサムは、処女作『政府論断章』以来、一貫して、コモン・ロウを批判しつづけてきたのである。

「コモン・ロウは、実在しないものであって、なにかを正当化するために役立つことはありえないものである。人民がその両眼をみひらいて見ようとする勇氣と元氣がある限り、全人民の面前において、それは実在するものでないことが、すなわち、コモン・ロウと呼ばれているものによってなにかの实在が明示されることはありえないことが、はっきりとするであろう。これに対して、全社会の面前において、このような神の存在があらゆる場合に強調され、この神には実現されるべき二つの意志があるとされる。ここで二つの意志とは、君主の意志と裁判官の意志

である。君主の邪悪な利益のために、裁判官は人民に対して相当規模の害悪を加えてきたのであり、君主はこれがかれ自身の利益のために黙認しているのである」(ibid., p. 185.)。

このように、ベンサムは、コモン・ロウを徹底的に批判しつつ、その担い手である裁判官を徹底的に批判している。コモン・ロウと裁判官は、人民の幸福にとっては少しも役立つものではないのみならず、人民の幸福を妨げている元凶にはかならないのである。

聖職者について。ベンサムは、次のように述べて、聖職者を徹底的に批判している。

「聖職者のうちに、君主の有形の諸手段の一つをみることができ。欺瞞こそ、聖職者が主として使用する無形の手段である。強力、つまり、物理的強制力は、かれの領域にはない。脅迫も同様である。しかし、欺瞞によって、脅迫がつくり出される。法律家の脳髓からわきおこってくる精神的なものは、コモン・ロウである。聖職者の脳髓からわきおこってくる精神的なものは、宗教である。法律家の職務は、まず第一に、君主の意志を実現することであり、第二には、かれ自身の意志を実現することである。その行動には、二つの目的がある。すなわち、主たる目的と副次的な目的である。この点で、法律家の職務と聖職者の職務とが一致する。その違いは、かれらの用いる手段のうちにある。かれらが用いる脅迫の形態と程度とが違ってくるのである。法律家それ自身によって描き出される恐怖の情景は、現世のものに限定される。聖職者は、かれ自身の発明した生を用意する。その生は、脅迫の包括的な手段で満たされたものであり、その強度と持続期間において無限の責め苦で満たされたものである。法律家は、最もむごい刑罰という形において、被害者にある希望の余地を残す。それは、死刑においてその終末を見届けたいとする希望である。このような究極的な慰めは、聖職者によって法律家から引き離される。法律家の暴虐は聖職者の手にゆだねられ、そして、最高度に利用される。こうして、有限のものが、無限の苦悩と絶望とにすりかえ

られるのである」(ibid., p. 185.)。

ベンサムによれば、法律家も聖職者も、第一には、君主の邪悪な利益を実現するために役立つだけであり、第二には、かれら自身の邪悪な利益を追求しようとしている点においては全く同じである。しかし、裁判官は、実在しえないコモン・ロウをもって人民を籠絡するのに対して、聖職者は、実在しえない神を捏造することによって人民を籠絡している点においては、この両者は違っている。裁判官は、現世において、犯罪をおかした者を処罰する。聖職者は、この犯罪者に対して、ありうべくもない来世における無限の苦悩と絶望とを捏造することによって、あたかも永遠の罪人であるかのような刻印を押す役割を果たしている。そして、それによって、聖職者は、君主制における権力維持に奉仕しているのである。しかしながら、ベンサムによれば、そのような聖職者は、架空の、虚偽の、想像上の来世における苦悩と絶望とを捏造することによって、善良な市民を脅迫している許しがたい身分にはかならない。聖職者は、裁判官が処罰した者を、宗教的な神罰論へとすりかえる役割を果たしているのである。

それでは、軍人、法律家、聖職者の三つの階級の間には、どのような違いがあるのであろうか。これらの階級のそれぞれの「精神の道徳的構造」(ibid., p. 186.)には、大きな違いがある。

「軍人は独力で立っている。かれが用いる手段である強力と脅迫は、最善の国家においても最悪の国家と同じく用いられる手段にはかならない。買収と欺瞞は、かれの領域には存在しない。これら二つの手段は、かれの手で行使されることはないであろう。その行使をかれに求めることは自然的ではないし、度々あることでもないであろう。特に欺瞞に関しては、軍人はペテン師であるというよりも、人民に対する侮辱者であるというべきであろう。

法律家と聖職者の間には、その立場と精神構造に密接で親密な類似性がある。半野蛮国家とみなされたり、または、呼ばれている国の政府機関においては、かれらは同一人物のうちに兼務されてきた。イギリスでは、聖職者

は、長い間、そのほとんどが法律家であった。法律家が着帽している白い職帽^{コイフ}は、聖職者が剃髪した頭をおおうものであるが、いまもなお、あたかも仮装のような正装の構成要素となっており、そのような仮装的な正装をした法律家は、裁判所に入る時、今日に至るまで原始時代からの連想をとどめているのである」(ibid., p. 186.)。

軍人は、「精神の道徳的構造」において法律家と聖職者とは違っている。その使用する手段としては、軍人は強力と脅迫であるのに対して、法律家と聖職者は買収と欺瞞とを駆使する。しかも、イギリスでは、長い間、法律家と聖職者は同一人物であることがほとんどであった。その象徴が「コイフ」と呼ばれる白い職帽であった。ベンサム批判は、軍人に対してよりも、法律家と聖職者に対してより厳しい。

しかしながら、これらの三者は、いずれにせよ、すでにみたように、強力、脅迫、買収、欺瞞という無形の諸手段を駆使することによって、まず第一に、君主の邪悪な利益を実現することに奉仕しつつ、次いで、かれら自身の邪悪な個人的利益の増進を計ろうとしている点では、全く同じである。このように、ベンサムは、軍人、法律家、聖職者の三つの階級を徹底的に批判した。それは、当時のイギリスの混合君主制において一定の階級的利益にあずかってきた特権階級としての軍人、法律家、聖職者に対する批判でもあったのである。

「残酷という形における道徳的不適性能力に、制限君主制の場合には、必然的に、不誠実と欺瞞という形の不道徳的行為が加えられる。それゆえに、制限君主制の下における人民代表制は、腐敗した状態にあり、人民それ自体がだまされた状態に置かれる。もしそのような代表制が腐敗した状態になかったとするならば、君主制の下での行政機関は存続しえなかったであろう。もし大部分がだまされた状態になかったとするならば、君主制の下での行政機関は存続しえなかったであろう。」

君主制の下でも、かつ、絶対君主の下では必ずそのようなことになるであろうが、君主がかれ自身の幸福を増大させよ

うとして用いる幸福の外形的諸手段の全体量のうちのある程度の部分は、永続的な腐敗の状態を保持するための原資として使われるにちがいないし、かれの邪悪な利益にとって永続的に役立つようにするための原資として使われるにちがいないであろう。それは、真実の代表者であれみせかけの代表者であれ、人民の代表者たちが、人民からの信託を永続的に裏切ることを確保するために使われるのである。これらの代表者たちのうちに、人民は、人民がそれを明確に認識できる限りにおいて、人民の敵をみるはずである。人民のこの敵は、最高位にある略奪者の命令の下に従属している略奪者たちであり、かれらは、かれとともに、あらゆるものに優先して人民の犠牲において略奪の行使に腐心しているのである。しかし、君主の眼には、同時に、かれらは君主の敵と映る。なぜならば、かれらによって収奪された略奪の内容量は君主の欲望にとつては充分ではないからであり、君主がかれらのためにかれ自身の膨大な取り分を放棄せざるをえないからである」(ibid., pp. 188-9)。

制限君主制の下に、人民代表制が設置されている場合、そのような人民代表制は必然的に腐敗するであろう。それは、制限君主によって、人民の代表者たちが買収されるからである。ベンサムがここで強調していることは、制限君主制の下に設置されている人民の代表機関は人民の利益を代表することはありえず、全く逆に、かれらは人民の敵である、ということである。その限りにおいては、そのような人民の代表者たちは、軍人、法律家、聖職者と同様の役割を果たしているといわなければならないのである。

貴族制と君主制の腐敗的共通項

以上にもたように、第三論文においては、主として、絶対君主制を念頭におきつつも、ベンサムは、君主制一般が人民の最大多数の最大幸福を実現することはありえないとしつつ、君主制一般を徹頭徹尾批判している。それでは、貴族制の場合には、どのようなことがいえるのであろうか。第三論文第十四節は、「君主と君主に従属する貴族との間における邪悪な利益の結合の影響」と題されており、その冒頭において、か

れは、次のように述べている。

「貴族制の場合においては、邪悪な利益の一般的情况は君主制のそれと同じである。どのような社会においてであれ、さまざまな形の一般的欲望の対象の相当部分を得ようとすることによって社会の他の人々から区別された人間集団が存在する限り、そこには貴族的団体ないしは貴族制が形成される。ある一つの同一社会内における貴族制には、次の七つの異なった種類のうちのいずれかが該当するであろう。

- ① 立法的部門に属する作動権力によって構成されて存続しているか、または、真実のものであれ外見的なものであれ、選挙によって人民から選出されて存続している貴族制。
- ② 執行的部門に属する公権力、つまり、権力の貴族制によって構成された貴族制。
- ③ 意図的な動機にもとづく位階、つまり、称号の貴族制によって構成された貴族制。
- ④ 現在時点で富裕であること、つまり、富の貴族制によって構成された貴族制。
- ⑤ ある人物の祖先がもっていた権力、位階、または、富によって構成された貴族制。つまり、生れ、ないしは、家柄の貴族制であり、金銭的財産による貴族制である。
- ⑥ 聖職者による公権力、意図的な動機にもとづく位階、富裕、および、世襲的な富裕によって構成された貴族制。

⑦ 国家の政治的分野で発揮される能力をもった有力者によって構成された貴族制。』(ibid., pp. 189-90)。

ベンサムによれば、以上の七つの異なった種類の貴族制は、時には、そのいくつかの種類が、または、その七つのすべてが、同一人物に重複して兼ねられる場合がありうる。しかし、いずれの場合にせよ、これらの貴族制は、君主に従属しているのであって、そこには、両者の対立が不可避的となる。それは、主として、金銭、権力、意図的な動

機にもとづく位階をめぐって生ずる。君主は、金銭、権力、意図的な動機にもとづく位階を最大限に獲得しようとする。この点では、貴族も君主と全く同様である。ここに、両者の対立は不可避的となる (*ibid.*, p. 190)。しかし、この両者は、和解と調停に向かわざるをえないであろう。そして、その対立の性質によって、その和解の方法が違ってくる (*ibid.*, p. 191)。「金銭に関しては、君主が貴族に譲歩して割り当てる分配量が大きくなればなるほど、貴族はより多くのものを受けとり、君主に満足するであろう。」 (*ibid.*, p. 191)。これは、権力についても、また、意図的な動機にもとづく位階についても、同様のことがいえる。

「これらの特別なものすべてについて、かれらの眼により価値のあると思われるものは、必然的に、邪悪な利益の対象となるであろう。それは、普遍的利益ではなく、かれらが君主と共有している邪悪な利益である。人間精神の本性からして、この種のあらゆる取引の場合に、貴族は、その思惑よりも不利益なものであっても妥協しようとするものである。利益をとまなう公職とその公職にもまなう権力とは、意図的な動機にもとづく位階が加えられるか否かにかかわらず、すべてが同時にやってくるものである。税金は、忍び足でゆっくりとやって来る。税金がどの程度の金額にまで増税されてゆくかは、はじめから、だれにもわからない。各人のチャンスの本当の価値がどのよくなるものであるかは別として、かれ自身についてのかれ自身がいくらか明らかな見通しは、ほとんどの人がかれら自身の幸運を確信する場合と同様に、例えば、福引が当たるであろうとする確信と同様に、かれの眼に映るそのものの価値を過大評価させることになるであろう。」

権力に関しては、かれが君主に譲渡することに同意するその部分によって、貴族は、かれ自身の安全をその部分だけ譲渡する。つまり、その当該権力の濫用に対するかれ自身の安全をその部分だけ譲渡するのである。権力の濫用は、その権力が濫用されない限り、起こらなかつたであろうし、また、起こりえないものではあるけれども。か

れは、かれにとって、かれ自身を服従させうるために必要な程度にまでその屈辱を増大させてゆかざるをえない」
(ibid., p. 191.)

貴族にとって、金銭、権力、位階は、それがどのようなものであれ、かれにとって利益をもたらすであろうと思われるものは、すべて、その獲得の対象となる。しかし、それは、普遍的利益の中で実現されるものではなく、邪悪な利益として実現される。なぜなら、それは、君主との取引によって実現されるものだからである。その価値が当初の思惑よりも小さくなったとしても、貴族は君主と妥協して、これを得ようとするであろう。なにも獲得できない場合よりも、少しでも獲得することの方がその利益になるからである。

権力に関しては、貴族が君主に譲渡する部分だけ、かれの安全を君主に明け渡すことになる。結局、貴族は、君主に服従した方が、反抗するよりも、利益となるであろう。また、貴族は、そのためには、君主にたとえ屈辱的であっても恭順の態度をとらざるをえないのである。そこで、貴族は、君主に対するこのような屈辱感を、逆に、人民に対する反感に転化しようとする。「人民という大きな集団は、必然的に、かつ、一般的に、嫌悪と軽蔑のないまざった複合的な感情の対象となる。貴族の胸中におけるこのような感情は、必然的に、君主のそれよりも強烈である」
(ibid., p. 192.)

加えて、貴族は、君主よりも、その特権の保持に執念深い。貴族は、容易には、その特権を手離そうとはしないであろう。この点でも、君主よりも貴族の方が執念深いのである。

「貴族たちの間では、その特権を手離そうとする貴族の数は、王冠を手離そうとする君主の数よりも少ない。あの慣れ合っているわが国の上下両院をみよ。考えてもみよ。上下両院のいずれにおいても、オーストリアで行なわれているような絶対君主制よりもアメリカにおけるような代表制民主主義を選ぶ者が一人であるのに対して、アメリカ

カにおけるような代表制民主主義よりもオーストリアにおけるような絶対君主制を選ぶ者が一〇〇人にも及ぶであろう」(ibid., p. 192.)。

ここで、ベンサムは、貴族は、人民との連帯を選ぶことはありえず、絶対君主への服従を選ぶであろうことを強調している。なぜならば、貴族は絶対君主への服従を選ぶことによつて、その特権を保持することが一層容易となるからである。貴族は、人民との連帯を選ぶならば、その特権を全面的に放棄せざるをえなくなるであろう。貴族の特権は、絶対君主制の存続を前提にしてこそ維持されうるものである。その限りでいえば、邪悪な利益の追求に狂奔する絶対君主に余儀なく服従せざるをえない貴族もまた、人民の普遍的利益を犠牲にして邪悪な利益をあくことなく追求する階級であるといわざるをえないのである。

以上にみたことは、君主制に従属していかない固有の貴族制国家においても全く同様のことがいえる (ibid., p. 192.)。すなわち、貴族制国家は君主制国家と全く同じく、その統治者の諸能力は不適性の極致に達するであろう。

「あらゆる政治社会において、各人は、その当該社会のすべてのメンバーの利益から構成されている集合的利益の中に、つまり、一語でいえば、その普遍的利益の中にある分け前をもっている。

しかし、あらゆる社会において、各人は、その他のメンバーとは共有しえないある特殊利益をもっている。あれこれの多くの場合において、この特殊利益は、普遍的利益と対立した状態にある。そのような場合のそのような利益についてのある人の幸福は、その他の社会のメンバーの集合的幸福が一定程度減少しない限り、増大することはありえない。それゆえに、このような特殊利益は、そのような事情にある限りにおいては、邪悪な利益といえるであろうし、かつ、邪悪な利益といふべきであろう。

あれこれの場合において、各人の行為は、かれの利益の結果である。それは、そのような場合にかれの精神の動

機となっているものがたった一つの利益である限りにおいても妥当するし、または、その同じ場合において、一つの以上の利益ではあっても、かれの見解からして、より大きな利益、つまり、より強い利益である場合においても妥当するであろう。そのような利益をこそ、必然的とはいえないまでも、自然的に、たとえその他のすべての利益の合計がどのようになるかは別として、人は獲得しようとして頑張るのである」(ibid., pp. 192-3.)。

ここで、ベンサムは、あらゆる個人の行為への動機は《利益》であるとしつつ、人はその利益の中でもより大きな利益¹より強い利益を追求するものであって、そのような利益は普遍的利益とともに実現されるのではなく、結局は、邪悪な利益とならざるをえないことを強調している。なぜならば、より大きな利益²より強い利益は、他人の利益を押しつけることなくしては獲得しえないからである。かれは、ここで、後年、マルクスが批判したいいわゆる「労働元本説」を主張しているのである。⁽²⁾本稿の課題は、「労働元本説」の当否の検討にあるのではない。ここで重要なことは、人がより多くの利益を獲得しようとするればするほど、人はより大きな権力を獲得しなければならない、ということである。ここに、深刻にして、大きな問題が発生する。人間本性から生ずる利益追求的性癖は、権力追求的性癖へと展開するのである。

「一つの国家形態を除き、あらゆる国家形態の下において、支配的少数者の権力は、それがなおも最大限に達していない場合には、それが最大限に達するまで、または、被支配的多数者による抵抗が弱められるか完全に破壊されるまで、たえず増大しつづける。

このように権力が最大限に達する時、被支配的多数者の利益は、つまり、同じことだが、普遍的利益は圧倒されて、支配的少数者の利益の前に完膚なきまでに犠牲とされる。支配的少数者全体の利益が、その最大限にまで増大する。これに反して、被支配的多数者全体の幸福は、その最少限にまで削減されるのである(強調・引用者)」

(*ibid.*, p. 193.)。

ここで、「一つの国家形態」とは、『代表制民主主義』である。代表制民主主義以外のすべての国家は「少数者支配」であって、そのような「少数者支配」の下では、どのような国家形態であれ、多数者の利益は容赦なく犠牲とされる。これを一般論的に表現するならば、「権力は肥大化する。かつ、腐朽化する。そして、民衆は飢え苦しむ」ということになるであろう。それは、絶対君主制において極限に達するであろうが、君主制を伴わない貴族制国家においても全く同様のことがいえるのである。

君主と立法議会の邪悪な利益の結合 それでは、君主制の下において、立法議会が設置されている場合には、どのようなことが起こるのであるだろうか。ここでの立法議会は、①君主よりも上位にあるもの、②君主と対等の立場にあるもの、③君主の下位にあるもの、の三つの種類に分類できる (*ibid.*, p. 193.)。

「その権力がいくつかの制限下にある君主は、かれの眼にとってその成功の可能性がある限りにおいて、たえず、そのような手かせ足かせを払いのけて、絶対的にならうとするであろう。これには、かれがもともと絶対的であったとすればするほど、大きなエネルギーが注がれるはずである。なぜならば、かれは、これらの手かせ足かせがかれの両手に押し付けられている間は不愉快な苦境下に置かれているからである。同時に、かれは、特別な困難性や不安なくして獲得できると思われる最大量の金銭をかれの臣民のサイフからかれ自身が使うために巻き上げようとするであろう。」

人民の代表者たちは、同様の方法で、かれら自身の幸福の増進を追求するであろう。それは、あらゆる手段を駆使することによって追求されるであろう。それは、すべての人々を犠牲にして追求されるであろう。なぜならば、すべての人々の犠牲が増えれば、かれらの幸福がその分だけ増えるからである。それは、かれらの選挙民とその他

の人民を犠牲にして追求されるであろう。さらには、人民に敵対するかれらのたくらみを実現するために君主の力を借りる必要性を感じている場合を除いては、君主を犠牲にしてまでも追求されるであろう」(ibid., pp. 193-4)。

以上のベンサム的主張には、二つのことが述べられている。その一つは、なんらかの制限下にある君主は、そのよくな手かせ足かせとなつてゐる制限を払いのけて、絶対的となるべく努力しようとするにちがいない、ということである。もう一つは、君主制下において人民から選出された議会が存在する場合には、その議회를構成する人民の代表者たちは、あらゆる手段を駆使して、かつ、人民の犠牲において、さらには、君主を犠牲にしてまでも、かれら自身の利益と幸福の増大化を追求するであろう、ということである。

この二つのことによつてベンサムが強調しようとしたことは、絶対君主制においてはいうまでもなく、また、制限君主制においてたとえ人民の代表者が構成する議会が存在する場合でも、いずれにせよ、人民の最大多数の最大幸福が実現されることはありえない、ということである。結論を先き取りしていえば、人民の幸福を考えることのできるものは人民それ自身にはかならない、といわなければならないのである。君主と人民の代表者たちは、その本質においては、その利害において基本的に対立している。しかし、人民なくしては、君主と人民の代表者たちの存在はありえないのであり、人民に対しては、「かれとかれらは、ある種の協力関係、つまり、邪悪な利益の共同体のうちに永久的に結合するであろう」(ibid., p. 194.)からである。君主と人民の代表者たちは、いずれも、人民の犠牲において、その金銭と権力の分け前を最大化しようとしてゐる点では同じなのである。

これは、君主制の下に貴族院が設置されている場合においても、全く同じことがいえる。君主は、普遍的利益を犠牲にして、かれ自身の金銭、権力、および、意図的な動機にもとづく位階にかかわる権限を保持するために、最高立法権力の保持者たちに対する腐敗的な影響力を確保しようとするのである(ibid., p. 195.)。「貴族院に議席をもつ貴

族の個々人の利益は、その受けとる腐敗的影響力の内容を最大可能量にするところにある。しかし、かれが受けとるものがどのようなものであれ、それは邪悪な方向性をもったものであり、その作用の結果として邪悪な結果がもたらされる」(ibid., p. 195)。この限りでいえば、君主も貴族も全く同じであって、かれらが人民の最大多数の最大幸福を考へることはありえないのである。「このような邪悪な結果がつくられる限り、最大多数の利益が支配的少数者の特殊の利益と邪悪な利益の前に犠牲とされるような行為はすべて、人民に対する敵対的行為である。それは、腐敗に引きこむ者と腐敗させられた者の双方によってなされる敵対行為にはかならない」(ibid., p. 195)。すなわち、人民は、人民自身によって構成する統治形態以外のいかなる形態も、人民の最大多数の最大幸福を実現することができないことを知るべきなのである。絶対君主制においても、また、貴族制においても、さらには、制限君主制においても、その支配的少数者の邪悪な利益が計かられるだけであって、人民の最大多数の最大幸福はつねに犠牲にされつづけられる。したがって、人民が人民の最大多数の最大幸福を実現するためには、人民自身が人民の権力を樹立しなければならぬのである。

「人民の代表者として活動する人々の団体があることを仮定してみよう。かれらを選挙する方式が、かれらが、事實上、最大多数によって選出された代理人ないしは代表者となるように工夫されており、また、かれらが詐欺師や横領者たちではない人々から選出されたと仮定してみよう。かれらの任期が短く、その短い任期によってかれらを解任しうる実質的権力が選挙民の掌中にあると仮定してみよう。精確に、かつ、イギリス憲法の用語で話すならば、かれらが『急進的改革法』によって選出されたと仮定してみよう。すなわち、かれらが、実質的な普遍性原理、効果的な秘密投票、実質的な平等原理、一年任期か半年任期、または、二年任期によって選出されたと仮定してみよう。ところが、現実の君主は、前述したような腐敗基金の全部または相当部分を所持しつづけているのであ

no」(ibid., p. 197.)。

ここには、ベンサムの人民主権論とこれを実現すべき急進的な議会改革論の骨子ともいべきものが示されている。このような急進的な議会改革によって人民主権の国家を創出する以外に、人民は、その最大多数の最大幸福を実現することはできないのである。「あれこれの場合において、その演説、投票、議会への欠席等によって邪悪な利益に手を貸した人民の代表者は、次の選挙において再選されないであろう。これは、不変的なことである」(ibid., p. 197.)。この件は、本書の第二論文第九節の「再選禁止論」と矛盾する。しかし、ここで、ベンサムは、人民の判断力の賢明さを強調しようとしたものと思われるのである。それは、次の引用のうちにも如実に表現されている。

「人民は、その代表者たちがつねに不忠実であることをみるならば、ついに、その眼を醒ますであろう。かれらは、支配者ないしはある支配者集団がその特殊利益を犠牲にして普遍的利益の実現を計かるなどということを期待することは、そのような犠牲を逆にしうる権力をかれらが所持しているとしても、想像されうる馬鹿さ加減のすべての中でも最も馬鹿げたことであることを見抜くであろう。かれらは、無用な抵抗で自ら傷つく代わりに、一斉に決起して、その目的として最大多数の最大幸福を実現しうる可能性をもちえない国家形態を唯一の正当な国家目的をもつ国家形態に取り替えようとするであろう」(ibid., p. 198.)。

人民は、かれらを選出した代表者たちが人民に忠実であるか否かを充分に見抜く能力をもっており、もし人民に忠実ではない代表者が現われるならば、そのような代表者を解任するか、次の選挙において再選することはないであろう。また、その政治体全体が人民の普遍的利益に反するような墮落した状態に陥ってしまった場合には、人民は一斉に決起して、人民の最大多数の最大幸福を実現しうる国家形態につくり変えるであろう。このように、ベンサムの人民に対するオプチミズムは、晩年のかれの著作全体の中に繰り返して強調されているのである。

政治制度の中から生ずる腐敗

第三論文第十七節で、ベンサムは、個人的行為によって生ずる腐敗ではなく、政

治制度によってつくられる腐敗について述べている。これまでのかれの立論の方法は、支配者が、その道徳的不適性能力のゆえに、その個人的利益という動機にもとづいて、その邪悪な利益を追求することによって、政治が腐敗し墮落するというものであった。ここでは、かれは、腐敗の原因を政治制度の中に究明しようとしているのである。第十七節の冒頭で、かれは、次のように述べている。

「被支配的多数者の掌中に構成権力がないあらゆる国家形態の下では、邪悪な犠牲はすでに完結した状態にある。

作動権力全体のうちのある部分、あるいは、そのわずかな一部分として、選挙民の資格をもつ被支配的多数者が構成権力をもっている国家形態の下では、その作動権力の当該部分はかれらによって委任された代表者という資格をもつ諸個人の掌中にあるので、邪悪な犠牲がたえずつくられ、その大きさもたえず増大してゆき、それはその極点に達するまでやまないであろう。そうして、そのような混合政体は、その形態と体裁はともかくとしても、事実上は純粹君主制となってしまうであろう。

作動権力のわずかな部分であっても、それが人民から委任を受けた代表者たちの掌中にあり、それがかれらのもつ構成権力の行使によってその掌中に置かれている時でも、一般的な欲望の対象である幸福の外形的諸手段をわずかしつかれらちもちえていないことが、かりにかれらが被支配的多数者によって解任できないわけではないとしても、早晩、その事情のおもむくところに従って、邪悪な犠牲をつくり出し、邪悪な利益を極点にまで押し上げるのである」(ibid., p. 198)。

ここでベンサムが強調していることは、構成権力を含む作動権力のすべてが人民自身のみ掌握されていない限り、それがどのような国家形態であっても、邪悪な利益と邪悪な犠牲の跳梁を阻むことはできないであろう、という

ことである。すなわち、人民が作動権力と構成権力の全てを掌握している国家形態においてのみ、邪悪な利益と邪悪な犠牲とを阻止しつつ、人民の最大多数の最大幸福を実現することができるのである。「どのような制度であれ、または、どのような構成方法であっても、普遍的利益と対立するものは、支配者の特殊利益と邪悪な利益によってもたらされたものである」(ibid., p. 176.)。そのためには、支配者が普遍的利益の担い手であるのみならず、普遍的利益を実現しうる政治制度が確立されなければならないのである。

第十七節でベンサムが強調していることは、支配者個人が道徳的適性能力を有しているか否かということではなく、政治制度それ自体から生ずる腐敗である。ここでの政治制度とは、君主制、貴族制、および、混合政体である(ibid., p. 199.)。作動権力の全部または一部が、君主、貴族、または、その双方の混合政体に所持されている限り、邪悪な利益の追求は避けられず、人民の幸福は犠牲とされるのである。これら三つの政体では、金銭、権力、意図的な動機にもとづく位階が恣意的に使われ、人民の幸福が妨害される。ベンサムは、その証拠の一つとして、イギリスでは、なんらの役割も果たさないにもかかわらず、俸給を受けとる「冗職」(sinecures)が乱造されてきたことを指摘している(ibid., p. 200.)。また、そのような国家形態の下では、戦争が君主の命令によって遂行され、植民地の獲得が国家目的とされる。戦争と植民地獲得が、「血液循環が個人の健康に役立っているのと同じく、国家の健康と繁栄に役立つ」(ibid., p. 201.)とされるのである。君主は、かれ自身の邪悪な利益の追求の一つとして、民衆には不幸と悲惨しかもたらすことのない植民地獲得のための戦争にのめりこんでゆくのである。

「きわめて稀な、かつ、短命に終わった例外を別とすれば、アメリカ合衆国とこれと基本的に異なることのない国家形態を例外として、次の国家形態以外においては、特殊的にして邪悪な利益の支配下にあるといわなければならぬ。すなわち、その国家形態とは、立法機関の権力全体によって最大多数の最大幸福がその達成すべき目的とさ

れ、その方向でその権力が行使される国家である。

そのような全き正当な目的を目ざす活動の規則を指示する方向で可能なことは、ある望ましい局面において、そのような正当な目的のためにそれと同様の目的をもちこんだ一体の法が全人民の注視する前に提出されることである。そのような場合には、立法権力を共有している人々は、最大多数の悪評と憤激を恐れて、あたかもかれらのうちのだれ一人として立法権力にはじめから参与していなかったかのように、普遍的利益をもたらず諸手段を採用しようとするであろう。

ここで、ある望ましい局面とは、次のようなものである。すなわち、それは、長い悪政がつづいた後に、ある新しい人間集団が、被支配的多数者の大部分がかれらに与える支持ないしは期待によって、国家の全権力を掌握するに至るような局面である。同時に、それは、その権力のある程度の部分に人民の大部分を参加させつつ、その権力を行使するに至るような局面であり、かつ、それによってそれまで権力の座にあった支配者の権力を剝奪しうるような局面である」(ibid., p. 202.)。

以上の引用の冒頭で、ベンサムは、人民主権にもとづく国家形態においてのみ人民の最大多数の最大幸福を実現することができる、と明言している。人民の幸福は、人民自らが統治者である人民主権によってしか実現することはできないのである。

ただし、かれは、例外的に、「ある望ましい局面」が起こりうる可能性を否定していない。それは、長い悪政がつづいた後に、人民の力と連帯して旧権力を打倒した新しい支配者が出現するような事態である。そのような場合には、新旧支配者間には「市民戦争」(ibid., p. 203.) が起りうるかもしれない。それは、「旧支配層が失ったばかりの権力を取り戻そうとするのに対して、新支配層がその権力を保持しつつ、安定化させ、可能な限りその権力を増大さ

せてゆこうとする」(ibid., p. 203.) からである。ここで重要なモメントは、新支配者層は、その権力を保持するためには、人民の支持をとりつけなければならない、ということである。人民の支持なくしては、新支配層は、その権力を保持することができないからである。そのためには、新支配層は、人民の幸福と利益にある程度の配慮をせざるをえないであろう。ここに、「人民と新支配者との間に、「自然発生的な同盟」(ibid., p. 203.) と「実地的な依存関係」(ibid., p. 203.) が成立をみる。

しかしながら、「そのような権力欲によって、権力欲はあらゆる人間の心情にあまねく認められるところであって、新しい権力の掌握者たちは、必然的に、かれらが人民に依存していることに対して、徐々に無頓着になってゆくであろう」(ibid., p. 203.)。そして、結果的には、「人民に対して、前支配者層と新支配者層とが同盟を結ぶに至る」(ibid., p. 204.)。結果的には、人民は、新支配者層によって裏切られるのである。

結局、ベンサムは、「ある望ましい局面」は一時的なものでしかありえない、と主張している。人民は、人民主権の下でしか、人民の最大多数の最大幸福を実現することはできないのである。

邪悪な犠牲が極致に達する時

支配者が人民の利益を犠牲にしてかれ自身の私的利益を追求しようとする場合に、かれの追求しようとしている利益を《邪悪な犠牲》とベンサムは定義づけた。支配者が《邪悪な利益》を追求しようとするのは、それによって人民が犠牲とされる側面からみると《邪悪な犠牲》という側面をもつ。それでは、そのような《邪悪な犠牲》は、どのようにして最悪の極致に達するのであるか。第三論文第十八節が、これに当てられている。第十八節は、短いので、その全文を翻訳・紹介しておく。

「ある公職者が、最大多数によって、直接的であれ間接的であれ、選挙という通常の方法において解任されることがないとするならば、同時に、かれが相当量の一般的欲望の対象物をわがものとなしうとするならば、この人物

は、最大多数の利益の犠牲において、つまり、普遍的利益の犠牲において、かれ自身の邪悪な利益を追求しうる状態にあるといえる。

終身制の支配者がいるあらゆる国家においては、その当該する終身の支配者は、そのような状態にある。

その公職者のうちに終身制の支配者がいるあらゆる国家は、君主制国家である。もしこの人物によってその他の公職者のうちにもいつでも解任される可能性のある場合には、この君主制は純粹の君主制である。もしこのように解任されることのない公職者が一人以上いる場合には、それは混合君主制である。

たとえその君主制が純粹であれ混合的であっても、その君主の利益は、基本的には邪悪な利益である。

あらゆる混合君主制の普遍的傾向は、限りなく純粹君主制に近づいてゆこうとするところにある。そして、通常の場合、早晚、そのような傾向は、人間本性と一致して、結果的には実現をみてゆくであろう。

そのような傾向を現実のものとなしうる充分な権力をともなった邪悪な利益の究極的な結果は、邪悪な犠牲の極致といえる。

邪悪な犠牲の極致は、かれ自身の用途のために社会のその他のメンバーからある一定量の財富を強引に取り立てようとするときよりも、それに更なる増額を上積みしようとするときに生ずる。すなわち、新しい徴税によってそれは極点に達するのである。

純粹君主制においてはすべて、そのような徴税は、あらゆる時点において、極限にまで達する。

混合君主制においては、徴税が極限に達しない場合でも、つねに、そのような傾向をはらんでいる。また、極限にまで達したとしても、依然として、混合君主制でありつづけるかもしれない。しかし、そのような場合でも、たえず、徴税によって取り立てた財富を増加させてゆこうとする欲求は衰えることはない。そして、人民の側にそ

れに対する反感や嫌悪が拡がるとしても、そのような嫌悪に打ち勝とうとする過程で、権力がますます増大しつづけるであろう。結局、社会のその他のメンバーのすべての抵抗への力は次第に弱められ、混合君主制は純粹君主制へと変質してゆくであろう。

しかし、相当の期間、混合君主制の国家形態がそのまま存続しつづけることは充分にありうる。しかし、人民の境遇は、そのような国家形態の下では、どのような点からみても、良くなることはない。事実、混合政体という国家形態は、あの暴君シーザーの下でも存続したのである」(ibid., pp. 205-6.)。

以上が第十八節の全文である。ここでは、まず、純粹君主制と混合君主制の区別がなされている。純粹君主制は、選挙によって解任されることのない終身制の支配者が存在し、かつ、この支配者の下にあるその他の公職者がかれによっていつでも解任される可能性がある場合の国家形態である。混合君主制は、終身制の支配者が存在するも、かれによって一方的に解任することのできない一人以上の公職者が存在する場合の国家形態である。前者は、つねに、邪悪な犠牲が極致に達する。後者は、そのような傾向を内包しつつ、つねに、純粹君主制を目ざす傾向をもつ。ここで、ベンサムが主張する「邪悪な犠牲の極致」とは、支配的君主によって、人民に対する厳しい、かつ、新たな徴税が強要されることである。その結果、君主はますます私腹を肥やすことによって富裕化するのに対して、人民は重い税金によってますます貧窮化するであろう。このような「邪悪な犠牲」は、純粹であれ混合的であれ、君主制国家においては不可避的である。

ここで、ベンサムは、人民にとって君主制国家は、あらゆる点からみて、なんらの利益をもたらすこともありえず、収奪と抑圧をもたらすだけであることを強調しようとしている。これを一言にして要約するならば、かれは、人民にとって君主制は敵対者でしかありえないことを強調しているのである。

混合君主制の擁護論を駁す

混合君主制についての擁護論には、①機械論的擁護論、および、②化学的擁護論の二つの典型がある (*ibid.*, p. 206)。前者は、いわゆる均衡理論バランスであり、「善い国家とは、最高命令権力が相互に敵対し合う、等しい二つの権力から構成されるべきであり、その二つの権力の規模においても、その重要度においても、相互に均衡状態にあるべきである。その一方の権力は、君主の権力であり、もう一つの権力は、人民の権力である」 (*ibid.*, p. 206) とするものである。後者は、いわゆる混合理論であり、「混合がみられるところには、善い国家がある。あの下院をみてみよ。そこには、混合がみられる。そこには、それぞれが別々の利益をもつ諸階級の混合がみられる」 (*ibid.*, p. 207) とするものである。

これらの二つの混合君主制についての擁護論に対して、ベンサムは、次のような反論を展開している。その基調は、君主制それ自体が、どのような角度からみても、なんらの擁護されるべきものもない、とするところにある。

「最大多数者自身を除いては、いかなる人物もいかなる人間集団も、かつて、国家の目的として最大多数の最大幸福を目ざそうとしたことはなかった。最大多数を除いては、いかなる支配者集団も、かれらの現実的な影響力に従おうとしたことはなかった。

権力均衡という用語を政治権力全体のさまざまな部門に適用しようとする概念は、完全に間違っている。そのような用語の意味するところが理解されるや否や、そのような概念のもつ意味が完全に間違っており、妄想的であることがわかるはずである。

ある瞬間にそのような均衡が成立したとしても、それは次の瞬間には終わってしまうようなものである。

あらゆる玉座の足元には、腐敗的影響力のあふれる泉がある。そして、その流れは、四季を通じて、たえず増大してゆく。

二つの利益の間に、つまり、普遍的利益と特殊利益の間にある種の均衡があるとする概念は、自然的、かつ、実質的にみて、当の普遍的利益を否定するものにほかならないのである」(ibid., p. 208.)。

「新しい公職へのもっともらしい要求がねになされるのみならず、新しい公職への現実的にして不可抗的な要求がしばしば繰り返されるであろう。とくに軍事部門には多くの新しい公職が増設される。植民地が新たに獲得されるたびに、多くの新しい公職が増設される。戦争のたびに、新しい公職がとめどもなく増設される。次の戦争を準備しようとして、多くの新しい公職が増設される。混合君主制においては、非常に多くの新しい公職が贈与するためにも増設される傾向に歯止めがかからない」(ibid., p. 209.)。

「こうして、国内が平穏な時代の混合君主制においては、その君主の権力は、その混合君主制が純粹の絶対君主制になるまで、絶え間なく増大してゆく。君主の権力規模に腐敗的影響力の泉から権力それ自体が絶え間なく注ぎこまれる。逆に、人民の権力規模からは、その圧力によって公開討論の自由が強奪され、その権力は絶え間なく減縮させられてゆく」(ibid., p. 209.)。

「君主主義者には、鉄人の権威派と贈収賄派とがあるが、これらの一派の君主主義者が一致できることがある。それは、君主はだれであろうとも最も優秀な者である、ということである。最も優秀な者——これは、一体、何を意味するのであろうか。これは、最大多数の最大幸福にどのように役立つのであろうか。否、である。かれらのうちの一人として、われわれに何かを保障してくれた者はいなかったのである。その逆であったことが、あまりにも明瞭であったといえるであろう。すなわち、そのような目的に対する配慮ではなく無視こそが、そのような人物によってなされたことが直ちにはつきりするし、顕著なものとなる。これは、人間の不変的な本性によって証明されるし、あらゆる歴史とあらゆる経験によっても証明されるものである」(ibid., p. 210.)。

以上の長い引用から明らかのように、ベンサムによれば、混合君主制は、均衡理論によっても、混合理論によっても正当化できるものではない。結論的にいえば、それは、「不適切、かつ、無効」(*ibid.*, p. 206.)な理論にほかならないのである。混合君主制においては、最大多数の最大幸福が実現されることはありえない。なぜならば、君主はかれ自身の私的利益の追求を第一に考えているからである。したがって、君主が最大多数の意志に従うことはありえない。

その均衡理論の最大の間違ひは、君主と人民の権力とが均衡する瞬間があるとしても、その瞬間から君主の権力が増大してゆくことを見落しているところにある。そして、やがて、その君主権力は絶対的なものになるまで増大しつづけるであろう。また、混合君主制の下においては、新しい公職がとめどもなく増設されてゆく。そして、その政府はますます巨大化し、それを維持するために増税が避けられないであろう。増税は、戦争と植民地獲得によって君主が邪悪な犠牲を追求しようとする限り、不可避的なものである。

さらには、絶対君主制の支持者である「鉄人の権威派」と混合君主制の支持者である「贈収賄派」とは、「君主はだれであろうとも最も優秀な者である」とする点では一致しているが、事實は、その全く逆である。すなわち、最大多数の最大幸福を配慮しようとは考えない君主が優秀であるなどといえないことは、これまでのすべての歴史とすべての経験とによって証明されているのである。ベンサムは、「アメリカ合衆国で人々が享受している幸福と比較して、すべての君主制国家において人々がうめき苦しんでいる不幸の数々は、なにか他の理由によるものといえるのであるか」(*ibid.*, p. 212.)と問いつつ、人々の不幸のすべては君主制そのものによって生み出されていることを強調しているのである。

代表制民主主義国家においてのみ適性能力は開花する

以上に紹介・分析を試みてきたベンサムの第三論文は、

全体で二十三節と一つの補遺から成り立っている。それは、絶対君主制と混合君主制に対する根柢的な批判として展開されている。第三論文の第二〇節以下の四つの節においては、そのような君主制に代えて、唯一の正しき善き国家形態は代表制民主主義しかありえない、とする主張が展開されている。以下において、その要旨を紹介しつつ、その意義について考えてみたい。

「どのような国家形態であれ、人間というものは、その他の人々の全体的幸福よりもかれ自身の幸福を選好しようとするものである。かれの希望と時にはかれの努力は、その最大獲得可能量のさまざまな幸福の外形的諸手段のすべてを一手に独占しようとするものである。この目的のために、かれの希望と時にはかれの努力は、あらゆる他人の犠牲において、その最大可能な範囲にまで略奪を強行しようとする方向に向けられるであろう。しかし、それ自体が有利なものと考えられる限り、このような略奪は、それによって犠牲となる人々のすべてによって、それから逃れようとする努力、一語でいえば、それからかれら自身を守ろうとする努力を生み出すであろうし、最終的には、個人的な安全と矛盾しない限りにおいて、抵抗を生み出すであろう。しかし、一方におけるそのような略奪を回避しようとするそのような努力によってさえも、抵抗によってはなおさらのこと、他方においては略奪者の側に怒りが生み出されるであろう。一部には、略奪の行使能力を確保しようとする理由で、また、一部には、怒りの感情を満足させようとする理由で、抑圧が追加される。そして、それがどのような原因によるものであれ、抑圧は最も軽い程度においてつくり出されたとしても、それを行使しようとする意欲と習慣は、事情が許す限り最大限にまでたえず増大しつづけてゆくであろう。こうして、人間本性の生得的性質によって、つまり、あらゆる種の生存に必要な性質によって、あらゆる人間は、少なくともその欲望と希望において、時にはその努力において、略奪者と抑圧者になろうと考えているのである。

君主の場合には、悪政の無形的諸手段と有形的諸手段との共同した権力が、かれにこれらの欲望に満足をもたらすことを可能としている。こうして、権力が欲望に加えられるために、それが結果としても現われるのである。しかし、ここでいうところの結果は、この一人の人物のいかがわしい幸福に対して、最大多数の、つまり、数百万人の真の幸福が明々白々の犠牲をこうむることにほかならないのである」(ibid., p. 212)。

ここに引用した第二〇節の冒頭においても、まず、人間本性の一般論が述べられている。人間は、その生得的性質によつて、他人の幸福よりもかれ自身の幸福を優先させようとするものである。しかも、もしそれが可能であるならば、幸福の外形的諸手段を一人占めしようとさえするものである。君主は、これを最も首尾よく達成しうる立場にある。君主は、人民の犠牲において、自己の幸福を最大化しようとする。ベンサムは、その幸福を「いかがわしい幸福」であるとしている。それは、人民からの「略奪」にほかならないからである。君主は、その掌中に、権力の有形的諸手段と無形的諸手段とを把持しているので、人民を犠牲にして自己の幸福の最大化を達成することができる。しかし、これは、最終的には、人民の抵抗を呼び起こすであろう。そこで、君主は、この人民に対する怒りを解消しようとして、人民を抑圧するのである。こうして、君主という地位にある者は、どのような性格の人間であっても、その性格にかかわらず、略奪者となり、抑圧者となってゆく性向から逃れられないのである。

このように、ベンサムは、君主制においては、人民の最大多数の最大幸福が実現することはありえないことを繰り返して強調する。それでは、人民は、どのように対処すればよいのであろうか。「かれ自身を略奪と抑圧から守ろうとする努力において、各人は、その他のすべての人々が相互に協力者であり、支持者であることを知らなければならぬ」(ibid., p. 213)。すなわち、人民の中の諸個人は、君主とは反対に、略奪者と抑圧者にならうとするのではなく、その他の諸個人と協力し合つて、人民としての権力を確立しなければならないのである。人民は、「権力をもつ

て団結する」(ibid., p. 213.) ことよつてのみ、人民の最大多数の最大幸福を達成しうる政治的装置をもつことができるのである。

「ところで、代表制民主主義においては、社会のメンバーのある者が、最高作動権力と密接に関係のある最高構成権力を行使するために活動している選挙人集団から選出された公職者の地位において活動するとしてみよう。その場合の選挙民のそれぞれの欲求は、かれ自身に略奪と抑圧に対する安全を与えようとするところにある。それはかれの究極的な欲求であり、かれの中間的な欲求は、かれの代表として、適切な欲望とあらゆる形の能力をもつた人物で、かつ、他のだれよりもかれの安全の確立に寄与してくれるであろう人物を選出するところにある。それが、かれの欲望でもあって、それがかれの行動となつて現われる。すなわち、かれは、そのような人物にかれの一票を投ずるのである」(ibid., p. 214.)。

人民は、人民自らが選出した代表者にその安全の確立を委託する代表制民主主義においてのみ、自己の安全を確立できるのである。すなわち、人民主権の確立によつてのみ、人民はその充全の安全を確立することができるのである。そのような前提に立ちつつ、ベンサムは、人民の代表者が専制化することがないような政治制度的工夫、および、その代表者が専制化してしまつたと考えられる時のそれに対する対抗策を講じうる政治制度的工夫を、のちに、『憲法典』において詳細に展開することになる。

第二十一節において、ベンサムは、結論的には、「以上のすべての方式のいずれかによつて支配されている人民は、その敵対者によつて支配されている人民である」(ibid., p. 217.) と主張している。ここで「以上のすべての方式」とは、どのようなものであろうか。以下に、第二十一節の短い全文を引用・紹介しておきたい。なお、第二十一節の標題は、次のようなものである。「一般的結論。デモクラシー以外のあらゆる国家においては、人々はその敵対者によ

って支配されており、そのような敵対者を永遠に解任することはできないであろう。結果的には、不適性能力の極致化によってあらゆる害悪がつくり出されるであろう」。

「最高作動権力の所持者が選挙民から選ばれた人民の大いなる機関ではないあらゆる国家形態においては、その最高作動権力の所持者ないしは共有者の立場は人民の敵対者の立場にある。

絶対君主制においては、君主の立場は、つねに、人民に対する敵対者の立場にある。

制限君主制においては、外見的なものであれ正真のものであれ、人民の代表者として行動する機関によって制限されている君主の立場は、つねに、人民に対する敵対者の立場にある。

制限君主制においては、外見的なものであれ正真のものであれ、人民の代表者とされる者によって制限されている君主制においては、その人民の代表者の立場は、人民に対する敵対者の立場にある。

制限君主制においては、これは二つの機関によって制限されており、その一つは、外見的なものであれ正真のものであれ、人民の代表者によって構成されており、もう一つは、家系的継承原理によって相続する一定の人間集団、つまり、永続的に存続しつづける貴族的機関によって構成されているものであるが、そのような機関に属するあらゆるメンバーの立場は、つねに、人民に対する敵対者の立場にある。

以上のすべての方式のいずれかによって支配されている人民は、その敵対者によって支配されている人民である。

人民自身の代理人によって支配されている人民の状態と比較して、以上のいずれかの方式で支配されている人民の状態は、必然的に、かつ、つねに、不幸な状態となるざるをえない。

以上のいずれかの方式において構成された国家を積極的に支持しようとすることは、あるいは、これを甘受しよ

うとすることは、そのような国家が完成する見通しが強ければ強いほど、人民の敵対者という性格において積極的に行動することである」(ibid., pp. 216-7.)。

ここでも、この第三論文のライト・モチーフとしての君主制批判が繰り返して強調されている。人民は、その安全と幸福とを実現するためには、人民自身によってその権力を創設する以外にはない。どのような角度からみても、一切の君主制と一切の貴族制に人民は自己の安全と幸福とを見い出すことはできない。反対に、人民は、あらゆる角度からみて、一切の君主制と一切の貴族制のうちに、人民の安全と幸福とに対する敵対者を見い出さなければならぬのである。

第三論文の第二十二節は、この論文の事実上の結論部分となっている。第二十一節は、すでにみたように、「一般的結論」となっているが、この第三論文の事実上の結論ともいべきものは、むしろ、第二十二節であるといべきであろう。その標題は、「君主制が存続する限り、最も完全な代表制であっても悪政を阻止するためには不十分である」となっている。その冒頭部分を、ここに引用・紹介したい。

「人民の相当数の、かつ、漸次増加しつつある人々の見解によれば、イギリスの現行の国家のあり方は、非常に悪い。それは、最大多数の最大幸福に有害なものであって、最大多数の最大幸福にその努力を傾注しようとしている人は、ある変革^{チェンジ}が成し遂げられるであろうことを願わずにはいられない。それは、本質的な変革であって、現時点で存在する国家態勢において生じている害悪を善きものに取り替えることによって最大多数の最大幸福に貢献しようとするものである。

このような目的のために、二つの変革がたえず主張されてきた。その一つは、議・会・改・革・と・い・う・名・に・お・い・て・主・張・さ・れ・て・い・る・も・の・で・あ・り、もう一つは、革・命・と・い・う・名・に・お・い・て・主・張・さ・れ・て・い・る・も・の・で・あ・る。議・会・改・革・と・は、人・民・が・代・表

されるべきであるといわれている形式への変革である。すなわち、議会改革とは、人民の代表者という名において国家権力の行使を担当する人々を、人民の比較的少数部分を別とすれば、人民を代表しうるといわれている人民の大いなる機関によって任用しうるか、解任しうることを意味する。革命とは、現在の政治的国家の国王の地位に代えて、現時点においてその地位にある者とは別の個人を任用することを意味する（強調原著）（*ibid.*, pp. 217-8）。「議会改革は、これまでに、二つの形式において要求されてきた。その一つは、急進的といわれてきたものである。もう一つは、ある時は、穏健なものといわれ、ある時は、中庸なものといわれている。

急進的改革とは、現在の庶民院を代表制民主主義の原理にもとづいて組織し直された庶民院に取り替えることであり、君主と貴族院をその全権力とともに残すことである。

穏健な改革とは、現在の寡頭制の掌中にある庶民院の権力を取り上げて、これを通常の本来的な貴族制に移し替えることであり、急進的改革の場合と同じように、国王と貴族院をその全権力とともに残すことである。

もし急進的改革によって既存の諸害悪に対して満足すべき改善や恒久的にして充全なる矯正策が実現しないとするならば、穏健な改革によってこれを実現することはなおさらに困難であろう。

急進的改革によって達成されるであろう変革について、ここで考えてみよう。急進的改革は、その他のいかなる変革よりも効果的であることがわかるはずである。

1. 国王は残るであろう。それゆえに、かれがその権力を保持する限り、かれの利益に反するような変革は成しえないであろう。しかし、人民の利益にとって有益な、すなわち、最大多数の最大幸福にとって有益なあらゆる変革がなされ、それによってかれの利益は損なわれてゆくのである。したがって、かれの存在は最大多数の最大幸福とは矛盾しない。たとえかれの存在が人民の利益と対立していることが変わらないうちでもである。しかしなが

ら、国王は一人であっても、人民にとって利益となることが実現されることを阻止することができるし、効果的な矯正策が実施されることを阻止することができるであろう。その弊害の全カタログをつくってみよう。それを最初から最後まで吟味してみよう。その連続する悪弊の中で、かれの利益に関係ないものは、ひとつもない。そのどれをとってみても、かれが手離してもよい利益と対立しないものはひとつもないのである。そのどれをとってみても、正当な理由にもとづいて、かれがその気になれば手離すことのできるものであっても、これを手離すことはないであろう。国王は、たとえ一人になつたとしても、あらゆる矯正策に対するドアを永遠に閉ざしてしまふことが十分に可能なのである。

2・貴族院は残るであろう。しかし、貴族院のすべてのメンバーのうちで、かれが貴族である限り、邪悪な利益の共有者でないものは一人もいないであろう。かれらは、その共有者として、すでにみたように、君主の立場と終身的に結びついている。貴族院は、貴族院のみで、あらゆる矯正策に対するドアを永遠に閉ざしてしまふことが十分に可能なのである。

しかし、もしそのような目的を達成しようとするならば、国王はかれの単独の強力によって、貴族院もその単独の強力によって、それは可能となるであろう。いわんやかれらが共同して強力を行使するならば、かれらは失敗することはありえないのである（強調原著）（*ibid.*, pp. 218-9）。

以上の長い引用が、この第三論文の結論である。これをあえて敷衍するならば、次のようにまとめられるであろう。

- ① 現在のイギリス国家は非常に悪い国家であり、《^{チェンジ}変革》が求められている。
- ② そのためには、議会改革が必要であり、その議会改革は穏健なものではなく、《急進的改革》でなければなら

らない。

③ 急進的改革とは、庶民院を代表制民主主義の原理にもとづいて再組織し直すことである。しかしながら、君主制と貴族院がそのまま存続することを差し当たり容認せざるをえない。

④ たとえ庶民院が代表制民主主義によって再組織されたとしても、君主制と貴族院がそのまま存続する限りにおいては、最大多数の最大幸福を実現するための必要不可欠のさまざまな矯正策は充分には実現できないであろう。

⑤ これを突破するために革命が主張される場合があるが、革命によっては代表制民主主義にもとづく庶民院を実現することはできない。

⑥ 革命とは、現在の国家に代えて、別の新しい個人をかつぎ出そうとするものであって、政治構造上においては、なんらの新しい変革をもたらすものではない。

以上の六点に、第三論文の結論をまとめることができるであろう。これらが、第三論文におけるベンサムの実践的な結論であった。

なお、最後に付言するならば、ベンサムは、急進的改革によって既存のさまざまな弊害を除去しうる可能性を強調すると同時に、君主制と貴族院がそのまま残存することによって、「既存の略奪と抑圧の大部分」(ibid., p. 219)が除去されずに残存しつづけるであろうことを認めている。しかしながら、かれは、そのような君主制と貴族院を打倒しようとする革命の主張には、断固として反対している。

「悪政に対する矯正策として考えられている革命については、一語で充分すぎるであろう。もし革命が成功したとしても、それによって、または、それとともに、どのような利点をもたらされるであろうか。仮に現在の君主が解

任されたとしても、どこにより良いものが見い出されるというのであろうか。一般的にいえば、どこにも見い出すことはできない。逆に、われわれは、もっと悪いものの脅威を受けるのである。

ここで矯正策として要求されている革命は、害悪の根源が個人にあると仮定している。しかし、それは、個人にあるのではない。すなわち、それが個人にあったためしはないのである。それは形態にある。その形態が消滅しない限り、なにも変わらないのである」(ibid., p. 221.)。

以上のようなベンサム⁽¹⁾の革命観は、二〇世紀のわれわれの革命観とは本質的に違っている。かれによれば、革命によつて国王と貴族院が打倒されたとしても、別の人物が支配者になりかわるだけであつて、国家構造そのものは革命以後もある種の君主制が継続する。そのような革命によつては、代表制民主主義を実現することはできないのである。事実、かれは、名誉革命によつては善いことはなにも実現しなかつたとしつつ、革命後一三四年経過して今や腐敗は頂点に達している、と考えている(ibid., p. 221.)。すなわち、革命が革命である限り、革命一般の特徴から免れないのであつて、もし名誉革命が十九世紀初頭のイギリス政治に腐敗の極致をもたらした元凶であるとするならば、これを矯正するための手段は革命ではありえない、とかかれは考えているのである。

このような革命回避とそのための《急進的⁽³⁾革命》という視点は、すでに、『議会改革計画論』(一八一七年)において主張されている。そして、このような視点は、のちの『憲法典』においてもその基本的視点として強調されているのである。

(1) ベンサムは、第一節では、「権力誘発的偏見」の定義については、なにも述べていない。

(2) マルクス『資本論』第一部第七篇第二十三章第五節における「労働元本説」批判を参照。

(3) 拙稿『ジェレミ・ベンサムの政治思想』、前出、七三頁。

五、第四論文「憲法典の理論的根拠」

第四論文は、『コレクテッド・ワークス』版『憲法典に先行する第一諸原理』の二二七頁から三三一頁までで、本書に収録されている四本の論文の中で二番目に長い論文である。この第四論文は、七つの章から構成されている。そのうち、第二章と第七章を除く五つの章は、いくつかの節に分けられている。第四論文は、その標題「憲法典の理論的根拠」から類推するならば、ベンサムの理想的な国家構造である代表制民主主義の制度論的な枠組がスケッチされているものと思われるであろう。しかしながら、第四論文の内容は、そのような構成とはなっていない。結論的にいえば、第四論文は散文的であり、そこには代表制民主主義の政治制度論的な展開はみられない。したがって、第四論文は、『憲法典に先行する第一諸原理』の四本の論文のうちで、その重要度においては、一番劣るものといわざるをえないであろう。本稿では、第四論文のうちでも重要と思われるいくつかの論点をピック・アップしつつ、それらを紹介するにとどめたい。

『憲法典』への三つの第一原理 第四論文第一章第二節において、ベンサムは、『憲法典』には、三つの《第一原理》があることを明確に述べている (*ibid.*, pp. 232-5.)。その三つの第一原理とは、①最大多数の最大幸福の原理（それは、最大幸福原理とも別言できる）、②人間本性の一般的原理、ないしは、人間本性の包括的原理（これは、内容的には、自利優先原理、ないしは、自己優先原理といえる）、③諸利益の接合指示原理、である。

ベンサムによれば、「あらゆる政治社会の正しい固有の目的は、それを構成するすべての諸個人の最大幸福である」 (*ibid.*, p. 232.)。その当該政治社会のすべての諸個人の最大幸福を実現することは不可能であろう。そこで、かれは、

事実上においては、あらゆる国家の正しい固有の目的として、『最大多数の最大幸福の原理』を第一原理の中の筆頭の第一原理としてあげたのである。

ベンサムによれば、人間本性には、一般的原理ないしは包括的原理があり、これを『憲法典』の第二の第一原理として措定しなければならない。それは、あらゆる人間の本性に内在する一般的傾向であり、これを無視した『憲法典』は、現実の人間性を無視した空理空論とならざるをえないであろう。それは、内容的には、『自利優先』(self-regarding interest)であり、『自己優先』(self-preference)である。「人間本性においては、社会的感情よりも自利優先の感情が一般的に優越しているのである」(ibid., pp. 264-5)。あらゆる人間は、とくに政治的支配者は、自己の利益を他人の利益よりも優先させようとする一般的傾向をもっている。「あらゆる人間において、自利優先は、その他のすべての人々の利益に対して優越している」(ibid., p. 233)。そして、「自己優先は、どこにおいても共通のものである」(ibid., p. 233)。このような傾向は、とくに、政治的支配者には顕著にみられるものである。政治的支配者は、その国家の分野において行なうさまざまな施策の中で、かれ自身の最大幸福をその目的として追求しようとする傾向から逃れることのできない存在である (ibid., p. 231)。

したがって、ここに、第一の第一原理に加えて、第二の第一原理が要請される。なお、ベンサムによれば、「幸福という言葉に代えて、利益という言葉が用いられる時は、普遍的利益という言葉は、すべての人々の利益に関するものとして用いられるものであって、最大多数の利益という意味ではなく」(ibid., p. 234)のであり、「最大多数の最大幸福が国家の唯一の正しい固有の目的とされるならば、最大多数の幸福と競合し、かつ、それと矛盾する少数者の利益は、国家の邪悪な目的であるといえる」(ibid., p. 235)。すなわち、最大多数の最大幸福と矛盾する国家目的が、ベンサムにおいては、「邪悪な国家目的」とされているのである。

『憲法典』の第三の第一原理は、「諸利益の接合指示原理」である。これは、第一と第二の第一原理を接合すべきところに国家の目的は設定されなければならないとする原理である。これは、他面からみるならば、政治的支配者はその自己の最大幸福を優先して追求することがあってはならない、とする原理でもある。そして、そのための手段として、ベンサムは、国家、つまり、政治的支配者に、「刑罰」と「褒賞」という支配的手段を認めざるをえない、としている (*ibid.*, p. 236.)。

しかしながら、かれは、「君主制においては、そのような諸利益の接合はありえない。なぜならば、君主制は最大多数の最大幸福を実現するために役立つことは全くないからである」 (*ibid.*, p. 237.) と主張する。かれは、君主制においては、第一の第一原理たる「最大多数の最大幸福の原理」、および、第三の第一原理たる「諸利益の接合指示原理」が実現される可能性は全くない、としている。第一の第一原理と第三の第一原理とを実現するためには、君主制は全く役立たないのであり、代表制民主主義による以外にはない。

それでは、以上にみてきた三つの第一原理の間には、どのような関係があるのであるか。「第一の第一原理は、あるべきところのものを宣言するところにある。第二の第一原理は、現にあるところのものを宣言するところにある。第三の第一原理は、あるべきところのものと一致するものをどのようにして実現しうるかを宣言するところにある」 (*ibid.*, p. 235.)。そのための手段として、国家、つまり、政治的支配者には、すでにみたような「刑罰権」と「褒賞権」とが認められたのである。

以上にみたように、『憲法典』の三つの第一原理として、①最大多数の最大幸福の原理、②自利優先原理、③諸利益の接合指示原理が明確に確認されているところに、結論を先き取りしていえば、第四論文の最大の意義があるといえるように思われる。

諸利益の接合はどのようにして実現しうるか 第四論文第二章において、ベンサムは、その標題のとおり、「諸

利益の接合はどのようにして実現しうるか、または、邪悪な諸利益をどのようにして克服しうるか」について論じている。これは、「最大多数の最大幸福にとって障害となるものを除去するためには」(ibid., p. 238) どのような方策が必要であるかについて論じようとしたものである。第二章では、かれは、次の四つの方策を提示している (ibid., pp. 238-41.)。

① 最高作動権力を掌握する人々に、権力の濫用に対して十分に処罰しうる権力を与えること。すなわち、邪悪な犠牲を追求しようとする行為に対して充分にこれを処罰しうる権力を与えること。これは、最高作動権力を一人の人物に与えてはならないことをも意味する。

② 最大可能な範囲にまで、支配者の立場にある人々を拡大すること。しかし、次の二つの理由からして、これを全面的に実現することは、物理的に不可能である。その一つの理由は、非常に多くの人々が同一場所で同一時刻に国家の仕事を行なうことはできないということにある。もう一つの理由は、そのような人々の双肩にその社会の生存と豊富がかかっているということにある。そこで、「代理」(deputation) という概念が必要となる。すなわち、最高作動権力と最高構成権力を分離して、最高構成権力はすべての人々が所持しつつも、最高作動権力は「受託者」(trustees) という性格をもつ代理人に委任する方策がとられる必要がある。なお、最高構成権力は、「最高任用権力」と「最高解任権力」という全く違った二つの権力から構成される。君主制の場合には、任用機能は「出生」にあり、解任機能は「死亡」にある。したがって、君主制の場合の構成権力は「人間の判断力」によらずになされておき、このような方式を認めることはできない。

③ 最高作動権力の大きさを最大可能な限りの狭い範囲内に限定する。一言にしていえば、最高作動権力を最少限

化する。但し、これは、国家の正しい固有の包括的な目的を充分に実現しうる権限を国家から奪うものであってはならない。公職者がもつ権力の大きさが小さくなればなるほど、立法者にとっては公職者を操縦しやすくなるであろう。そうすれば、公職者の個人的利益を普遍的利益と一致する範囲内に保持しつづけることができるであろう。かつ、普遍的利益に反して個人的利益を追求するための共犯者を公職者が捜がしあてることを困難にするであろう。さらには、公職者が普遍的利益を構成する人々の善き見解や意志にますます依拠してゆかざるをえなくするのである。

④ 公職者のもつ法的権力に対するチェック機能として働く対抗力を確立する。これは、大衆的サンクション、ないしは、道徳的サンクションという権力にもとづくものであり、「世論法廷」を構成することによって実現する。公職者は、法的サンクションを含む政治的サンクションという権力をもっている。これに対して、世論法廷は、「擬制的な法廷」であるが、正規の手續によらずに、最高作動権力をもつ公職者の間違った決定や悪政に対する裁判官としての役割を果たすであろう。こうして、国家行政上における「遅延・腹だたちさ・損失」がチェックされるのである。

《諸利益の接合指示原理》を政治制度として確立するためには、以上のような四つの方策が具現化されなければならない。これらの四つの方策を簡略化してまとめらるれば、次のようになるであろう。①権力濫用が認められる場合、その当該公職者を処罰しうる権力を最高作動権力を担当する人々に与える。②支配者集団の人数を可能な限り拡大するも、これを全人民に拡大することは物理的に不可能であり、国政を代理人に委託する議会制が確立されるべきである。③しかし、最高作動権力は、正しい国家目的を実現しうる限度内において、可能な限り、最少限化すべきである。④世論法廷が確立されるべきである。世論法廷は、公職者の間違った決定や悪政に対する人民の非公式的方法

によるチェック装置である。

ベンサムは、このような四つの方策を政治制度化することによって、『最大多数の最大幸福の原理』と『自利優先原理』とを接合しようと考えたのである。

善政と悪政の定義

第三章において、ベンサムは、『支配』の一般的定義を行なった上で、善い支配と悪い支配

について論じている。とくに、悪い支配については詳述しており、第三章は全体としては悪い支配としての「悪政」(misrule) に対する批判的展開となっている。

ベンサムによれば、支配とは、「その範囲に関しては最大規模の上に政治権力を行使することであり、当該社会のメンバーとして考えられる人間の全体数と同数の規模の上に政治権力を行使することである。その場合、かれらの利益の総計が普遍的利益を構成する」(ibid., p. 244)。これが、支配の一般的定義である。支配とは、その社会のメンバーのすべてに対して政治権力を行使することである。それでは、政治権力はどのような目的のために行使されるのであろうか。ベンサムは、その社会のメンバーのすべての利益を総計したものが普遍的利益であるという社会ノミナリズムを展開しつつ、この普遍的利益の実現に寄与しているか否かによって、その支配の善悪が決定される、と主張している。かれは、その最も初期から、人間と政治の倫理的基準としての『善・悪』は、『善・悪』にあると考えていた。かれは、人間と政治の倫理基準としての『善・悪』を、『快・苦』および『幸・不幸』に還元していたのである。ここでは、『善・悪』⇔『快・苦』⇔『幸・不幸』というシエーマが成立する。人間と政治にとっての善とは、快楽と幸福を産み出すものであり、悪とは、苦痛と不幸を産み出すものである。かれは、第三章においては、支配をそのような善悪という基準によって分類しているのである。

それでは、善政とは、どのような支配なのであろうか。ベンサムによれば、善政とは、「その意識的な目的として、

つまり、その追求の対象として、その当該社会を構成する諸個人の最大多数の最大幸福を掲げる支配」(*ibid.*, p. 245.)である。これを、一言にしていえば、善政とは、「積極的な幸福を最大限化し、積極的な不幸を最少限化すること」(*ibid.*, p. 245.)である。この「積極的な幸福とは、「あらゆる形の快樂」であり、消極的な幸福とは、「あらゆる形の苦痛からの免除」である(*ibid.*, p. 246.)。善政とは、まず第一に、「積極的な幸福を最大限化しつつ、第二に、消極的な幸福を最大限化し、第三に、積極的な不幸を最少限化してゆくとともに成立をみるものである。ベンサムは、それを簿記に例えつつ、善政の貸借勘定においては、幸福・積極的な幸福・積極的な善は《利益》に、不幸・積極的な善悪は《損失》に仕訳けされる、としてゐる(*ibid.*, p. 246.)。すなわち、善政とは、この意味での利益を最大限化しつつ、損失を最少限化してゆくとともに成立をみるのである。

それでは、悪政とは、どのような支配なのであろうか。ベンサムによれば、「悪政とは、その意識的な目的、つまり、その追求の対象として、最大多数の幸福ではなく、少数者の幸福を目ざしている支配である」(*ibid.*, p. 245.)。悪政とは、「その意識的な目的であり、その追求の対象である最大幸福にかかわる人間の人数が少数、つまり、支配的な唯一者ないしは支配的少数者である場合をいう。その利害関係の結果は、この場合には、そのような少数者の幸福を増加させる貸借勘定となる。ここでは、最大多数の貸借勘定は無視されるが、時には、損失を計上せざるをえない。しかも、その損失の全額が被支配的多数者によって支払われるために、支配的少数者の貸借勘定には利益が計上され、これが繰り越されてゆく。それゆえに、一方の利益はたえず増加しつつけるのに対して、他方の損失が同時に、かつ、たえず増加してゆく。こうして、「損失の最少限化ではなく、損失の最大限化がはかられてゆくのである」(*ibid.*, pp. 246-7.)。

悪政とは、要するに、一人の支配者つまり君主、ないしは、支配的少数者の最大幸福を国家の積極的な目的として

いる支配であり、最大多数の最大幸福は実現されず、最大多数の損失が最大限化されてゆく支配である。

悪政とその支配的諸手段　悪政とは、一言にしていえば、君主制、または、貴族制による支配形態から不可避的に生ずる政治である。このような悪政においては、次の三つの特徴が現われる。すなわち、それらは、①意図的な動機にもとづく榮譽ないしは位階、②公職者が義務を怠り、安逸に流れること、③公職者による復讐、である (*ibid.*, p. 247)。これらのうち、「意図的な動機にもとづく榮譽ないしは位階」については、第六章において詳述されているので、後に論及することにした。

「公職者が義務を怠り、安逸に流れること」とは、公衆に対する公的職務の「無執行」(non-performance)、ないしは、「誤執行」(misperformance)を意味する。このような事態が生ずるのは、悪政の下においては、公職者に対するチェックが働かないからであり、または、そのチェックが不十分にしか働かないからである (*ibid.*, p. 248)。悪政においては、そのようなチェックを期待することそれ自体が、「ないものねだり」にほかならないのである。

「公職者による復讐」とは、さまざま理由によって生ずる支配者の短気と欲求不満を満足させようとするものである (*ibid.*, p. 247)。これは、支配者が復讐によって被害を受ける犠牲者の苦痛をみて、その欲求不満を満足させようとするものであり、善政においては考えられないものである (*ibid.*, p. 248)。

善政にせよ、悪政にせよ、それが「支配」である限りにおいて、そこに共通する支配的な諸手段がある。それらは、①物理的強制力 (physical force)、②脅迫 (intimidation)、③報酬 (remuneration) である (*ibid.*, pp. 249-50)。しかしながら、善政においては、それらの支配的な諸手段は最少限化されるであろう。なぜならば、善政においては、そのような支配的な諸手段は、もともと、必要とされないからである。逆に、悪政においては、そのような諸手段が駆使され、それらが最大限に利用されるのである。

このような悪政下においては、君主または貴族たちは、次の三つの無形的な支配的諸手段を駆使しつつ、その悪政を保持しつづけようとする。すなわち、それらは、①贈収賄 (corruption)、②欺瞞 (delusion)、③擬制 (fiction) である。それら三つの手段のうちの前二者については、すでに、第三論文でも詳述されているものであり、ここでは、その要点のみを紹介するにとどめたい。

悪政の支配的手段の第一は、「贈収賄」である。「贈収賄」には、①意図的なもの、および、②非意図的なもの、とがあり、さらには、③私的なもの、および、④制度的なもの、とがある (*ibid.*, pp. 254-5)。たとえば、「意図的なもの」とは、混合君主制において人民の代表者として当選しようとする立候補者が選挙民を買収しようとするものであり、これを別の角度からみるならば、選挙民の「腐敗的な追従」といえる。「私的なもの」とは、邪悪な利益を期待している個人を誘発することによって生ずる。「制度的なもの」とは、次のようなものである。「終身制の公職者が、最高立法権力に参与しており、同時に、簡単には解任できない従属的な公職者たちが担う最高執行権力のある部局の全部かその一部かを掌握しているような政治制度は、腐敗が制度的に組みこまれている制度である」 (*ibid.*, p. 255)。なお、ここでの「公職者」には君主が含まれていることは言を待たない。

以上の四つの区別のうちで、最も重要なものは、「制度的なもの」であり、次いで、「意図的なもの」が重要である。とくに、「制度的なもの」は、①最高立法権力に終身制の公職者が参与している、②かれが最高執行権力のある部局を担当している解任することが困難な公職者を自由に操縦することができる、という二つの条件によって生ずる。しかも、そのような制度から引き起こされる腐敗は、いったん形成されると容易に除去することができないのである。それでは、このような制度的腐敗はどのようにすれば除去できるのであろうか。「腐敗の中心と根源が制度にある時は、唯一の可能な矯正方法は、その事態の本質をよく見ることである。そして、腐敗的影響力が抵抗しがたい

勢力を生み出している国家の政治制度ないしは政治的枠組を取り換えることである。それ以外には、実際的な効果をもつ矯正方法はいない」(ibid., p. 255.)。その唯一の矯正策は、要するに、国家形態を変える以外にはない。結局、代表制民主主義に移行する以外には、その矯正策はないのである (ibid., p. 257.)。

悪政の支配的手段の第二は、「欺瞞」である。ベンサムによれば、「贈収賄は、それ自体で、直接的に人間の働きかける。それは、類推にもとづいてなされるものではない。これに対して、欺瞞は、それ自体で、直接的に人間の意志に働きかけるものではない。それは、それ自体を類推という手段を通してのみ人間の意志に働きかけるものである」(ibid., p. 261.)。贈収賄的な腐敗とは違って、欺瞞は、それが働きかけられる人間がいったん「類推」(understanding) とする思考過程を経ることによってその人物の意志に働きかけるものである。「欺瞞」には、①その発生理由による違い、②それが意図的なものであるか非意図的なものであるかの違い、③私的なものであるか制度的なものであるかの違い、があげられる (ibid., pp. 262-3.)。ここでは、第一の欺瞞の発生理由についてのみ言及するにとどめたい。欺瞞の発生理由には、二つの理由がある。その一つは、贈収賄の内容から発生するものであり、これは、権力・財力・意図的な動機にもとづく位階の分配にありつけるかもしれないという期待をもたせることによって発生するものである。もう一つは、間違った議論ないしは見解によって発生するものであり、権力・財力・意図的な動機にもとづく位階にありつくことがあたかも幸福の外形的諸手段を獲得することに結びつくかのようになんらの確証もなしに思いこませることによって発生するものである。支配者は、そのような期待や幻想をふりまくことによって、臣民を自己の周囲に呼び寄せようとするのである。

悪政の支配的手段の第三は、「擬制」である。第三章第七節の標題は、「擬制について。すなわち、法律家たちによって利用される特権的な性質をもつ虚偽について」となっている。以下に、その冒頭の部分を翻訳・紹介したい

(*ibid.*, p. 267.)。

「擬制とは、法律家たちによって用いられる意味においては、間違った主張のことであり、間違っていることを承知しているにもかかわらず、同時に、それがあたかも真実であるかのように主張したり、それにもとづいて行動したりすることをいう。

そのような擬制には、八つの顕著な特徴がある。

① それは、悪い目的に対して以外には用いられたためしがないものである。それは、正当化できるはずがないものに対して正当性を与えようとする目的以外に用いられたためしがないものである。当該の目的が真実の主張によって達成されてきたところでは、だれも、このような間違った主張を利用しようとは考えない。このような間違った主張によって、悪評を買うという危険が生ずるが、真実の主張によっては、そのような危険は生じない。

② それは、どのような目的であれ、あらゆる悪い目的のために利用できるものである。

③ それは、悪い結果となって現われる以外には、利用されたことがないものである。それが生み出す諸害悪は、直ちに、白日の下にさらされるであろう。

④ それは、それが利用されることによって力をえた腐敗した権力行為の情況証拠と確証とを示すものである。

⑤ それは、それが利用されることによって、ないしは、それが利用されることを黙認することによって、力をえた国家形態の不適性能力の情況証拠と確証とを示すものである。

⑥ それは、それが発明されて、それを最初に利用した人々の道徳的卑しさの情況証拠と確証とを示すものである。

⑦ それは、それがそのようなものとして利用されつづけられることによって、すべての公職者とその支配者たち

の道徳的な卑しさの情況証拠と確証とを示すものである。

⑧ それは、その利用がつけられることによって、あらゆる国民における知的劣等性、愚劣さ、および、卑屈さとの情況証拠と確証とを示すものである。

ベンサムは、第三章第七節においては、「擬制」の具体的内容についてはなにも述べていない。その初期からの持論を含めていえば、ここで「擬制」とは、具体的には、自然法、自然権、人権、原始契約説、混合政体論、権力分立論、コモン・ロウ、判例法、慣習法等である。⁽¹⁾ それらの概念は、邪悪な動機をもつ法律家たちが、その狡智によって、君主制ないしは貴族制を存続させるために発明した屁理屈でしかない。それらの屁理屈は、ベンサムによれば、いずれも、悪い目的のために捏造され利用されてきたのであり、悪い結果しかもたらさなかつた。それらは、支配者とその追従者たちの道徳的・知的卑劣さを示すのみならず、その当該国民の知的劣等性をも示すものである。しかしながら、君主制または貴族制においては、支配者は、法律家の邪悪な動機を利用することによって、そのようなさまざまな「擬制」を利用して、その臣民たちを欺いてきたのである。仮にそのような擬制に欺かされてきた臣民たちが愚鈍だったとしても、その臣民たちを欺いてきた支配者や法律家たちの卑劣さこそが糾弾されなければならないのである。

悪政の元凶としての絶対君主制 ベンサムによれば、「当該社会のメンバーの最大多数の最大幸福が国家の正しい固有の目的であり、かつ、唯一の正しい固有の目的である。これに反して、悪政は、支配者によって追求される一連の行為によって積極的な不幸が産み出される時に生ずる」(ibid., p. 270)。それは、人間性の一般的性癖としての自己優先原理に起因するものである。支配者は、その支配的権力を悪用することによって、自己優先原理を実現しうる多くのチャンスをもっているからである。そのような悪政は、絶対君主制において最も典型的に現われる。しかも、

そのような悪政の元凶である絶対君主制は、次のような二つの種類の理論のいずれかによって擁護されている。

その一つは、次のような理論である。「臣民は、普遍的な創造主によって、君主の便益のために創造されたものである。それは、あたかも、畜牛がその所有者の便益のために創造されたものと同じである。この理論によれば、君主の最大幸福が国家の唯一の正しい固有の目的である。君主の幸福と臣民の幸福の間には競争は生じない」(ibid., p. 273)。さらには、「この理論によれば、君主には、悪いことを行ないうる権力はない」(ibid., p. 273)。すなわち、「この理論によれば、君主には、道徳的適性能力に反するような道徳的不適性能力はない」(ibid., p. 273)。この理論によれば、臣民は君主の最大幸福を実現するための手段であるにすぎない。しかも、その君主は悪いことを行なうことはありえない、とされているのである。ベンサムは、「この理論は、無過失理論と名づけられる」(ibid., p. 274.) としている。

もう一つは、次のような理論である。「臣民は、第一の理論とは違い、君主の便益のために創造されたものではない。その反対で、君主は、いずこにあっても、臣民の便益のために創造されたものである。したがって、国家の正しい固有の、つまり、唯一の正しい固有の目的は、臣民の最大幸福である。君主と臣民との間に競争が生じた時には、臣民の幸福が優先されるべきである。臣民の幸福こそ正しい固有の目的である限り、君主の幸福は譲歩しなければならない。しかし、幸福に最高度に貢献するものがどのようなものであるかについては、君主が、固有の、かつ、唯一の固有の判定者である。臣民に関しては、かれらの一部であれ全員であれ、その問題について判断を下しうる権限は、かれらにはない」(ibid., p. 274)。ベンサムは、「この理論には、無謬性理論という名称が与えられる」(ibid., p. 274.) としている。この理論によれば、君主は、臣民への奉仕者であり、臣民の幸福をつねに目ざしている。しかしながら、なにが臣民にとっての最大幸福であるかについては、君主自身が判断を下すべきであって、臣民は下すこと

ができない。なぜならば、君主は、つねに、無謬であつて、誤謬をおかすことはありえないからである。

しかしながら、ベンサムによれば、「その実際のな諸結果に関しては、いずれの理論によつても、その違いはない」(ibid., p. 274)。いずれの理論においても、君主権が絶対化されており、かつ、臣民にはなんらの自己決定権も認められていないからである。その上、すでにみた第三論文で詳述されているように、歴史的にみても、そのような無過失性理論による君主は存在しなかつたし、そのような無謬性理論による君主も存在したことはなかつたのである。

人民は、その最大多数の最大幸福の実現を、そのような無過失の君主に期待することはできないし、無謬の君主に期待することはできない。人民は、その最大多数の最大幸福を自らの力で実現しなければならぬのである。そのためにも、立法においては「どのようにすれば邪悪な犠牲を阻止することができるか」(ibid., p. 276) という視点が貫徹されなければならない。そのためには、すなわち、「善いことをなしうる権力を残しつつ、善悪をなしうる権力を取り除くか最少限化すること」(ibid., p. 276) が肝要である。そのために重要なことは、人民による大衆的サンクション、別言すれば、道徳的サンクションの権力を強めてゆくことである (ibid., p. 279)。なぜならば、「政治的サンクション、あるいは、法的サンクションについては、「このサンクションの力は、その全体が支配者の意のままになる」(ibid., p. 278) からである。

ベンサムによれば、「したがつて、代表制民主主義以外のあらゆる国家においては、大衆的サンクションという概念は、あらゆる観念の中でも支配者にとつては、最も同意しがたいものであり、最も憎悪すべき忌避したいものである」(ibid., p. 279)。世論法廷を通して発動される大衆的サンクションこそ、君主制や貴族制による「邪悪な犠牲」を阻止しうる最大の抵抗力にほかならない。しかしながら、君主も貴族も、そのような対抗力に手を拱いてはいないであろう。「一人ないしは少数者の最大幸福をその目的とする憲法の主たる目的は必然的にこのような対抗力を最少限

化するところにあり、ときには、それを絶滅させようとするところにあるのに対して、すべての人々の最大幸福をその目的としてもつ憲法においては、その大いなる目的はこの力を最大限化しようとするところにある」(ibid., p. 279.)。

この点で、ベンサムは、「人民軍制度」(ibid., p. 281.) がその対抗力としても重要であるとしている。それは、あたかも、ニッコロ・マキアベリ『政略論』(一五三二年)を彷彿させるものがある。⁽²⁾「このような人民軍の対抗力が拡充してゆけばゆくほど、外敵に対してのみならず国内の敵対者に対してもその人民の安全はより大きくなってゆく」(ibid., p. 281.)。なぜならば、人民軍の最大の目的は『救済』にあり、「かれらの掌中に武器をもった人民は全体として、抑圧の手段としてこれを使うことはありえない」(ibid., p. 280.) からである。それは、なぜなのであろうか。「人民は、敵対すべき、つまり、その武器を行使すべき犠牲者をもっていないからである」(ibid., p. 282.)。なによりも、まず、人民軍が信頼するに足る理由は、次のところにある。すなわち、「この人民軍の基本単位が、つまり、それを構成する諸個人が、世論法廷のメンバーにはかならないからである」(ibid., p. 282.)。

道徳的責任・法的責任・世論法廷

第四論文第五章では、道徳的適性能力を確保するために必要な「道徳的責任」と「法的責任」とが論じられている。本書の編者の付した脚注によれば、「ベンサムは、もともと、『憲法典の理論的根拠』において、全体としては、道徳的能力を確保するための七つの安全対策を考察しようとしていたことがその手稿から推測される。すなわち、それらは、①権力、②財力、③公職者への俸給を最少限化する、④公職者のもつ権力に対する法的対抗力、および、⑤その道徳的対抗力を活用する、⑥意図的な動機にもとづく榮譽、および、⑦欺瞞のための諸手段を排除する、というものである。しかし、結局、かれは、対抗力と意図的な動機にもとづく位階についての章を書いたただけであった」(ibid., p. 283n.)。すなわち、以上の七点のうち、④、⑤、⑥について論じられた

だけで終わっており、④と⑤が第五章において、⑥が第六章において論じられている。

しかしながら、第五章の道徳的責任論と法的責任論は、きわめて断片的に論じられているにすぎないものといわざるをえない。したがって、本稿では、その要点のみを簡単に紹介するにとどめたい。

それでは、道徳的適性能力を確保するための公職者のもつ権力に対する対抗力としての「道徳的責任」とは、どのようなものであるか。「道徳的責任とは、大衆的サンクション、つまり、道徳的サンクションへの服従であり、しかも、効果的な服従である。それは、世論法廷によって実現をみるものである」(ibid., p. 283)。それでは、世論法廷とはなにか。世論法廷については、最終的には、『憲法典』において体系的に展開されるが、本書の第一論文においても論じられていることは、すでにみた通りである。

「世論法廷とは、擬制的な存在であり、擬制的な法廷であって、その存在が、それからの類推によって、想像上の法廷ないしは裁判官を指名しうることを論証しようとするためには必要不可欠なものであるとする圧力の下でつくられたものであるが、これによって、大衆的ないしは道徳的サンクションにもとづく刑罰と褒賞が適用される。

その陪審は、偶然によってそのメンバーが任用されたものと仮定するのであり、その陪審は、イギリスの司法手続の下における小陪審(Common Petty Jury)の方法においてその機能を行使するものであって、世論法廷の民主制的部門に属する一つの委員会とみなしうるものである」(ibid., p. 283)。

ベンサムは、ここでは、世論法廷の擬制的性質を強調しているが、この世論法廷によって支配者の悪事や悪政が糾されてゆく機能の一つを期待していたといえよう。そのためには、あらゆる形の情報が「公衆の眼と耳に」(ibid., p. 292.) 届けられなければならない。そこで、かれは、「出版物」(the press)の重要性を、とりわけ、「定期刊行物」(the periodical press)の重要性を強調したのであった(ibid., p. 292.)。同時に、かれは、出版に対するさまざまな制

限を批判している。「出版物に対して一般的な形態において課せられるさまざまな制限の諸結果の中の一つは、その最も有害な形において間違った報道に有効性が与えられることである。そのような間違った有害な報道によってつくり出された害悪は、だれにでも降りかかってゆくからである」(ibid., p. 296)。結論的には、ベンサムは、「このような世論法廷という対抗力を破壊しようとしたり、弱めようとするのは、不幸を産み出す元凶である悪政を増長させようとするものであり、諸個人にとってあらゆる形の不幸を産み出すあらゆる形の危害を増大させようとするものであって、社会の幸福量を減少させ、社会の被害量を増大させようとするものである」(ibid., p. 292.)と主張する。これは、出版に対するさまざまな制限についても、全く同様のことがいえるであろう。

それでは、道徳的適性能力を確保するための「公職者のもつ権力に対する対抗力としての法的責任」とは、どのようなものであろうか。「法的責任とは、法的サンクションを含む政治的サンクションの力への服従であり、しかも、効果的な服従である。それは、当該国家の下にあるさまざまな法的な裁判制度によって実現をみるものである」(ibid., p. 283)。したがって、法的責任は、一人の支配者、つまり、絶対君主制の下においては成立しえない概念である(ibid., p. 284)。これを逆にいうならば、法的責任が実現をみることがありえない絶対君主制は、道徳的適性能力を確保するための一つの重要なモメントを欠いているといわなければならない。したがって、絶対君主制や貴族制において、その支配者に道徳的適性能力を期待することはできないのである。結論的には、ベンサムは、代表制民主主義においては、「法的責任は、なんらの困難もなく実現するであろう」(ibid., p. 286)と主張している。

意図的な動機にもとづく榮譽を排除する　これは、第六章の標題である。これは、すでに第五節でみた「道徳的適性能力を確保するための安全対策」の一つとして論じられているものである。これを裏返していえば、支配者が臣民たちに、意図的な動機にもとづいて、恣意的にさまざまな榮譽や叙位叙勲を乱発するような事態は悪政というべき

であつて、このような悪政下では臣民の最大多数の最大幸福は達成されることはありえない。「意図的な動機にもとづく榮譽とは、公衆一般の前で特定個人のために与えるか与えようとする榮譽であり、その榮譽が授与されるといわれる公職者の功績について公衆が知りうるようなある種の表徴によってなされるものである。この場合、この榮譽に最も互換性のある言葉は位階である」(ibid., p. 299.)。このような意図的な動機にもとづく榮譽には、ベンサムによれば、眼にみえる形のもと、言葉によって表わされるものがある。前者は、「表徴としての榮譽」といえるし、後者は、「称号としての榮譽」である (ibid., p. 299.)。

どのような形にせよ、そのような榮譽については、「榮譽を授与する行為は、基本的に恣意的な行為である」(ibid., p. 304.)。それでは、君主によって榮譽を授与される個人にとっては、その榮譽はどのような意味があるのであろうか。ベンサムは、その意味について、次の五つをあげている (ibid., p. 305.)。

- ① 榮譽が授与されるその個人にとっては、それが授与される時点においては、君主がかれに同感の意識をもっていることの証左となる。
- ② 仮にそれが同感の意識ではないとしても、榮譽を授与される個人にとっては、君主がかれに少なくとも反感をもっていないことの証左となる。つまり、君主は苦痛を感じつつかれに榮譽を与えることはないからである。
- ③ 君主が授与する榮譽は、君主が榮譽を授与する個人に過去の好意への感謝、ないしは、将来の好意への期待を表明することによって、かれを君主の側に一層引き寄せようとする動機にもとづくものである。これは、君主がその特殊利益をあらゆる他の利益を犠牲にして追求するために行なう態勢づくりの一環である。こうして、君主制国家においては、榮譽の授与は「邪悪な犠牲」を促進するだけである。
- ④ 榮譽を授与された個人は、かれと同じランクの榮譽をもつその他の諸個人との社交界に入ることが許される。

つまり、かれは、その社会の中で、より高い地位に上昇することができるのである。

⑤ 栄誉を授与された個人の利益と感情は、その社会の中で上昇した地位にある者の利益と結託し、その感情を共有するために、上流階級と下層階級との利益と感情の違いが顕著となり、それはこの両階級の判断力の違いとなつて現われる。栄誉を授与された個人の判断力は上流階級の判断力と合一化し、世論法廷の貴族制的部門を形成するに至る。しかし、そのような君主の利益はもちろんのこと、その感情や判断力は、社会の一般的利益に反するものであり、貴族制においても同様のことがいえる。

以上の五点について、コメントの必要はないであろう。これらを、あえて、まとめるとするならば、君主がある特定個人に授与する栄誉や叙位叙勲は、これを授与される個人の同感や好意を取りつけようとする動機にもとづいているのであつて、結局は、邪悪な犠牲を促進しやすくするための一つの手段にすぎない、ということに尽きる。そして、さらにいえば、君主から栄誉を授与された個人は、その栄誉と同等のランクの人々との社交界入りを果たすことによつて、下層階級の利益、感情および判断力からますます乖離してゆき、世論法廷の貴族制的部門を形成するに至る。これは、別言すれば、新たに特権階級をつくり出すことであり、特権階級を温存させてゆこうとするものである。なぜならば、それが支配的君主にとっての利益となるからである。

こうして、ベンサムは、次のように主張するのである。

「このような栄誉という手段の結果は、あらゆるところにおいて、かつ、その意図とは関係ない大きな範囲において、世論の力に分裂をもちこもうとするところにあり、また、そのような目的のために形成された利益集団によつて、悪政に対する本来的にして最も効果的な安全、むしろ唯一の安全がもつ力を腐敗させ、これを誤らせ、衰弱させてゆこうとするところにある」(ibid., p. 280.)。

意図的な動機にもとづく榮譽について、ベンサムは、結論的には、「公衆一般の犠牲において、かつ、公職者の行為によって、その善い功績が司法的に十分に証明されないまま、榮譽という形における褒賞は授与されてはならない」(ibid., p. 309.)と主張しつつ、「支配者の掌中にある意図的な動機にもとづく榮譽は取り上げられなければならない」(ibid., p. 280.)と主張するのである。また、この点は、すでに、第一論文でもふれた通りである。

ベンサムによれば、「意図的な動機にもとづく榮譽は、金銭に代わるある種の虚偽的な代用品であって、国家によって発明され、捏造されたものである」(ibid., p. 280.)。したがって、「意図的な動機にもとづく榮譽は、純粹に害悪の手段の一つといわなければならない」(ibid., p. 280.)。それでは、「意図的な動機にもとづく榮譽」は、どのような意味において害悪なのであろうか。これは、すでに、以上の考察でも明らかにされている。ベンサムは、第六章第六節において、その害悪たる理由を次の十四に箇条書きして列挙しており、ここに、これらを簡単に紹介してみたい(ibid., pp. 309-17.)。

- ① 榮譽を受けない人々一般にとっては重荷となる。
- ② 公衆のために働いた特別の功績によって榮譽を受けた人々にとっては侮辱となる。
- ③ 功績があるも榮譽を受けていない人々にとっては苦しみの種となる。
- ④ 贈収賄の資金、つまり、腐敗的影響力を生み出す資金源を増加させるという害悪がある。
- ⑤ 善良な風俗を壊乱するという害悪がある。これは、善行への勝手気儘という害悪と別言できるし、邪悪な勝手気儘さを産み出す害悪ともいえる。
- ⑥ 略奪のための口実として使われるという害悪がある。
- ⑦ 詐欺行為を許容するという害悪がある。

- ⑧ 妄想をまきちらすという害悪がある。
- ⑨ 不平等を拡大するという害悪がある。
- ⑩ 世論法廷の貴族制的部門がもつ反社会的な力を増大させるという害悪がある。
- ⑪ 年齢にふさわしい尊敬を受けるべきであるという権利を侵害するという害悪がある。
- ⑫ 不正義の跳梁を許すという害悪がある。
- ⑬ 浪費の跳梁を許すという害悪がある。
- ⑭ これは国際的にも伝染してゆくという害悪がある。

ベンサムは、「意図的な動機にもとづく榮譽」を一切認めてはならないとする論拠として、以上の十四におよぶ害悪を列挙している。それぞれの害悪について、かれは、若干の解説を付してはいるが、ここではその紹介は割愛したい。これらの十四の害悪を一言のもとにまとめることは、到底、不可能なことである。しかし、ここで、これをあえてまとめるとするならば、次のようになるであろう。すなわち、「意図的な動機にもとづく榮譽」という手段によって、社会の中に特権階級をつくってはならない、社会の中に不平等を拡大してはならない、政治的支配者の手元に榮譽を授与しうる権限を認めることはその支配者の邪悪な利益を増長するために利用されるだけである、榮譽が認められるとしても世論法廷の判断に委ねるべきである。以上が、ベンサムの強調したかったことのように思われるのである。これは、のちに、『憲法典』において、一切の叙位叙勲の否定として展開されるのである。⁽³⁾

国家の宗教的中立性

第四論文第七章は、わずか七頁という短いものであり、その標題は、次のようなものである。「国家権力は、宗教問題について、どのような教義の確立にも、または、どのような信仰箇条の確立にも、使用されてはならない」(ibid., p. 325)。これは、国家の宗教的中立性を論じたものであり、のちに、『憲法典』の基本的

な大前提ともなつてゆくものである。本稿では、その冒頭の一部と最後の一部分を紹介するにとどめたい。

ベンサムによれば、「このように使用される権力は、褒賞を与えるか、刑罰を科すか、あるいは、その両方のうちのいずれかになつてゆくであろう」(ibid., p. 325)。ある宗教に与した国家権力は、その宗教の熱心な信者には褒賞を与え、その宗教を信じない者には刑罰を科したり不利益な処分を行なうことになるであろう。しかしながら、「そのように教えこまれた信仰は、真実のものもあるであろうが、間違つたものもあるであろう」(ibid., p. 325)。仮に間違つた宗教を批判した廉で刑罰を科せられる市民がいるとすれば、そのような国家は専制国家に墮落したといわざるをえない。加えて、この場合の権力は、宗教をめぐつてその社会の内部に不平等を一層拡大してゆく役割を果たすのである。

ベンサムは、第七章の最後のパラグラフにおいて、次のように述べている。「したがつて、宗教に関する教義は、どうみても、国家の手において略奪と抑圧を進めるために、結果的には脅迫、腐敗、欺瞞という手段をつくり出すという目的以外のために打ち立てられたものではなかつた」(ibid., p. 331)。こゝに、はからずも、かれの宗教観を看取することができるであろう。それは、宗教は国家の支配的な手段の一つでしかなかつた、というものである。宗教は、これまでの国家の支配的手段であつたのであり、国家がその略奪と抑圧を強化するために必要とする脅迫、腐敗、欺瞞という手段のもう一つの別の形態にほかならない。したがつて、代表制民主主義の国家は、そのような宗教から一切手を引かなければならない。国家は、いかなる宗教にも加担してはならないのである。国教は、国家の抑圧的な支配的手段の一形態にほかならないのである。

ベンサムは、明確に、国教のみならず、宗教一般を否定している。しかし、かれは、宗教の自由を否定してはいない。それゆえにこそ、国家は、そのような宗教に対して中立たらねばならないとしても、国家は宗教の自由を保持す

る立場に徹しなければならないのである。

- (1) 拙著『増訂 イギリス功利主義の政治思想』、前出、二四頁、一二三—四頁。
- (2) マキアベリ『政略論』（永井三明訳）、『世界の名著16』（一九六六年）所収、五九〇—九一頁。
- (3) 拙稿「ベンサム『憲法典』における『責任内閣制』論」、前出、七〇—七一頁。

六、むすび

『憲法典に先行する第一諸原理』について、本稿では、その内容の忠実な紹介を心掛けてきたつもりである。本稿は、本書の翻訳ではない。しかし、本稿の中で本書からの引用・翻訳の部分が相当の部分を占めている。それは、本稿の主たる狙いが、本書を邦語によって紹介しようとするところにあったからである。本書は、その内容の重要性にもかかわらず、これまで邦語による紹介は全くなかった。本書の内容の一部分が、『ベンサム全集』（ポーリング版）第九巻としての『憲法典』に重複的に収録されていることは事実である。しかし、この事実も、ポーリング版の編集上の誤謬を物語るものでしかない。

『憲法典に先行する第一諸原理』は、ベンサムが執筆した当初のオリジナルな形においては、はじめて世に出されたものである。本書は、一八二二年におけるベンサムの憲法理論的な到達点を示しており、かれの憲法理論の変化と発展とをたどる上でもきわめて重要な理論的内容をもっている。大いなる誇張を覚悟の上でいえば、本書を読まずしては、ベンサム『憲法典』を理解することはできないであろう。これを、さらにいえば、本書を読まずしては、ベンサム『憲法典』へのきわめて重要な道程を理解することはできないであろう。本書には、少なくとも、『憲法典』へ

の大きいなる跳躍台となっているという評価が与えられてもよいように思われるからである。そこで、本稿は、ベンサム自身をして語らしめる形をとった。

ここでは、以下において、第一論文から第四論文までのそれぞれの論文のベンサムの憲法理論形成史上における理論史的意義について若干の再確認を行なっておきたいと思う。

第一論文「公職に適用されるべき経済性」は、結論的にいえば、国家のあらゆるレベルにおける経済性を実現してゆくことが「最大多数の最大幸福」を実現してゆく途であることを強調している。そのためには、主として、次の三つの方策が考えられなければならない。

① 人民主権にもとづく国家構造を打ち立てること。第一論文では、人民主権を基調とした国家機構論がはじめて明確に提示された点が評価されてもよいであろう。しかし、その展開は、なおも、不充分であった。また、徹底した男女平等論を展開しつつ、男女平等の普通選挙権を主張している点も大いに評価されてよい。なお、第一論文で提示されている国家機構論は、たんに人民主権国家のみならず、あらゆる国家形態に認められる国家機構について的一般理論である点は看過されてはならない。

② 最高作動権力を含む国家機関のそれぞれの担当者たちが、**a** 道徳的適性能力、**b** 知的適性能力、**c** 職能的適性能力の三点において最大限の能力を確保することが、国家の経済性を最大限に確保する途であることが強調されている。そこに、かれは、経済性のみならず、政治的安全が実現をみると考えていた。

③ 世論法廷論が、はじめて明確な形で展開されている点が注目されるべきである。世論法廷は、代表制民主主義の究極的な安全装置として位置づけられ、大衆的サンクション、ないしは、道徳的サンクションの強制力が発現する場としてとらえられている。しかし、その体系的な展開は、『憲法典』を待たなければならなかった。

第二論文「諸利害の同一化」における「諸利害」とは、個別的利害と普遍的利害のことである。第二論文では、諸利害の同一化が実現をみない理由はその国家の構造的な欠陥のうちにあるとしつつ、諸利害の同一化を実現するためには、そのような国家構造を変革しなければならぬことが強調されている。諸利害を同一化する唯一の国家構造は、代表制民主主義のみである。ベンサムは、代表制民主主義を大前提として上で、その最高構成権力の絶対性を主張しつつ、最高構成権力によって任用された最高作動権力の担当者の任期を一年とし、かつ、その再選禁止を主張している。それは、やがて、『憲法典』において、その全面的な展開をみるのである。

第三論文「最高作動権力」は、最高作動権力が絶対君主に把持されている場合を想定した上で、そのような絶対君主制の反人民的性格を根柢的に批判しようとしたものである。それは、ベンサムの執筆した論著の中で、最も激越な君主制批判となっている。第三論文において、かれは、政治理論的視点のみならず、歴史的視点をふまえた上で、君主制を徹底的に批判している。ここに、君主制に対するかれの不信感と絶望感は極限にまで達したといえる。ベンサム以外の思想家の中で、これほどまでに根柢的な君主制批判を展開した人物は存在しなかったというも過言ではないであろう。その内容を簡略にまとめることは、到底、不可能である。ここでかれが強調したかったことは、人民は君主によってその最大幸福を実現することはできないということであり、君主は人民の幸福を配慮することはありえず、自己の最大幸福しか考えていないということである。君主が人民に同感や愛情をもっていることはありえないのである。逆に、君主にとって人民は軽蔑と憎悪の対象でしかないのである。人民は、そのような君主に自己の運命と幸福を託すことはできない。人民は、自の力によって運命を切り拓き、その最大幸福を実現しなければならないのである。

第三論文では、結論的には、人民が最大多数の最大幸福を実現しうる国家形態は、唯一、代表制民主主義のみであ

ることが強調されている。そして、そのための突破口として、ベンサムは、議会の《急進的改革》を要求した。「急進的改革とは、現在の庶民院を代表制民主主義の原理にもとづいて組織し直された庶民院に取り替えることであり、君主と貴族院をその全権力とともに残すことである」(*ibid.*, p. 218)。これが、一八二二年のベンサムが到達した急進的な議会議改革論であった。

第四論文「憲法典の理論的根拠」の最大の意義は、『憲法典』には三つの第一原理があることを確認している点にある。それらの三つの第一原理とは、①最大多数の最大幸福の原理、②自利優先原理、ないしは、自己優先原理、③諸利益の接合指示原理、である。これら三つの第一原理の間には、次のような関係がある。「第一の第一原理は、あるべきところのものを宣言するところにある。第二の第一原理は、現にあるところのものを宣言するところにある。第三の第一原理は、あるべきところのものと一致するものをどのようにして実現しうるかを宣言するところにある」(*ibid.*, p. 235)。この視点からみても、第二の第一原理しか実現できない国家形態である君主制は、ベンサムの『憲法典』からは排除されなければならないのである。

最後に、第四論文第三章第七節の「擬制^{フイクション}」論の意義について、簡単にふれておきたい。ベンサムの擬制論は、つとに、有名なものである。一九三二年、C・K・オグデンの編集によって『ベンサムの擬制理論¹⁾』が公刊されたことも、周知の事実¹⁾に属する。

ベンサムによれば、君主権に関する王権神授説、無過失性理論、無謬性理論は、すべて擬制であり、かつ、誤謬である。さらには、自然法、自然権、人権、原始契約説、混合政体論、権力分立論、コモン・ロウ、判例法、慣習法等も、すべて擬制であり、かつ、誤謬である。かれが第四論文第三章の擬制論で最も強調したことは、そのような虚偽的な擬制理論によって人民はその最大幸福の実現を阻害されてきたのみならず、大いなる苦痛を強いられてき

たということであろう。それまでに歴史的に実在してきた君主制、貴族制、および、混合政体にもとづく支配者たちは、そのようなありうべくもない擬制理論を人民に対する有力な支配的手段の一つとして駆使してきた。その実際的な担い手は、法律家と称される特権階級であった。ベンサムは、ここで、このような擬制理論による支配の正統化は許しがたいとして、これを糾弾したのである。

「権力における不平等は、害悪の根源である。しかし、この意味での不平等は、社会の存続のためには避けがたいものである。その他のさまざまな側面における社会の幸福と矛盾しない限りにおいては、このような不平等を極力解消してゆくことが望ましい」(ibid., p. 320)。それまでにさまざまな形で主張された擬制理論は、そのような政治的不平等を正当化しようとして、糊塗しようとして、利用されてきたのであった。政治社会における支配者と被支配者とを峻別したベンサムにあっては、その限りでの政治的不平等は避けがたいものではあった。けれども、それ以上の政治的不平等は、これを極力解消してゆかなければならない。そこに、かれの男女平等の普通選挙権の要求の根拠もあつた。ところが、それまでのさまざまな形の擬制理論は、政治的不平等を拡大する役割を果たしてきたのである。かれがこのような擬制理論を根柢的に批判した所以である。

しかしながら、ひるがえって、ベンサムの代表制民主主義論や世論法廷論がかれの批判した擬制理論から免れうるものであるかを問うならば、そこにはまた別の新しい根柢的な問題が提起されざるをえないであろう。そして、これは、二〇世紀末を思索しているわれわれに、社会科学とは何か、あるいは、政治理論とは何か、を問いかけているようにも思われるのである。

(1) Ogden, C. K. (ed.), *Bentham's Theory of Fictions*, 1932.

(一九九三年八月二十六日脱稿)